

官報

號外

大正十五年二月二十八日 日曜日

内閣印刷局

○第五十一回 帝國議會衆議院議事速記錄第二十二號

大正十五年二月二十七日(土曜日)午後一時
十九分開議

議事日程 第二十一號

大正十五年二月二十七日
午後一時開議

第一 府縣制中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第二 市制中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第三 町村制中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第四 北海道會法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第五 北海道地方費法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第六 水利組合法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第七 徵發令中郡及郡長ニ關スル規定

第一讀會

第八 右各議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員(選舉)

第一讀會

第九 日本興業銀行外二銀行ノ對支借款關係債務ノ整理ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會

第十 造幣局工場其ノ他改築費ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會

第十一 京都高等工業學校移轉改築費ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會

第十二 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(鳩山一郎君外八名提出)

第一讀會

第十三 漁業法中改正法律案(谷原公君外二名提出)

第一讀會

第十四 民事訴訟法中改正法律案(谷原公君外一名提出)

第一讀會

第十五 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(望月圭介君外二十二名提出)

第一讀會

第十六 治安警察法中改正法律案(清瀬一郎君外一名提出)

第一讀會

第十七 漁業財團抵當法中改正法律案(中村嘉壽君提出)

第一讀會

第十八 治安警察法中改正法律案(安藤正純君外三名提出)

第一讀會

第十九 寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案(安藤正純君外四名提出)

第一讀會

第二十 寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案(福井甚三君外四名提出)

第一讀會

第二十一 古社寺保存法中改正法律案(田中方逸君外四名提出)

第一讀會

第二十二 古社寺保存法中改正法律案(第一讀會)

第一讀會

第二十三 古社寺保存法中改正法律案(第一讀會)

第一讀會

第二十四 古社寺保存法中改正法律案(第一讀會)

第一讀會

第二十五 古社寺保存法中改正法律案(第一讀會)

第一讀會

第二十六 古社寺保存法中改正法律案(第一讀會)

第一讀會

出案左ノ如シ
(暴利取締令廢止ノ件)

定山溪喜茂別間鐵道敷設ニ關スル建議案
提出者 山本 厚三君 一柳仲次郎君
小池 仁郎君 神部 爲藏君
淺川 浩君 澤田 利吉君
手代木隆吉君

一大正十二年勅令第四百五號廢止法律案
一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
借家法中改正法律案

提出者 山本 厚三君 一柳仲次郎君
小池 仁郎君 神部 爲藏君
淺川 浩君 澤田 利吉君
手代木隆吉君

北海道農地特別處理法案
提出者 橋山勝太郎君 作間 耕逸君

提出者 丸山 浪彌君 奥野 小四郎君
栗林 五朔君 東 武君
松實喜代太君 黒住 成章君
岡田伊太郎君 山本 厚三君

深川下蘆別間鐵道敷設速成ニ關スル建議案
提出者 神部 爲藏君 淺川 浩君
一柳仲次郎君 手代木隆吉君
小池 仁郎君 澤田 利吉君
山本 厚三君

提出者 沖鄉縣救濟ニ關スル建議案
提出者 宜保 成晴君 麓 純義君
岸本 賀昌君 神村 吉郎君
大城幸之君 田中 隆三君
加藤 鯛一君 三輪市太郎君
神田 正雄君 中野 正剛君
戸澤民十郎君 井本 常作君
秦 豊助君 小久保喜七君
土屋清三郎君 岩崎 勤君
神部 爲藏君 戸澤民十郎君
澤田 利吉君 一柳仲次郎君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

羽幌下沙流別間鐵道敷設速成ニ關スル建議案
提出者 手代木隆吉君 山本 厚三君
一柳仲次郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 條似漁港修築速成ニ關スル建議案
提出者 手代木隆吉君 山本 厚三君
一柳仲次郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 浅川 浩君 神部 爲藏君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 浅川 浩君 神部 爲藏君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

提出者 小池 仁郎君 山本 厚三君
澤田 利吉君 仁郎君 小池 仁郎君
澤田 利吉君 仁郎君 淺川 浩君

金市余別間鐵道敷設ニ關スル建議案

提出者 澤田 利吉君

手代木隆吉君

手代木隆吉君

爲藏君

名寄羽幌間鐵道敷設速成ニ關スル建議

案

提出者 浅川 浩君

手代木隆吉君

手代木隆吉君

手代木隆吉君

利吉君

福島縣松川浦ニ避難港修築ニ關スル建議

案

提出者 小池 仁郎君

手代木隆吉君

手代木隆吉君

手代木隆吉君

利吉君

福島縣松川浦ニ避難港修築ニ關スル建議

案

提出者 大島 要三君

糸野九右衛門君

糸野九右衛門君

利吉君

福島縣松川浦ニ避難港修築ニ關スル建議

案

提出者 一柳仲次郎君

神部 厚三君

神部 厚三君

利吉君

福島縣松川浦ニ避難港修築ニ關スル建議

案

提出者 一柳仲次郎君

小池 仁郎君

小池 仁郎君

利吉君

福島縣松川浦ニ避難港修築ニ關スル建議

案

提出者 大島 要三君

糸野九右衛門君

糸野九右衛門君

利吉君

福島縣松川浦ニ避難港修築ニ關スル建議

案

提出者 箕浦 勝人君

田中 善立君

田中 善立君

福島縣松川浦ニ避難港修築ニ關スル建議

案

小池 仁郎君

利吉君

一七七六 極口 秀雄君

利吉君

一七七八 河野 秀雄君

利吉君

一七七九 河野 味君

利吉君

一七七〇 河野 味君

利吉君

一七七一 河野 味君

利吉君

</

實韻語シテ居ル、ソレカラ又驚クベキ事實ト致シマシテ、只今報告ガ參ツテ居リマスガ、其山東カラ參ツタ報告ニ依リマスルト、勞兵費ト云フモノヲ強要シテ居ル、勞兵費トハ兵ヲ犒フ所ノ費用デアリマス、是ハ山東督辦ガ十五噸ノ貨車一輛ニ付テ百元ノ金ヲ取ルコトニナツテ居ルノテアリマシテ、之ニ對シテハ日本ノ商業會議所ハ全會一致ヲ以テ反對シテ居ルニ拘ラズ、督辦ハ此吾吾ノ使ツテ居ル所ノ貨車十五噸一車ニ對シテ百元ノ金ヲ強要シテ居ルト云フコトハ、是ハ明ニ條約違反デアル、斯ウ云フ事實ヲ目前ニ控ヘテ外務當局ハドウ云フ御處置ヲ執ラレルノデアルカ、ソレカラ山東鐵道引渡ノ際ニ於ケル細目條項ニ付テ、明ニ督辦ガ違反シテ居ルガ、之ヲ如何ニ爲サル御積リデアリマスカ、今日ノ儘ニ之ヲ放任シテ置キマスルナラバ、山東沿線約二万ノ同胞ハ殆ド飢餓ニ瀕スルノデアリマスガ、應急手段トシテ政府ハ如何ナル事ヲ爲サル積リデアルカ、而シテ是ハ條約ノ命ズル所デアリ、我ガ帝國ノ聲明書ニ明ニ宣言シテ居ル所デアリマスカラ、是ハ正當ノ要求ナケレバナラズ、其正當ノ要求ヲ當局ガセスト云フコトニナルナラバ、是ハ正義ノ前ニ勇氣が無イト言ハナケレバナラナイノデアリマス、斯ウ云フ意味合ニ於キマシテ、私ハ政府當局ニ此場合緊急ナル御處置ヲ冀ハナケレバナライノデアル、而シテソレハ一日モ忽ニスペカラザル狀況デアルト云フ、是ダケノ事實ヲ申上ダテ、之ニ對スル政府ノ御處置ヲ御伺スルノデアリマス(拍手)

於テモ拘ニ困ニタ事柄トシテ大ニ憂慮シテ居ルノデアリマス、之ニ就キマシテハ從來カラ、濟南或ハ青島ニ於ケル我ガ領事ヨリ又軍隊輸送ノ爲ニソレヲ引出サレテ、他ノ云フコトハ勿論デアリマス、當局ト致シマ線ニ持テ行クト云フヤウナ風ニ、何時モ不足勝デアルノデアリマス、此事ハ只今仰セノ如ク、山東ニ關スル條約違反デアルト云フコトハ勿論デアリマス、當局ト致シマシテモ、此點ニ付テ强硬ナル交渉ヲ致シテ居ルノデアリマス、併ナガラ何分ニモ御水知ノヤウナ支那ノ現状デアリマシテ、各督軍が争フテ居ル、殊ニ山東地方ハ今尙ホ國民軍ト相争ウテ居ルト云フヤウナ始末デアリマスガ爲ニ、先方カラ申シマスト云フト、緊急已ムヲ得ナイ狀態デアルト云フヤウナコトデ、日本カラ申シマスコトニ付テハ、尤トハ申シナガラ、其實行ガ十分運ベナインデアリマス、此點ハ洵ニ遺憾千萬ナ事ト思テ居リマス、併ナガラ此儘黙視スルコトノ出來ナイ事柄デアリマスガ爲ニ、政府ニ於キマシテハ十分今日マデノ努力ヲ繰返スト共ニ、新ナル何等カノ處置ヲ執ラウカト云ドモ、柏田君ノ御心配ノ如ク、政府ニ於テモ心配致シテ居リマシテ、出來得ルダケ膠濟鐵道ノ狀態ヲ原狀ニ復シ、十分我ガ帝國ノ權利ヲ保全シ、而シテ山東鐵道ノ營業ヲ來ルダケノ事ヲ將來ニ於テモ盡ス考デ居リマスカラ、之ヲ以テ御諒承願ヒタイト思マス

リナガラ、而シテ之ニ對シテ適當ノ御處置ヲ執ラナイト云フコトニ相成ルナラバ、私ハ今後ノ支那ノ交渉ト云フモノハ、容易ナリヌ難局ニ立至リハ、セヌカト思フノデアリマス、此意味ニ於テ何等カノ具體的處置ヲ執ラウカト云フ御詰デアリマシタカ、カト思フト云フ其具體的ノ御處置ト云フモノハ、何デアリマスカ、ソレヲ御伺致シタイト思ヒマス、ソレカラ十五噸貨車一輛ニ對シテ日本人カラ百元宛ヲ沒收シテ居ル、是等ノ事實ニ對シテハドウ爲サル御積リデアルカ、是ハ不法ニ金ヲ取ツテ居ルノデ、明ニ條約違反デアル、之ニ對シテハ御答辯ガナカニシテ、尼於キマシテ張督辦ト會見ヲ致シテ、此鐵道ノ運輸其他ノ事ニ付テ問答ヲシタル際ニ、タノデアリマス、而シテ一月ノ二十八日ニ山東ノ居留民大會ノ委員ガ、青島ノ提督館督辦ハスウ云フコトヲ言、テ居ル、機關車ノ運轉ニ關スル全權ハ、是ハ張局長並ニ兒玉事務所長ガ一任シタト、明ニ明言シテ居ルノデアリマスガ、日本ノ兒玉事務所長延ニ張局長ニ是ダケノ事實ヲ御認メニナシテ居ル、テ、外務御當局ハ何等カノ御處置ヲ執ラウカト思フナルト云フ緩慢ナコトデハ、私ハ到底山東在留二万ノ同胞ガ、枕ヲ高ウシテ眠ルコトハ出來ナイト思ヒマス、之ニ對シテ更ニ的確ナル御答辯ヲ請フノデアリマス

〔政府委員男爵矢吹省三君登壇〕

コトバ、是ハ日本ノ官憲ガテ席重ニ交渉至シマシテ、遂ニ其事ヲ實行スルコトハ止メタ苦ト私ハ心得テ居リマス、而シテ如何ナル案ヲ取ルカト云フコトハ、實ハ今明ル兼ルノデアリマシテ、之ヲ申上ダレバ以ハ御満足ヲ得ルカモ知レヌト存ジマスガ、之ヲ只今申上兼ルノヲ遺憾ト思ヒマス、而シテ條約違反デアルコトヲ認メナガラ、斯クシテ居ルコトハ緩慢デハナイカト云フ御叱責ハ、一應御尤ト思ヒマスルガ、實ハ支那ニ於テ條約違反ノ如キ事柄ハ、柏田君モ御承知ノ如ク從來多々起タノデアリマシテ、是ハ單リ日本ニ對シテノミナラズ、各國ニ對シテ屢々左様ナ事ガアルノデゴザイマシテ、其都度嚴重ニ、何レモ各國トモ交渉シテ居ルニモ拘ラズ、何分ニモ支那ノ現状斯ノ如キ始末デアリマスガ爲ニ、其目的ヲ十分分達シ難イノデアリマス、併ナガラ勿論其權利主張ノ上ニ於テハ、支那ノ現状ガ斯様デアルト云フコトヲ以テ、決シテ忽ニスベキデハナイノデアリマシテ、嚴重ノ上ニモ更ニ嚴重ヲ重ネテ交渉致ス積リテ今日ハ居リマス

府提出

於テハ投票ノ當日投票函、投票錄及選舉人名簿ヲ選舉長ニ送致スヘシ

第二十二條中「投票函」ヲ「投票函、投票錄及選舉人名簿」ニ改ム

第二十三條 選舉長ハ市長又ハ府縣知事ノ指定シタル官吏ヲ以テ之ニ充ツ

選舉長ハ選舉會ニ關スル事務ヲ擔任ス

選舉會ハ市役所又ハ選舉長ノ指定シタ

選舉會ハ市町村長ニ之ヲ告

ル場所ニ之ヲ開ク

選舉長ハ豫メ選舉會ノ場所及日時ヲ告

示スヘシ

第二十三條ノ二 府縣知事特別ノ事情アリト認ムルトキハ區劃ヲ定メテ開票區ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ開票區ヲ設タル場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ

定ム

第二十四條 第十六條ノ規定ハ選舉立會人ニ之ヲ準用ス

第二十五條 選舉長ハ總アノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日ノ翌日選舉會ヲ開キ選舉會人立會ノ上投票函ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘシ但シ場合ニ依リ投票函ノ送致ヲ受ケタル日選舉會ヲ開クコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ開票區ヲ設タル場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ

定ム

第二十六條 第十六條ノ規定ハ選舉立會人ニ之ヲ準用ス

第二十七條 左ノ投票ハ之ヲ無效トス

第一成規ノ用紙ヲ用キサルモノ

二 議員候補者ニ非サル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三 一投票中一人以上ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四 被選舉權ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

五 議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ爵位、職業、身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノ

ハ此ノ限ニ在ラス

六 議員候補者ノ氏名ヲ自書セサルモノ

ノ

七 議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカ

ヲ確認シ難キモノ

八 府縣會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

ハ此ノ限ニ在ラス

九 記載シタルモノ

ハ此ノ限ニ在ラス

十 記載シタルモノ

ハ此ノ限ニ在ラス

十一 記載シタルモノ

ハ此ノ限ニ在ラス

十二 記載シタルモノ

ハ此ノ限ニ在ラス

十三 記載シタルモノ

ハ此ノ限ニ在ラス

十四 記載シタルモノ

ハ此ノ限ニ在ラス

十五 記載シタルモノ

ハ此ノ限ニ在ラス

十六 記載シタルモノ

ハ此ノ限ニ在ラス

十七 記載シタルモノ

ハ此ノ限ニ在ラス

十八 記載シタルモノ

ハ此ノ限ニ在ラス

十九 記載シタルモノ

ハ此ノ限ニ在ラス

二十 記載シタルモノ

ハ此ノ限ニ在ラス

二十一 記載シタルモノ

ハ此ノ限ニ在ラス

ニ關スル頗末ヲ記載シ之ヲ朗讀シ二人以上ノ選舉立會人ト共ニ之ニ署名スヘシ

シ

選舉錄、投票錄、投票其ノ他ノ關係書類ハ選舉長(府縣知事ノ指定シタル官吏選舉長タル場合ニ於テハ府縣知事)ニ

於テ、府縣會議員選舉ニ用キタル選舉人名簿ハ市町村長ニ於テ議員ノ任期間に之ヲ保存スヘシ

第三十一條第一項ヲ左ノ如ク改ム

當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ且選舉錄及投票錄ノ寫ヲ添へ之ヲ府縣知事ニ報告スヘシ

シ當選者ナキトキハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ且選舉錄及投票錄ノ寫ヲ添へ之ヲ府縣知事ニ報告スヘシ

第三十二條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム但シ其ノ選舉區ノ配當議員數ヲ以テ有効投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分之一以上ノ得票アルコトヲ要ス

ノ

第三十三條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム但シ其ノ選舉區ノ配當議員數ヲ以テ有効投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分之一以上ノ得票アルコトヲ要ス

ノ

第三十四條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム但シ其ノ選舉區ノ配當議員數ヲ以テ有効投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分之一以上ノ得票アルコトヲ要ス

ノ

第三十五條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム但シ其ノ選舉區ノ配當議員數ヲ以テ有効投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分之一以上ノ得票アルコトヲ要ス

ノ

第三十六條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム但シ其ノ選舉區ノ配當議員數ヲ以テ有効投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分之一以上ノ得票アルコトヲ要ス

ノ

第三十七條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム但シ其ノ選舉區ノ配當議員數ヲ以テ有効投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分之一以上ノ得票アルコトヲ要ス

ノ

第三十八條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム但シ其ノ選舉區ノ配當議員數ヲ以テ有効投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分之一以上ノ得票アルコトヲ要ス

ノ

第三十九條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム但シ其ノ選舉區ノ配當議員數ヲ以テ有効投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分之一以上ノ得票アルコトヲ要ス

ノ

第四十條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム但シ其ノ選舉區ノ配當議員數ヲ以テ有効投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分之一以上ノ得票アルコトヲ要ス

ノ

第四十一條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム但シ其ノ選舉區ノ配當議員數ヲ以テ有効投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分之一以上ノ得票アルコトヲ要ス

ノ

第四十二條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム但シ其ノ選舉區ノ配當議員數ヲ以テ有効投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分之一以上ノ得票アルコトヲ要ス

ノ

第四十三條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム但シ其ノ選舉區ノ配當議員數ヲ以テ有効投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分之一以上ノ得票アルコトヲ要ス

ノ

第四十四條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム但シ其ノ選舉區ノ配當議員數ヲ以テ有効投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分之一以上ノ得票アルコトヲ要ス

ノ

第四十五條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム但シ其ノ選舉區ノ配當議員數ヲ以テ有効投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分之一以上ノ得票アルコトヲ要ス

ノ

又ハ補闕選舉ノ告示ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

六 第三十四條ノ二ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果當選無効ト爲リタルトキ

前項ノ事由第三十一條第二項、第三項

若ハ第六項ノ規定ニ依ル期限前ニ生シタル場合ニ於テ第二十九條第一項但書ノ得票者ニシテ當選者ト爲ラサリシ者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ生シタル場合ニ於テ第二十九條第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ當選者ト

シ且選舉錄及投票錄ノ寫ヲ添へ之ヲ府縣知事ニ報告スヘシ

シ

前項ノ場合ニ於テ第二十九條第一項但書ノ得票者ニシテ當選者ト爲ラサリシ者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムヘシ

シ

前項ノ場合ニ於テ第二十九條第一項但書ノ得票者ニシテ當選者ト爲ラサリシ者アルトキハ之ヲ當選者ト定ムコトヲ得ス此ノ場合ニ於テハ第三十七條第二項ノ規定ヲ準用ス

シ

前項ノ場合ニ於テ第二十九條第一項但書ノ得票者ニシテ當選者ト爲ラサリシ者アルトキハ之ヲ當選者ト定ムコトヲ得サル事由已ミタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

シ

事ハ七日以内ニ之ヲ府縣參事會ノ決定

ニ付スヘシ

府縣知事選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ畢

議アルトキハ第一項申立ノ有無ニ拘ラ

ス第三十一條第一項ノ報告ヲ受ケタル

日ヨリ三十日以内ニ府縣參事會ノ決定

ニ付スルコトヲ得

第三十四條ノ二 衆議院議員選舉法第百

十條ノ規定ノ準用ニ依リ當選ヲ無効ナ

リト認ムルトキハ選舉人又ハ議員候補

者ハ當選者ヲ被告トシ第三十一條第一

項告示ノ日ヨリ三十日以内ニ控訴院ニ

出訴スルコトヲ得

衆議院議員選舉法第二百三十六條ノ規定

ノ準用ニ依リ選舉事務長カ同法第二百十

二條又ハ第二百三十三條ノ規定ノ準用ニ依

ル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルニ因リ當

選ヲ無効ナリト認ムルトキハ選舉人又

ハ議員候補者ハ當選者ヲ被告トシ其ノ

裁判確定ノ日ヨリ三十日以内ニ控訴院ニ

出訴スルコトヲ得

前一項控訴院ノ判決ニ不服アル者ハ大

審院ニ上告スルコトヲ得

衆議院議員選舉法第八十五條、第八十

七條及第二百四十一條ノ規定ハ前三項ノ

規定ニ依ル訴訟ニ之ヲ準用ス

第三十五條第一項ニ左ノ但書ヲ加へ第二

項ヲ削ル

但シ當選ニ異動ヲ生スルノ虞ナキ者ヲ

區分シ得ルトキハ其ノ者ニ限り當選ヲ失フコトナシ

第三十六條 選舉無効ト確定シタルトキハ三箇月以内ニ更ニ選舉ヲ行フヘシ

當選無効ト確定シタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テハ第三十二條第三項ノ規定ヲ

準用ス

當選者ナキトキ、當選者ナキニ至リタルトキ又ハ當選者其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ニ達セサルトキ若ハ定數ニ達セサルニ至リタルトキハ三箇月以内ニ更ニ選舉ヲ行フヘシ

第三十二條第四項及第五項ノ規定ハ第

一項及前項ノ選舉ニ之ヲ準用ス

第三十七條第一項中左ノ如ク改ム

二 破產者ト爲リタルトキハ

同條項ノ次ニ左ノ一項ヲ「第三項中「通

知ヲ受ケタルトキハ」」下ニ「七日以内ニ」ヲ加フ

府縣會議員ハ住所ヲ移シタル爲被選舉

權ヲ失フコトアルモ其ノ住所同府縣内ニ在ルトキハ之カ爲其ノ職ヲ失フコトナシ但シ同府縣内ニ於テ住所ヲ移シタル後被選舉權ヲ失フヘキ其ノ他ノ事由ニ該當スルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十九條 府縣會議員ノ選舉ニ付テハ衆議院議員選舉法第十章及第十一章並

第一百四十條第二項及第二百四十二條ノ規

定ヲ準用ス但シ議員候補者一人ニ付定

ムヘキ選舉事務所ノ數選舉委員及選

舉事務員ノ數並選舉運動費用ノ額三關

シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第五十一條第二項中「開會ノ日ヨリ少ク

トモ十四日前」ヲ「開會ノ日前十四日目マ

テニ改ム

第五十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

議長ハ其ノ職務ヲ行フ場合ニ於テモ之

カ爲議員トシテ議決ニ加ハルノ權ヲ失

第六十四條第二項ヲ削ル

第六十六條第五項中「毎年」ヲ「隔年」ニ、

同條第六項中「後任者就任ノ前日マテ」ヲ

後任者ノ就任スルニ至ルマテ」ニ改メ同

條ニ左ノ一項ヲ加フ

名譽職參事會員ハ其ノ選舉ニ關スル

八十二條第一項ノ處分確定シ又ハ判決

アルマテハ會議ニ參與スルノ權ヲ失ハ

ス

第三十六條 選舉無効ト確定シタルトキハ三箇月以内ニ更ニ選舉ヲ行フヘシ

當選無効ト確定シタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テハ第三十二條第三項ノ規定ヲ

準用ス

當選者ナキトキ、當選者ナキニ至リタルトキ又ハ當選者其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ニ達セサルトキ若ハ定數ニ達セサルニ至リタルトキハ三箇月以内ニ更ニ選舉ヲ行フヘシ

第三十二條第四項及第五項ノ規定ハ第

第八十條第一項中「郡島ノ官吏吏員又ハ」ヲ削ル

第九十六條第二項中「前項ノ異議ハ」ヲ

「前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ」ヲ

知事ハ七日以内ニ改ム

第百條第一項中「其ノ細則ニハ過料五圓以下ノ罰則ヲ設クルコトヲ得」ヲ及同條

第二項ヲ削ル

第一百條左ノ一項ヲ加フ

府縣ハ公益上其ノ他ノ事由ニ因リ課稅ヲ不適當トスル場合ニ於テハ命令ノ定期所ニ依リ府縣稅ヲ課セサルコトヲ

得

第一百一條 府縣ノ一部ニ對シ特ニ利益

アル事件ニ關シテハ府縣ハ不均一ノ賦

課ヲ爲シ又ハ府縣ノ一部ニ對シ賦課ヲ

爲スコトヲ得

第一百二十四條 詐僞其ノ他ノ不正ノ行爲ニ

依リ使用料ノ徵收ヲ免レ又ハ府縣稅ヲ

通脫シタル者ニ付テハ府縣知事ハ府縣

會ノ議決ヲ經テ其ノ徵收ヲ免レ又ハ通

脫シタル金額ノ三倍ニ相當スル金額

（其ノ金額五圓未滿ナルトキハ五圓）以

下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

前項ニ定ムルモノヲ除ク外使用料、手

數料及府縣稅ノ賦課徵收ニ關シテハ

縣知事ハ府縣會ノ議決ヲ經テ五圓以下

ノ過科ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

財產又ハ營造物ノ使用ニ關シ亦同シ

過料ヲ科シ及之ヲ徵收スルハ府縣知事

之ヲ掌ル其ノ處分ニ不服アル者ハ行政

裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一百五條 第三項中「前一項ノ異議ハ」ヲ

「前一項ノ異議ノ申立アリタルトキハ」ヲ

「前一項ノ異議ノ申立アリタルトキハ」ヲ

「前一項ノ異議ノ申立アリタルトキハ」ヲ

「前一項ノ異議ノ申立アリタルトキハ」ヲ

第三十七條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第七十三條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第七十九條 削除

決定ニ付セラレタル日ヨリ三箇月以内ニ之ヲ爲スヘシ

府縣參事會訴願ヲ受理シタルトキハ其ノ日ヨリ三箇月以内ニ之ヲ裁決スヘシ

第一 削除

第一百三十三條中左ノ如ク改ム

賦課ヲ爲シ又ハ府縣ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スコト

第一百四十二條 本法中官吏ニ關スル規定

ハ待遇官吏ニ之ヲ適用ス

第一百四十三條 第四條第二項但書ノ市ニ

於テハ第二章第一款中市ニ關スル規定ハ區ニ市長ニ關スル規定ハ區長ニ、市役所ニ關スル規定ハ區役所ニ之ヲ適用ス

第一百四十四條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スル

モノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一門

村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長、其ノ組合吏員ハ之ヲ町村吏員、其ノ組合

役場ハ之ヲ町村役場ト看做ス

第一百四十五條 從前郡長又ハ島司ノ管轄

シタル區域内ニ於テ市ノ設置アルタルトキ又ハ其ノ區域ノ境界ニ涉リテ市町村

亦自ラ變更シタルモノト看做ス

從前郡長又ハ島司ノ管轄シタル區域ノ境

界ニ涉リテ町村ノ設置アリタル場合ニ於

テ本法ノ適用ニ付其ノ町村ノ屬スヘキ區域ハ內務大臣之ヲ定ム

附則

本法中議員選舉ニ關スル規定ハ次ノ總選

舉ヨリ之ヲ施行シ其ノ他ノ規定ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

次ノ總選舉ニ至ルマデノ間從前ノ第九

條第十二條第十四條、第二十一條、第

二十三條乃至第二十五條、第三十條及三

十四條ノ規定ニ依リ難キ事項ニ付テハ勅

令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

大正十五年市制中改正法律又ハ町村制中

改正法律中公民權ニ關スル規定ハ之ヲ施

行セサル市町村ニ於テハ府縣制中市町村
公民ニ關スル規定ノ適用ニ付之ヲ施行シ
タルモノト看做ス此ノ場合ニ於テ議員ノ
選舉ニ必要ナル選舉人名簿ニ關シテハ命
令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得
大正十五年市制中改正法律又ハ町村制中
改正法律中公民權ニ關スル規定ハ之ヲ施
行シタル市町村ニ於テハ府縣制中市町村
公民ニ關スル規定ノ適用ニ付次ニ總選舉
ニ至ルマテノ間未タ之ヲ施行セサルモノ
ト看做ス

本法施行ノ際大正十四年法律第四十七號
衆議院議員選舉法未タ施行セラレタル場
合ニ於テハ本法ノ適用ニ付テハ同法ハ既
ニ施行セラレタルモノト看做ス

本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ
之ヲ定ム

第一 市制中改正法律案(政府提出)

第一 議會

市制中改正法律案

第三條第二項中「市ハ一年以上四年以下
削ル

第四條第二項中「前項ノ例」ヲ「前條第二
項ノ例」ニ改ム

第七條第二項及第三項ヲ削ル

第九條 帝國臣民タル年齢二十五年以上
ノ男子ニシテ一年以來市住民タル者ハ其
ノ市公民トス但シ左ノ各號ノ一二該當
スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 削除

第十六條第一項中「二級選舉ノ爲ノミニ
付亦同シ」及同條第五項ヲ削ル

第十七條 特別ノ事情アルトキハ市ハ區
割ヲ定メテ投票分會ヲ設クルコトヲ得

第十八條 選舉權ヲ有スル市公民ハ被選
舉權ヲ有ス

在職ノ檢事、警察官吏及收稅官吏ハ被
選舉權ヲ有セス

市ニ對シ請負ヲ爲シ又ハ市ニ於テ費用
ヲ負擔スル事業ニ付市長若ハ其ノ委任
有セス

十五章又ハ第三十六章乃至第三十九
章ニ掲クル罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役
ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ

又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ
要スルトキハ市長ハ直ニ之ヲ修正シ第

執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後
其ノ刑期ノ二倍ニ相當スル期間ヲ經
過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間五
年ヨリ短キトキハ五年トス

七 六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又
ハ前號ニ掲クル罪以外ノ罪ヲ犯シ六
年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執
行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキ
ニ至ル迄ノ者

市ハ前項一年ノ制限ヲ特免マルコトヲ得

第一項二年ノ期間ハ市町村ノ廢置分合
又ハ境界變更ノ爲中断セラルコトナ
シ

第十條第二項中「市ハ一年以上四年以下
其ノ市公民權ヲ停止シ場合ニ依リ其ノ停
止期間以内其ノ者ノ負擔ノヘキ市稅ノ十
分ノ一以上四分ノ一以下ヲ增課スルコト
ヲ得」ヲ「市ハ一年以上四年以下其ノ市
公民權ヲ停止スルコトヲ得」ニ改ム

第十一條 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者
(未タ入營セサル者及歸休下士官兵ヲ
除ク) 及戰時若ハ事變ニ際シ召集中ノ
者ハ市ノ公務ニ參與スルコトヲ得ス兵
籍ニ編入セラレタル學生生徒(勅令ヲ
以テ定ムル者ヲ除ク) 及志願ニ依リ國
民軍ニ編入セラレタル者亦同シ

第十四條中「第十一條第三項ノ場合ニ當
ル者」ヲ「第十一條ノ規定ニ該當スル者」
ニ改ム

第十五條 削除

第十六條第一項中「二級選舉ノ爲ノミニ
付亦同シ」及同條第五項ヲ削ル

第十七條 特別ノ事情アルトキハ市ハ區
割ヲ定メテ投票分會ヲ設クルコトヲ得

第十八條 選舉權ヲ有スル市公民ハ被選
舉權ヲ有ス

在職ノ檢事、警察官吏及收稅官吏ハ被
選舉權ヲ有セス

市ニ對シ請負ヲ爲シ又ハ市ニ於テ費用
ヲ負擔スル事業ニ付市長若ハ其ノ委任
有セス

第十九條第一項中「總選舉ノ第一日」ヲ
「總選舉ノ日」ニ、同條第三項ヲ左ノ如ク
改ム

兼ヌルコトヲ得ス

第十九條第一項中「總選舉ノ第一日」ヲ
「總選舉ノ日」ニ、同條第三項ヲ左ノ如ク
改ム

兼ヌルコトヲ得ス

第六條ノ市ニ於テハ市長ハ區長ヲシテ
前項ノ例ニ依リ選舉人名簿ヲ調製セシ
ムヘシ

市ノ有給ノ吏員教員其ノ他ノ職員ニシ
テ在職中ノ者ハ其ノ市ノ市會議員ト相
互に選舉スヘシ

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲解任ヲ
要スル者アルトキハ市長抽籤シテ之ヲ
定ム但シ關員アルトキハ其ノ關員ヲ以
テ之ニ充ツヘシ

前項但書ノ場合ニ於テ關員ノ數解任ヲ
要スル者ノ數ニ満チサルトキハ其ノ不
足ノ員數ニ付市長抽籤シテ解任スヘキ
者ヲ定メ關員ト爲リタル時同
ヲ超ユルトキハ解任ヲ要スル者ニ充ツ
シキトキハ市長抽籤シテ之ヲ定ム

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲解任ヲ
要スル者アル場合ニ於テ選舉區アルト
キハ第十六條ノ市條例中ニ其ノ解任ヲ
要スル者ノ選舉區ヲ規定シ市長抽籤シ
テ之ヲ定ム但シ解任ヲ要スル者ノ選舉
區ニ關員アリタルトキハ其ノ關員ヲ以
テ之ニ充ツヘシ此ノ場合ニ於テハ前項
ノ例ニ依ル

第二十一條ノ三 選舉人名簿ニ關シ關係
者ニ於テ異議アルトキハ縱覽期間内ニ
之ヲ市長ハ縱覽開始ノ日前三日目迄ニ縱覽
ノ場所ヲ告示スヘシ

第二十一條ノ二 市長ハ十一月五日ヨ
リ十五日間市役所(第六條ノ市ニ於テ
ハ區役所)又ハ其ノ指定シタル場所ニ
於テ選舉人名簿ヲ關係者ノ縱覽ニ供ス
ヘシ

第六條ノ市ニ於テハ區長ヲ
前項ノ決定スヘシ

第二十一條ノ三 選舉人名簿ニ關シ關係
者ニ於テ異議アルトキハ縱覽期間内ニ
之ヲ市長ハ縱覽期間満了後三日以内
ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ之
ヲ決定スヘシ

第二十一條ノ四 選舉人名簿ハ十二月二
十五日ヲ以テ確定ス

前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ
訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ市
長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコト
ヲ得

第一項ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコ
トヲ得

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會
ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第三項ノ裁決ニ
不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコ
トヲ得

第一項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會
ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第三項ノ裁決ニ
不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコ
トヲ得

六條ノ市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ修正

セシムヘシ

選舉人名簿ヲ修正シタルトキハ市長ハ直ニ其ノ要領ヲ告示シ第六條ノ市ニ於

テハ區長ヲシテ之ヲ告示セシムヘシ

投票分會ヲ設クルトキハ市長ハ確定名簿ニ依リ分會ノ區劃毎ニ名簿ノ抄本ヲ

調製スヘシ第六條ノ市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ調製セシムヘシ

第二十一條ノ五 第二十一條ノ三ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ選舉人名簿無効ト爲リタルキハ更ニ名簿ヲ調製スヘシ

天災事變等ノ爲必要アルトキハ更ニ名簿ヲ調製スヘシ

前二項ノ規定ニ依ル名簿ノ調製、縱覽、確定及異議申立て對各市會ノ決定ニ關スル期日及期間ハ府縣知事ノ定ム

市ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ名簿ニ關シ其ノ分合其ノ他必

要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一十二條 市長ハ選舉ノ期日前七日目

(第三十九條ノ一ノ市ニ於テハ二十日目)

迄ニ選舉會場(投票分會場)ヲ含ム以下

之ニ同シ)投票ノ日時及選舉スヘキ議員數(選舉區アル場合ニ於テハ各選舉區ニ於テ選舉スヘキ議員數)ヲ告示ス

ヘシ投票分會ヲ設クル場合ニ於テハ併

セテ其ノ區劃ヲ告示スヘシ

總選舉ニ於ケル各選舉區ノ投票ハ同日

時ニ之ヲ行フ投票分會ノ投票ハ選舉會ト同日時ニ之ヲ行フ

投票分會ノ投票ハ選舉會ト同日時ニ之ヲ行フ

天災事變等ノ爲投票ヲ行フコト能ハサルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルトキハ市長ハ其ノ投票ヲ行フヘキ選舉會又ハ投票分會ノミニ付更二期日ヲ定期投票ヲ行ハシムヘシ此ノ場合ニ於テ選舉會場及投票ノ日時ハ選舉ノ期日前五日迄ニ之ヲ告示スヘシ

第一十三條第三項乃至第五項ヲ左ノ如ク改ム

市長(第六條ノ市ニ於テハ區長)ハ選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ二人乃至四人ノ選舉立會人ヲ選任スヘシ

但シ選舉區アルトキハ各別ニ選舉立會人ヲ設クヘシ

投票分會ハ市長ノ指名シタル吏員投票分會長ト爲リ之ヲ開閉シ其ノ取締ニ任

斯

市長(第六條ノ市ニ於テハ區長)ハ分會ノ區劃内ニ於ケル選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ一人乃至四人ノ投票立會人ヲ選任スヘシ

投票立會人及投票立會人ハ名譽職トス

第二十四條中「分會長」ヲ「投票分會長」ニ改ム

前二項ノ規定ニ依ル名簿ノ調製、縱覽、確定及異議申立て對各市會ノ決定ニ關スル期日及期間ハ府縣知事ノ定ム

市ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ名簿ニ關シ其ノ分合其ノ他必

要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一十二條 市長ハ選舉ノ期日前七日目

(第三十九條ノ一ノ市ニ於テハ二十日目)

迄ニ選舉會場(投票分會場)ヲ含ム以下

之ニ同シ)投票ノ日時及選舉スヘキ議員數(選舉區アル場合ニ於テハ各選舉區ニ於テ選舉スヘキ議員數)ヲ告示ス

ヘシ投票分會ヲ設クル場合ニ於テハ併

セテ其ノ區劃ヲ告示スヘシ

總選舉ニ於ケル各選舉區ノ投票ハ同日

時ニ之ヲ行フ投票分會ノ投票ハ選舉會ト同日時ニ之ヲ行フ

投票分會ノ投票ハ選舉會ト同日時ニ之ヲ行フ

天災事變等ノ爲投票ヲ行フコト能ハサルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルトキハ市長ハ其ノ投票ヲ行フヘキ選舉會又ハ投票分會ノミニ付更二期日ヲ定期投票ヲ行ハシムヘシ此ノ場合ニ於テ選舉會場及投票ノ日時ハ選舉ノ期日前五日迄ニ之ヲ告示スヘシ

投票分會長又ハ投票立會人ニ於テ異議

アル選舉人ニ對シテモ亦前二項ニ同シ

第二十七條 市長ハ豫メ開票ノ日時ヲ告

人乃至四人ノ選舉立會人ト共ニ之ニ署名ス

人ヲ設クヘシ

投票分會ハ市長ノ指名シタル吏員投票

分會長ト爲リ之ヲ開閉シ其ノ取締ニ任

斯

市長(第六條ノ市ニ於テハ區長)ハ分會ノ區劃内ニ於ケル選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ一人乃至四人ノ投票立會人ヲ選任スヘシ

投票立會人及投票立會人ハ名譽職トス

第二十四條中「分會長」ヲ「投票分會長」ニ改ム

前二項ノ規定ニ依ル名簿ノ調製、縱覽、確定及異議申立て對各市會ノ決定ニ關スル期日及期間ハ府縣知事ノ定ム

市ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ名簿ニ關シ其ノ分合其ノ他必

要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一十二條 市長ハ選舉ノ期日前七日目

(第三十九條ノ一ノ市ニ於テハ二十日目)

迄ニ選舉會場(投票分會場)ヲ含ム以下

之ニ同シ)投票ノ日時及選舉スヘキ議員數(選舉區アル場合ニ於テハ各選舉區ニ於テ選舉スヘキ議員數)ヲ告示ス

ヘシ投票分會ヲ設クル場合ニ於テハ併

セテ其ノ區劃ヲ告示スヘシ

總選舉ニ於ケル各選舉區ノ投票ハ同日

時ニ之ヲ行フ投票分會ノ投票ハ選舉會ト同日時ニ之ヲ行フ

投票分會ノ投票ハ選舉會ト同日時ニ之ヲ行フ

天災事變等ノ爲投票ヲ行フコト能ハサルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルトキハ市長ハ其ノ投票ヲ行フヘキ選舉會又ハ投票分會ノミニ付更二期日ヲ定期投票ヲ行ハシムヘシ此ノ場合ニ於テ選舉會場及投票ノ日時ハ選舉ノ期日前五日迄ニ之ヲ告示スヘシ

投票分會長又ハ投票立會人ニ於テ異議

會ニ關スル願末ヲ記載シ之ヲ朗讀シ二

人以上ノ選舉立會人ト共ニ之ニ署名ス

ヘシ

各選舉區ノ選舉長ハ選舉錄(第六條ノ市ニ於テハ其ノ寫)ヲ添へ當選者ノ住

所氏名ヲ市長ニ報告スヘシ

投票分會長ハ投票錄ヲ作リ投票ニ關ス

ル願末ヲ記載シ之ヲ朗讀シ二人以上ノ投票立會人ト共ニ之ニ署名ス

ヘシ

投票立會人及投票立會人ハ名譽職トス

所氏名ヲ市長ニ報告スヘシ

投票分會長ハ投票錄ト同時ニ投票錄ヲ

選舉長ニ送致スヘシ

投票立會人及投票立會人ハ投票、選舉人名簿其

總テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日又ハ

其ノ翌日)選舉立會人立會ノ上投票函

ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ

計算スヘシ

前項ノ計算終リタルトキハ選舉長ハ先

ツ第二十五條ノ三第二項及第四項ノ投

票ヲ調査スヘシ其ノ投票ノ受理如何ハ

選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルト

キハ選舉長之ヲ決スヘシ

選舉長ハ選舉立會人ト共ニ投票ヲ點檢

スヘシ

天災事變等ノ爲開票ヲ行フコト能ハサルトキハ市長ハ更ニ開票ノ期日ヲ定ム

ヘシ此ノ場合ニ於テ選舉會場ノ變更ヲ要スルトキハ豫メ更ニ其ノ場所ヲ告示

スヘシ

第二十七條ノ三 選舉人ハ其ノ選舉會ノ

會長少クトモ一人ノ投票立會人ト共ニ

投票函ノ儘之ヲ選舉人ニ送致スヘシ

第二十五條ノ二 確定名簿ニ登錄セラレタル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス但シ選

舉人名簿ニ登錄セラルヘキ確定裁決書

又ハ判決書ヲ所持シ選舉ノ當日選舉會

ハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條ノ四 特別ノ事情アルトキハ市ハ府縣知事ノ許可ヲ得區劃ヲ定メテ

參觀ヲ求ムルコトヲ得但シ開票開始前

ハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條ノ四 特別ノ事情アルトキハ市ハ府縣知事ノ許可ヲ得區劃ヲ定メテ

參觀ヲ求ムルコトヲ得

各選舉區ノ選舉長ハ選舉錄(第六條ノ市ニ於テハ其ノ寫)ヲ添へ當選者ノ住

所氏名ヲ市長ニ報告スヘシ

投票分會長ハ投票錄ヲ作リ投票ニ關ス

ル願末ヲ記載シ之ヲ朗讀シ二人以上ノ

投票立會人及投票立會人ハ名譽職トス

所氏名ヲ市長ニ報告スヘシ

投票分會長ハ投票錄ト同時ニ投票錄ヲ

選舉長ニ送致スヘシ

投票立會人及投票立會人ハ投票、選舉人名簿其

總テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日又ハ

其ノ翌日)選舉立會人立會ノ上投票函

ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ

計算スヘシ

前項ノ計算終リタルトキハ選舉長ハ先

ツ第二十五條ノ三第二項及第四項ノ投

票ヲ調査スヘシ其ノ投票ノ受理如何ハ

選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルト

キハ選舉長之ヲ決スヘシ

選舉長ハ選舉立會人ト共ニ投票ヲ點檢

スヘシ

天災事變等ノ爲開票ヲ行フコト能ハサルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルトキハ市長ハ更ニ開票ノ期日ヲ定ム

ヘシ此ノ場合ニ於テ選舉會場ノ變更ヲ要スルトキハ豫メ更ニ其ノ場所ヲ告示

スヘシ

第二十八條第二項ヲ削ル

第二十九條第一項中「投票ノ拒否及效力」ヲ「投票ノ效力」ニ改メ同條第二項ヲ削

第三十條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ議員ノ定數(選舉區アル場合ニ於テハ其ノ選舉區ノ配當議員數)ヲ以テ

有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ六

分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

第三十條ノ二 諸選舉者選舉ノ期日後ニ於

テ被選舉權ヲ有セサルニ至リタルトキ

失ヒタルトキ

第三十一條 選舉長ハ選舉錄ヲ作リ選舉

投票分會長又ハ投票立會人ニ於テ異議

第三十二條第一項中「投票ノ拒否及效力」ヲ「投票ノ效力」ニ改メ同條第二項ヲ削

第三十三條 但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ議員ノ定數(選舉區アル場合ニ於テハ其ノ選舉區ノ配當議員數)ヲ以テ

有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ六

分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

第三十三條第三項乃至第五項ヲ左ノ如ク改ム

官報號外 大正十五年二月二十八日 改ム

第三十二條第一項中「投票ノ拒否及效力」ヲ「投票ノ效力」ニ改メ同條第二項ヲ削

第三十三條 但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ議員ノ定數(選舉區アル場合ニ於テハ其ノ選舉區ノ配當議員數)ヲ以テ

有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ六

分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

第三十三條第三項乃至第五項ヲ左ノ如ク改ム

官報號外 大正十五年二月二十八日 改ム

第三十二條第一項中「投票ノ拒否及效力」ヲ「投票ノ效力」ニ改メ同條第二項ヲ削

第三十三條 但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ議員ノ定數(選舉區アル場合ニ於テハ其ノ選舉區ノ配當議員數)ヲ以テ

有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ六

分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

第三十三條第三項乃至第五項ヲ左ノ如ク改ム

官報號外 大正十五年二月二十八日 改ム

四 死亡者ナルトキ
五 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セ
ラレ其ノ當選無効ト爲リタルトキ但シ
同一人ニ關シ前各號ノ事由ニ依ル選舉
又ハ補闕選舉ノ告示ヲ爲シタル場合
ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ事由前條第二項第三項、若ハ
第五項ノ規定ニ依ル期限前ニ生シタル
場合ニ於テ第三十條第一項但書ノ得票
者ニシテ當選者ト爲ラサリシ者アルト
キ又ハ其ノ期限經過後ニ生シタル場合
ニ於テ第三十條第二項ノ規定ノ適用ヲ
受クタル得票者ニシテ當選者ト爲ラサ
リシ者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其
ノ者ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムヘシ
前項ノ場合ニ於テ第三十條第一項但書
ノ得票者ニシテ當選者ト爲ラサリシ者
選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セサ
ルニ至リタルトキハ之ヲ當選者ト定ム
ルコトヲ得ス

第二項第一項但書ノ得票者ニシテ當選
會ノ場所及日時ヲ告示スヘシ
第一項ノ期間ハ三十六條第八項ノ規
定ノ適用アル場合ニ於テハ選舉ヲ行フ
コトヲ得サル事由已ミタル日ノ翌日ヨ
リ之ヲ起算ス

第一項ノ事由議員ノ任期滿了前六月以
内ニ生シタルトキハ第一項ノ選舉ハ之
ヲ行ハス但シ議員ノ數其ノ定數ノ三分
ノ二ニ満チサルニ至リタルトキハ此ノ
限ニ在ラス

第三十四條第一項ヲ削リ同條ニ左ノ一項
ヲ加フ

當選者ナキニ至リタルトキ又ハ當選者
其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ニ達セサ
ルニ至リタルトキハ市長ハ直ニ其ノ旨
ヲ告示シ併セテ之ヲ府縣知事ニ報告ス
ヘシ

第三十五條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ當選ニ異動ヲ生スルノ虞ナキ者ヲ
區分シ得ルトキハ其ノ者ニ限リ當選ヲ
失フコトナシ

第三十六條第一項中「第三十四條第一項」

ヲ「第三十二條第一項又ハ第三十四條第
二項」ニ、「同條第三項中「第三十四條第一
項」ヲ「第三十一條第一項」ニ、「同條第二
項」ヲ「第三十二條第一項又ハ第三十四條
第二項」ニ、「第三十七條第一項若ハ第三項」

第三項」ヲ「第三十七條第一項若ハ第三項」

第二項」ニ、同條第八項中「第三十七條第
二項」ニ改ム

第三十七條 選舉無効ト確定シタルトキ
ハ三月以内ニ更ニ選舉ヲ行フヘシ
當選無効ト確定シタルトキハ直ニ選舉
會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムヘシ此ノ場
合ニ於テハ第三十三條第三項及第四項
ノ規定ヲ準用ス

當選者ナキトキ、當選者ナキニ至リタ
ルトキ又ハ當選者其ノ選舉ニ於ケル議
員ノ定數ニ達セサルトキ若ハ定數ニ達
セサルニ至リタルトキハ三月以内ニ更

ニ選舉ヲ行フヘシ
二 破產者ト爲リタルトキ

第三十九條中「第二十一條」ヲ「第二十一
一項及前項ノ選舉ニ之ヲ準用ス

第三十八條第一項中左ノ如ク改ム
二 破產者ト爲リタルトキ

第三十三條第五項及第六項ノ規定ハ第
一條ノ三改ム

第三十九條中「第二十一條」ヲ「第二十一
一條ノ三改ム

第一項ノ期間ハ三十九條第一項ヲ以テ指
定ノ適用アル場合ニ於テハ選舉ヲ行フ
コトヲ得サル事由已ミタル日ノ翌日ヨ
リ之ヲ起算ス

第一項ノ事由議員ノ任期滿了前六月以
内ニ生シタルトキハ第一項ノ選舉ハ之
ヲ行ハス但シ議員ノ數其ノ定數ノ三分
ノ二ニ満チサルニ至リタルトキハ此ノ
限ニ在ラス

第三十四條第一項ヲ削リ同條ニ左ノ一項
ヲ加フ

當選者ナキニ至リタルトキ又ハ當選者
其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ニ達セサ
ルニ至リタルトキハ市長ハ直ニ其ノ旨
ヲ告示シ併セテ之ヲ府縣知事ニ報告ス
ヘシ

議員又ハ第六條ノ市ノ區ノ區會議員ノ
選舉ニ付テハ衆議院議員選舉法第九十
一條、第九十二條、第九十八條、第九十
九條第二項、第一百四十二條ノ
規定ヲ準用ス

第四十九條中「年長ノ議員議長ノ職務ヲ
代理ス年齡同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ
定ム」ヲ「臨時ニ議員中ヨリ假議長ヲ選舉
スヘシ」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項假議長ノ選舉ニ付テハ年長ノ議員
議長ノ職務ヲ代理ス年齡同シキトキハ
抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一條第三項中「開會ノ日ヨリ少ク
トモ三日前」ヲ「開會ノ日前三日目迄」ニ、
同條第四項中「三日前迄」ヲ「會議ニ付ス
ル日前三日目迄」ニ改ム

第五十二條ニ左ノ一項ヲ加フ
議長ハ其ノ職務ヲ行フ場合ニ於テモ之カ
爲議員トシテ議決ニ加ハルノ權ヲ失ハス
第五十五條ニ左ノ二項ヲ加フ
連名投票ノ法ヲ用ウル場合ニ於テ其ノ
投票ニシテ第二十八條第一號、第四號及第
五號ニ該當スルモノハ其ノ部分ノミヲ
無効トス

第六條ノ市ノ區ノ區會議員
(又ハ區會議員)ノ選舉ニ付テハ府縣制
第十三條ノ一、第十三條ノ三、第二十
九條ノ三及第三十四條ノ二ノ規定ヲ準
用ス此ノ場合ニ於テハ第二十二條第三
項及第五項、第二十五條第五項及第七
項、第二十五條ノ三、第二十八條、第
二十九條、第三十三條第一項並第三十
六條第一項ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ

第六十三條第二項中「三日以内出席ヲ停
止シ又ハ二圓以下ノ過怠金ヲ科スル規定
ヲ設クルコトヲ得」ヲ「五日以内出席ヲ停
止スル規定ヲ設クルコトヲ得」ニ改ム

名譽職參事會員ハ隔年ノ選舉ヲ
行フル規定ヲ設クルコトヲ得」

第八十條第二項中「第七十八條」ヲ「第七
十八條第一項」ニ改ム

第八十二條第二項ヲ左ノ如ク改ム
前項ノ區長及其ノ代理人ハ名譽職トス
市公民主中選舉權ヲ有スル者ヨリ市長ノ
推薦ニ依リ市會之ヲ定ム

第八十三條第二項中「市會ニ於テ市會議
員、名譽職參事會員又ハ市公民主中選舉權
ヲ有スル者ヨリ之ヲ選舉ス」ヲ「市會議員、
名譽職參事會員又ハ市公民主中選舉權ヲ有
スル者ヨリ市長ノ推薦ニ依リ

市會之ヲ定ムニ改メ同條第三項中「常

設」ヲ削ル

第八十四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

市公民ニ限リテ擔任スヘキ職務ニ在ル

吏員又ハ職ニ就キタルカ爲市公民タル

者選舉權ヲ有セサルニ至リタルトキハ

其ノ職ヲ失フ

第八十八條 削除

第九十二條ノ二 市參事會ノ權限ニ屬ス

ル事項ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ市長ニ

於テ專決處分スルコトヲ得

第九十四條第一項中「府縣知事ノ許可ヲ

得テ」ヲ削ル

第九十七條第三項中「府縣知事ノ許可ヲ

得テ」ヲ削リ同條第五項ヲ左ノ如ク

改ム

副收入役ヲ置カサル場合ニ於テハ市會

ハ市長ノ推薦ニ依リ收入役故障アルト

キ之ヲ代理スヘキ員ヲ定ムヘシ

第一百七條第二項中「前項ノ異議ハ」ヲ「前

項ノ異議ノ申立アリタルトキハ市長ハ七

日以内ニニ改ム

第一百二十一條ノ二 市ハ公益上其ノ他ノ

事由ニ因リ課稅ヲ不適當トスル場合ニ

於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ市稅ヲ課

セサルコトヲ得

第一百二十九條第一項中「其ノ條例中ニハ

五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコ

トヲ得」ヲ削リ同條第二項ヲ左ノ如

ク改ム

詐偽其ノ他ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料
ノ徵收ヲ免レ又ハ市稅ヲ逋脫シタル者
ニ付テハ市條例ヲ以テ其ノ徵收ヲ免レ
又ハ逋脫シタル金額ノ三倍ニ相當スル
金額（其ノ金額カ圓未滿ナルトキハ五
圓）以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クル
コトヲ得

前項ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、
手數料及市稅ノ賦課徵收ニ關シテハ市
條例ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規

定ヲ設クルコトヲ得財產又ハ營造物ノ
使用ニ關シ亦同シ

第一百三十條第三項中「前一項ノ異議ハ」ヲ

「前一項ノ異議ノ申立アリタルトキハ
市長ハ七日以内ニニ改ム

第一百三十一條第六項中「前三項ノ處分ヲ

受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ

ハ」ヲ「前三項ノ處分ニ不服アルトキハ

ニ改ム

第一百四十二條第一項中「六月三十日」ヲ

「五月三十一日」ニ改メ同條第四項ヲ削

第一百四十六條第三項ヲ削ル

第一百四十九條第二項、第一百五十條第二項、

二項中「内務大臣ノ許可ヲ得」ヲ削ル

第一百五十四條第一項中「府縣知事ノ許可ヲ

得テ」ヲ削クヘシ「之ヲ定ムニ改メ同條第

二項中「内務大臣ノ許可ヲ得」ヲ削ル

第一百五十五條第一項中「前條第一項」ヲ

「前條第一項」ニ、同條第三項中「前項

ノ異議ハ」ヲ「前項ノ異議ノ申立アリタ

ルトキハ組合ノ管理者ハ七日以内ニ

ニ改ム

第一百六十條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

決定書又ハ裁決書ノ交付ヲ受ケサル者

ニ關シテハ前一項ノ期間ハ告示ノ日ヨ

リ之ヲ起算ス

第一百六十條ノ二 異議ノ決定ハ本法中別

ニ期間ヲ定メタルモノヲ除クノ外其ノ

決定ニ付セラレタル日ヨリ三月以内ニ

之ヲ爲スヘシ

府縣參事會訴願ヲ受理シタルトキハ其

前項ノ場合ニ於テ財產アルトキハ其ノ

處分ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ

定ム

規定ハ待遇官吏ニ之ヲ適用ス
附 則
本法中公民權及議員選舉ニ關スル規定ハ
次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行シ其ノ他ノ規定
ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スル場合ニ於
テ必要ナル選舉人名簿ニ關シ第二十一條
乃至第二十一條ノ五ニ規定スル期日又ハ
期間ニ依リ難キトキハ命令ヲ以テ別ニ其ノ
期日又ハ期間ヲ定ム但シ其ノ選舉人名簿
ハ次ノ選舉人名簿確定迄其ノ效力ヲ有ス
本法施行ノ際大正十四年法律第四十七號
衆議院議員選舉法又ハ大正十五年府縣制
中改正法律未夕施行セラレタル場合ニ於
テハ本法ノ適用ニ付テハ同法ハ既ニ施行
セラレタルモノト看做ス

本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ
之ヲ定ム
町村制中改正法律案
第三 村制中改正法律案（政府提出 第一讀會）
町村制中左ノ通改正ス
第三條第二項ヲ左ノ如ク改ム
前項ノ場合ニ於テ財產アルトキハ其ノ
處分ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ
定ム
第五條 町村ノ名稱ヲ變更セムトスルト
キ、村ヲ町ト爲シ若ハ町ヲ村ト爲サム
トスルトキ又ハ町村役場ノ位置ヲ定メ
若ハ之ヲ變更セムトスルトキハ町村ハ
府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ
第七條 帝國臣民タル年齢二十五年以上
ノ男子ニシテ二年以來町村住民タル者
ハ其ノ町村住民トス但シ左ノ各號ノ一
ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス
一 禁治產者及準禁治產者
二 破產者ニシテ復權ヲ得サル者
三 貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ
受ケ又ハ扶助ヲ受クル者
四 一定ノ住居ヲ有セサル者
五 六年ノ篤役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處
得
六 刑法第二編第一章、第三章、第九
章、第十六章乃至第二十一章、第
二十五章又ハ第三十六章乃至第三
十九章ニ掲クル罪ヲ犯シ六年未滿ノ
懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ
又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタ
ル後其ノ刑期ノ二倍ニ相當スル期間
ヲ經過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期
間五年ヨリ短キトキハ五年トス
六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又
ハ前號ニ掲クル罪以外ノ罪ヲ犯シ
六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ
執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナ
キニ至ル迄ノ者

又ハ境界變更ノ爲中断セラレルコトナ
シ
第一項二年ノ期間ハ市町村ノ廢置分合
ヲ得
町村ハ前項二年ノ制限ヲ特免スルコト
ノ停止期間以内其ノ者ノ負擔スヘキ町村
稅ノ十分ノ一以上四分ノ一以下ヲ增課ス
ルコトヲ得「町村ハ一年以上四年以下
其ノ町村公民權ヲ停止スルコトヲ得」ニ
改ム
第八條第二項中「町村ハ一年以上四年以
下其ノ町村公民權ヲ停止シ場合ニ依リ其
ノ停止期間以内其ノ者ノ負擔スヘキ町村
稅ノ十分ノ一以上四分ノ一以下ヲ增課ス
ルコトヲ得」ヲ「町村ハ一年以上四年以下
其ノ町村公民權ヲ停止スルコトヲ得」ニ
改ム
第九條 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者
(未タ入營セサル者及歸休下士官兵ヲ
除外)及戰時若ハ事變ニ際シ召集中ノ者
ハ町村ノ公務ニ參與スルコトヲ得ス兵
籍ニ編入セラレタル學生生徒（勅令ヲ
以テ定ムル者ヲ除ク）及志願ニ依リ國
民軍ニ編入セラレタル者亦同シ
第十條第四項中「内務大臣」ヲ「府縣知
事」ニ改ム
第十二條中「第九條第三項ノ場合ニ當
者」ヲ「第九條ノ規定ニ該當スル者」ニ改
得
第十三條 削除
第十四條 特別ノ事情アルトキハ町村ハ
區劃ヲ定メテ投票分會ヲ設クルコトヲ

ニ關スル法律案

本法ハ郡長廢止ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(柏谷義三君)　若槻内閣總理大臣

〔國務大臣若林禮次郎君登壇〕

○國務大臣(右様御用) 諸君 明勢人
シク發達ヲ致シ、殊ニ地方行政ニ於キマシテモ、自治制施行以來數十年ノ訓練ト經驗ヲ積ミマシテ、其發達洵ニ顯著ナルモノガアルノデアリマス、仍テ政府ハ此際市制、町村制、府縣制等ノ地方制度ニ關スル諸法律ヲ改正致シマシテ、益、公民自治ノ途ヲ宏メ、又地方自治権ノ擴張ヲ圖ル等、以テ制度ノ整備ヲ期セント考へテ居ル次第デアリマス、而シテ今回提出致シマシタル地方制度ニ關スル各種改正法律案ノ内容ニ付キマシテ、其主ナルモノヲ要約シテ申上ダテ見マスレバ、第一ハ地方議會ノ選舉權及被選舉權ノ擴張デアリマス、第二ハ選舉方法ノ改善デアリマス、第三ハ自治機關ノ整齊度ニ關スル各種改正法律案ノ内容ニ付キマシテ、第四ハ地方自治権ノ擴張等デアリマシテ、大體ハ此四ツノモノニ歸著スルト申上ダテ差支ナカラウト思ヒマス、仍テ第一ヨリ第四ニ至リマスル箇條ノ要項ヲ簡デアリマス、
單ニ説明ヲ申上ダトイタ思ヒマス、第一ハ選舉權及被選舉權ノ擴張デアリマス、選舉權ハ市町村ニ於キマシテハ、市町村公民ノ第一ヨリ第四ニ至リマスル所ニアリマス故ニ、改正案ハ公民享有スル所ニアリマス、
権タルベキ要件ノ中カラ、獨立ノ生計ト云フ事ト、納稅資格ト云フ此二ツノ要件ヲ撤廢致サウトスルノデアリマス、惟ニ既ニ廢致スコトニ致シタノデアリマス、又府縣ニ於キマシテハ府縣會議員選舉權ノ要件中カラ、直接國稅納稅資格ト云フモノヲ、撤廢致サウトスルノデアリマス、惟ニ既ニ廢致スコトニ致シタノデアリマス、又府縣ニ於キマシタルニモ拘ラズ、地方制度ニ於テ尙ホ獨リ特定ノ納稅要件、又ハ經濟要件ヲ以テ選舉資格ヲ制限シテ置キマスコトハ、決シテ適當ノ事デナイト思ハレルノデアリマ

クナツタノデアリマスルノデ、一ノ名簿ヲ以テ二種ノ議員選舉ヲ執行スルコトガ出來ルノデアリマス、仍て手續ノ重複ヲ避ケ得ルノミナラズ、改正參議院議員選舉法ニ依ル選舉權ト、本改正案ニ依ル市町村公民權トハ、僅ニ住所ノ制限ヲ異ニスルニ過ギナイ次第ナラザルモノデアルト信ジテ居ルノデアリマス、府縣會議員選舉並ニ勅令ヲ以テ指定シマス所ノ市及區ノ議員選舉ニ關シマシテハ、改正衆議院議員選舉法ニ倣ヒマシテ、議員候補者制度ヲ設ケ、且ツ選舉運動及選舉運動ノ費用ニ關スル規定、及ビ公立學校其他公共營造物使用ニ關スル規定ヲ設クルコトニ致シタインデアリマス、蓋シ是等ノ議員選舉ニ在リマシテハ、其選舉競爭ガ相當激甚デアラウト思ハレマス故ニ、選舉ノ真摯ヲ期スルガ爲ニハ、議員候補者制度ヲ設クル必要ガアルノミナラズ、選舉運動ノ取緒及選舉運動ノ費用ヲ制限致ス等ニ依リマシテ、選舉ノ公正ヲ期スルノ要ガアルト認メタノデアリマス、而シテ一般ノ市町村ニ付キマシテモ、亦選舉運動ヲ全然放任致スト云フコトハ適當デアリマセヌ故ニ、戸別訪問其他特ニ必要ナル制限ヲ加フルコト、致シタノデアリマス、其他市町村ニ付キマシテハ、補闕選舉ニ關スル從來ノ制度ヲ改メマシテ、議員ガ關貢トナリタル時ヨリ三月以内ニ補闕選舉ヲ行フノ原則ヲ立テマスルト共ニ、一面ニ於テハ市町村府縣ヲ通ジテ補闕選舉、又ハ再選舉ヲ行フベキ事由、議員ノ任期滿了前六月以内ニ生ジタル時ハ、特別ノ法定事由アル場合ヲ除クノ外、選舉ヲ行フコトヲ要セナイト云フ便法ヲ認メントシテアルノデアリマス、蓋シ斯ル場合ニ於キマシテハ、特ニ支障ナキ限り選舉ヲ行ヒマセヌデモ、自治體ノ意思決定ニナル支障ガナカラウト存ズルカラデアリマス、更ニ改正案ハ假投票、點字投票ノ方法ヲ設ケマシタ外、諸規定ノ改正ヲ行ヒマシ

方自治ノ實績ニ徵シマシテ、郡長ヲ廢止シ
地方制度改正法律ニ於キマシテモ、諸般ノ
許可、認可等二十數項ヲ整理致シマシテ、
以テ地方自治権ヲ擴張シ、且ツ事務簡捷ヲ圖
ラントシテ居ル次第アリマス、以上ハ市
制、町村制及府縣制中改正法律案ノ要項デ
アリマスガ、北海道會法及北海道地方費法
ニ關シマシテハ、北海道會議員選舉權及被選
選舉權ヲ府縣會議員選舉權及被選舉權ニ準
ジテ擴張致シ、北海道地方費ニ於ケル公共
事務ノ費目增加ニ關スル許可ヲ廢シマスル
コトノ外、概ネ府縣制改正ニ伴ヒマシテ
各法條ノ改正ヲ行シタノデアリマス、以上各
種ノ改正法律案ハ、最モ時運ノ趨勢ニ適合
シ、之ニ依リ益ニ地方自治ノ發達ニ資スル
所アランコトヲ期シタノデアリマス、最後
ニ水利組合法ヲ改正致シマスルノハ、郡長
廢止ニ伴フ結果デアリマシテ、就中組合ノ
管理者ニハ府縣知事ニ於テ關係地ノ市町村
長ノ一人ヲ指定スルコトヲ以テ原則ト致シタ
テ、特ニ必要アル場合ニ於キマシテハ官
吏ヲ指定シ組合事務ヲ管理セシムルノ途ヲ
開キマシタル外、同法中郡長ノ行ヒマス監督
規定其他郡長ニ關スル規定ヲ改正シタ
ノデアリマス、尙ホ徵發令中郡及郡長ニ關
スル規定ノ適用ニ關スル法律案モ、亦郡役
所ヲ廢止シマス當然ノ結果デアリマシテ、
是モ亦地方制度其モノデハアリマセヌケレ
ドモ、地方制度整備ノ爲ニ郡役所ヲ廢止ス
ルコトカラ生ジタ當然ノ結果デアルノデア
リマス、諸案トモ只今御説明申上ダ趣旨
ニ於テ立案シタノデアリマスカラ、御審議ノ
上ニ御協賛ヲ與ヘラレントヲ切ニ希望シ
テ已マナナイ次第アリマス(拍手)
○議長(柏谷義三君) 質疑ノ通告が數名ア
リマス、順次之ヲ許シマス——石坂豊一君
〔石坂豊二君登壇〕

ヘラレマシタルコトハ、開會ノ初ニ當リマ
シテ、加藤總理大臣ヨリ衆議院議員選舉法
改正ニ伴ヒ、地方議會選舉権モ之ヲ擴張シ
テ、サウシテ國民ノ政治生活ノ安定ヲ圖ル
コトニシタイト云フ御聲明ニ基カレタモノノ
ト信ズルノデアリマス、内務大臣ノ御説明
ニ依リマシテモ、其點ハ極メテ明瞭ニ察ス
ルコトガ出來ルノデアリマシテ、此點ニ關
シテハ何人モ異論ノナイ事デ、吾々ハ本案
ノ提出ヲ極メテ歡迎スル者デアリマス、併
ナガラ民意暢達ノ爲ニ選舉權ヲ擴張セララ
ルト云フコトハ、單ニ多數ノ者ニ選舉權ヲ
付與シタト云フコトバカリデハ、其最終ノ
達成スルコトヲ得ナイト信ズルノデアリマ
ス、其選舉ニ依ツテ、送々所ノ議員ノ權限
ヲ擴張致シマシテ、サウシテ總テ議政機
關ノ能率ヲ擧ゲルト云フコトニ、其最終ノ
目的カアルトモ存スルノデアリマス、此點ヨ
リ見マスルト云フト、今回ノ改正ニ於テ少
シク疑ヲ容レマスルコトハ、府縣制ノ中デ
府縣參事會ノ權限、及市制ノ中デ市參事會ノ
權限ヲ縮小セラレタコトデアリマス、只今
内務大臣ハ御説明ニナリマシテ、事務簡捷
及從來事務ニ溝通ヲ見ル心配ガアツカラ
参事會ノ權限ヲ縮小シタト云フコトヲ仰セ
ラレマシタ、今回削除セラレマシタ所ノ權
限ハ、府縣參事會ニ於キマシテハ知事ノ縣
會ニ發案スル所ノ議案ニ對スル審查、及決
算ノ審查ヲ府縣參事會ノ權限ヨリ廢止ニ
ナッタノデアリマス、又市參事會ニ於キマシ
テハ、市長ガ議案ヲ市會ニ提出スル前ニ、
其議案ニ對スル審查ヲ行ハセテアリマシタ
ノヲ、是モ御廢止ニナッタノデアリマス、府
縣參事會ノ職務權限ト致シマシテハ數多ゴ
ザイマスガ、其中テ從來最モ重ク取扱ハレ
テ居ツタノハ此議案審査ノ件デアルノデア
リマス、又府縣ノ決算モ、審査ト申シマス
ルモノハ無論府縣會ノ權限ニ屬シマスル
ガ、其府縣會ノ審査前ニ當リマシテ、一應
參事會ガソレニ十分ノ審査ヲ加ヘテ、サウ
シテ其決算ノ認定ニ際シテ、縣民ヲシテ安
心セシムルト云フ方法ニ出テ居ツタノデア
リマス、然ルニ今回如何ナル御都合デアッタ

カ、事務濫滯ト云フ理由ノ下ニ之ヲ削除サレテ居ルノアリマスガ、或ハ此審査議ニ依リマシテ、從来多少濫滯シタ事實ハアルモノデアリマスカラ、一面此審査ニ依リマシテ、市長又ハ知事が自分ノ提出シタ所ノ議案ガ拂ラヌト云フコトヲ憂ヘタ事實ハアルカモ存ジマセヌ、併ナガラ市制實施以來三十九年、府縣制實施以來三十年ノ歲月ヲ經テ居ルノデ、此制度ハ此長キ間繼續サレル者ト議政機關トノ中間ニ介在致シマシテ、其調和ヲ圖シテ實際ノ效果モ極メテ著シイコトヲ、吾々ハ事實ニ於テ認メテ居ルノデアリマス、今回ノ改正ニ付キマシンハ、或ハ主トシテ府縣知事等ノ意見ヲ容ラレタコトデアラウト思ヒマスガ、府縣民事ニ於キマシテハ、斯様ナ中間機關ニ依リマシテ自己ノ提案ヲ審査サレルコトヲ喜バ善ハナイノデアリマス、併ナガラ縣民ト致シマシテハ、提案サレテ居ル所ノ議案ハ極メテアリマス、御存知ノ通リ縣會ハ一年ニ通常縣會議案ノ調査ヲ命ズルト云フコトハ、府縣ノ民意ヲ暢達スル所ノ一種ノ方法デアリハシナイカ、然ルニ今回民衆ニ基調ヲ置カレル所ノ現内閣ハ、偶、地方制度ノ改正ヲ企テラレルニ當リマシテ、此長イ歴史ヲ有シ事柄縮小ヲ試ミラレタト云フコトハ、只今内遼大臣ノ事務濫滯ト云フ一言ノ理由デハ、吾ノ了解ニ苦ム所デアリマス、仍テ此事柄ニ關シマシテドウ云フ弊害が起テ居ラタルカ、其點ヲ十分ニ御説明ヲ仰ギタイノデアリマス、ソレカラ選舉權ヲ擴張セラレマシテ、成ベク多數ノ者ニ權限ヲ付與セラレルコトハ至極結構デアルガ、選舉ハ四年ニ

方自治ノ實績ニ徵シマシテ、郡長ヲ廢止シ
地方制度改正法律ニ於キマシテモ、諸般ノ
許可、認可等二十數項ヲ整理致シマシテ、
以テ地方自治権ヲ擴張シ、且ツ事務簡捷ヲ圖
ラントシテ居ル次第アリマス、以上ハ市
制、町村制及府縣制中改正法律案ノ要項デ
アリマスガ、北海道會法及北海道地方費法
ニ關シマシテハ、北海道會議員選舉權及被選
選舉權ヲ府縣會議員選舉權及被選舉權ニ準
ジテ擴張致シ、北海道地方費ニ於ケル公共
事務ノ費目増加ニ關スル許可ヲ廢シマスル
コトノ外、概ネ府縣制改正ニ伴ヒマシテ
各法條ノ改正ヲ行シタノデアリマス、以上各
種ノ改正法律案ハ、最モ時運ノ趨勢ニ適合
シ、之ニ依リ益ニ地方自治ノ發達ニ資スル
所アランコトヲ期シタノデアリマス、最後
ニ水利組合法ヲ改正致シマスルノハ、郡長
廢止ニ伴フ結果デアリマシテ、就中組合ノ
管理者ニハ府縣知事ニ於テ關係地ノ市町村
長ノ一人ヲ指定スルコトヲ以テ原則ト致シタ
テ、特ニ必要アル場合ニ於キマシテハ官
吏ヲ指定シ組合事務ヲ管理セシムルノ途ヲ
開キマシタル外、同法中郡長ノ行ヒマス監督
規定其他郡長ニ關スル規定ヲ改正シタ
ノデアリマス、尙ホ徵發令中郡及郡長ニ關
スル規定ノ適用ニ關スル法律案モ、亦郡役
所ヲ廢止シマス當然ノ結果デアリマシテ、
是モ亦地方制度其モノデハアリマセヌケレ
ドモ、地方制度整備ノ爲ニ郡役所ヲ廢止ス
ルコトカラ生ジタ當然ノ結果デアルノデア
リマス、諸案トモ只今御説明申上げタ趣旨
ニ於テ立案シタノデアリマスカラ、御審議ノ
上ニ御協賛ヲ與ヘラレントヲ切ニ希望シ
テ已マナナイ次第アリマス(拍手)
○議長(柏谷義三君) 質疑ノ通告が數名ア
リマス、順次之ヲ許シマス——石坂豊一君
〔石坂豊二君登壇〕

ヘラレマシタルコトハ、開會ノ初ニ當リマ
シテ、加藤總理大臣ヨリ衆議院議員選舉法
改正ニ伴ヒ、地方議會選舉権モ之ヲ擴張シ
テ、サウシテ國民ノ政治生活ノ安定ヲ圖ル
コトニシタイト云フ御聲明ニ基カレタモノノ
ト信ズルノデアリマス、内務大臣ノ御説明
ニ依リマシテモ、其點ハ極メテ明瞭ニ察ス
ルコトガ出來ルノデアリマシテ、此點ニ關
シテハ何人モ異論ノナイ事デ、吾々ハ本案
ノ提出ヲ極メテ歡迎スル者デアリマス、併
ナガラ民意暢達ノ爲ニ選舉權ヲ擴張セララ
ルト云フコトハ、單ニ多數ノ者ニ選舉權ヲ
付與シタト云フコトバカリデハ、其最終ノ
達成スルコトヲ得ナイト信ズルノデアリマ
ス、其選舉ニ依ツテ、送々所ノ議員ノ權限
ヲ擴張致シマシテ、サウシテ總テ議政機
關ノ能率ヲ擧ゲルト云フコトニ、其最終ノ
目的カアルトモ存スルノデアリマス、此點ヨ
リ見マスルト云フト、今回ノ改正ニ於テ少
シク疑ヲ容レマスルコトハ、府縣制ノ中デ
府縣參事會ノ權限、及市制ノ中デ市參事會ノ
權限ヲ縮小セラレタコトデアリマス、只今
内務大臣ハ御説明ニナリマシテ、事務簡捷
及從來事務ニ溝通ヲ見ル心配ガアツカラ
参事會ノ權限ヲ縮小シタト云フコトヲ仰セ
ラレマシタ、今回削除セラレマシタ所ノ權
限ハ、府縣參事會ニ於キマシテハ知事ノ縣
會ニ發案スル所ノ議案ニ對スル審查、及決
算ノ審查ヲ府縣參事會ノ權限ヨリ廢止ニ
ナッタノデアリマス、又市參事會ニ於キマシ
テハ、市長ガ議案ヲ市會ニ提出スル前ニ、
其議案ニ對スル審查ヲ行ハセテアリマシタ
ノヲ、是モ御廢止ニナッタノデアリマス、府
縣參事會ノ職務權限ト致シマシテハ數多ゴ
ザイマスガ、其中テ從來最モ重ク取扱ハレ
テ居ツタノハ此議案審査ノ件デアルノデア
リマス、又府縣ノ決算モ、審査ト申シマス
ルモノハ無論府縣會ノ權限ニ屬シマスル
ガ、其府縣會ノ審査前ニ當リマシテ、一應
參事會ガソレニ十分ノ審査ヲ加ヘテ、サウ
シテ其決算ノ認定ニ際シテ、縣民ヲシテ安
心セシムルト云フ方法ニ出テ居ツタノデア
リマス、然ルニ今回如何ナル御都合デアッタ

カ、事務濫滯ト云フ理由ノ下ニ之ヲ削除サレテ居ルノアリマスガ、或ハ此審査議ニ依リマシテ、從来多少濫滯シタ事實ハアルモノデアリマスカラ、一面此審査ニ依リマシテ、市長又ハ知事が自分ノ提出シタ所ノ議案ガ拂ラヌト云フコトヲ憂ヘタ事實ハアルカモ存ジマセヌ、併ナガラ市制實施以來三十九年、府縣制實施以來三十年ノ歲月ヲ經テ居ルノデ、此制度ハ此長キ間繼續サレル者ト議政機關トノ中間ニ介在致シマシテ、其調和ヲ圖シテ實際ノ效果モ極メテ著シイコトヲ、吾々ハ事實ニ於テ認メテ居ルノデアリマス、今回ノ改正ニ付キマシンハ、或ハ主トシテ府縣知事等ノ意見ヲ容ラレタコトデアラウト思ヒマスガ、府縣民事ニ於キマシテハ、斯様ナ中間機關ニ依リマシテ自己ノ提案ヲ審査サレルコトヲ喜バ善ハナイノデアリマス、併ナガラ縣民ト致シマシテハ、提案サレテ居ル所ノ議案ハ極メテアリマス、御存知ノ通リ縣會ハ一年ニ通常縣會議案ノ調査ヲ命ズルト云フコトハ、府縣ノ民意ヲ暢達スル所ノ一種ノ方法デアリハシナイカ、然ルニ今回民衆ニ基調ヲ置カレル所ノ現内閣ハ、偶、地方制度ノ改正ヲ企テラレルニ當リマシテ、此長イ歴史ヲ有シ事柄縮小ヲ試ミラレタト云フコトハ、只今内遼大臣ノ事務濫滯ト云フ一言ノ理由デハ、吾ノ了解ニ苦ム所デアリマス、仍テ此事柄ニ關シマシテドウ云フ弊害が起テ居ラタルカ、其點ヲ十分ニ御説明ヲ仰ギタイノデアリマス、ソレカラ選舉權ヲ擴張セラレマシテ、成ベク多數ノ者ニ權限ヲ付與セラレルコトハ至極結構デアルガ、選舉ハ四年ニ

度シカ行ハナイモノデアル、然ルニ此日常行フ所ノ自治事務ニ對シマシテ、事務ノ簡捷ヲ期セラレタト云フ點ニ付テハ、只今内務大臣ハ許可事項ノ擴張ト云フコトヲ仰テラレマシタガ、ソレダケデハ満足ハ出來ナイト思フノデアリマス、彼ノ大ナル府縣三於テ行ハレテ居リマスル市部會・郡部會・其他郡市聯帶ノ經濟ヲ立てゝ居ルガ如キ、所謂三部制度ノ如キモノヲ撤廢ヲ致シマシテ、事務ノ簡捷ヲ根本的ニ企圖セラレルコトハ、或ハ必要デアリハシナイカ、此點ニ對シテ内務大臣ハ如何ナル御處置ヲ今回ノ改正ニ對シテ御執ニナッテ居ルノデアルカ、此點モ承テ見タイノデアリマス、第三ハ地方議會ノ權限擴張ト致シマシテ、町村會ニ於テ從來行ハレテ居ル所ノ缺點ヲ改正セラレタコトニ付テ、少シク私共カラ申上げテ見タイコトガアルノデアリマス、ソレハ現行町村制ニ於キマシテハ、町村長ガ町村會ノ議長ヲ致シテ居ルノデアリマス、今回ノ改正ニ於キマシテハ、此點ニ何等ノ改正ガ加ヘラレテ居ラヌノデアリマス、無論極メテ人口稀薄ナル千五百未滿デアリマスルトカ、或ハモソツ少クシテ六百トカ七百ト云フ村モアリマスルガ、斯様ナ町村ニ於テ町長及議長ト云フモノヲ幾通りモ設ケルト云フコトハ、不得策カモ存ジマセヌケレドモ、大ナル町村モ亦天下ニ數多ノイノデアリマス、現ニ吾々ノ居住シテ居リマス瀧谷町ノ如キ人口十六万以上モアリマシテ、六大城市ニ次グ位ナ大ナル町村デアル、是等ノ町村モ總テ町村會議長トナリマスルト云フコト、村長ガ之ヲ兼テ居ルノデアリマス、斯様ナ事柄ハ追々自治権ノ擴張ニ伴ヒマシテ、理事者ト議政機關トノ間ニ截然タル區分ヲ致シマシテ、各其職能ヲ發揮スルト云フコトノ必要上、吾々ハ特別ニ町村會議長ト云フモノヲ設置シタ方ガ宜シイヤウニ考ヘルノデアリマス、此點ニ對シマシテ内務省ニ於テ調査ニナックノデアリマセウカ、此點モ伺テ見タイノデアリマス、ソレカラ第四ト致シマシテハ、町村會議員ノ員數デアリマス、町村會議員ノ定數ニ付キマシテ

ハ、人口ヲ多數持テ居リマス所ノ市ト比較スト云フト、町村會議員ノ定數ガ比較上數多イノデアリマス、數多イケレドモ、アリマス、苟モ團體ヲ成ス以上ハ、其團體ノ議政機關ヲ組織スル所ノ員數ハ、如何ニ縮小致シマシテモ、人口許リニ依ル譯ニハ行カヌノデアリマス、故ニ現在ニ於キマシテモ、全國ノ市町村ヨリ議員ノ定數增加ノ條例ヲ設ケテ居ルノハ、數多イコト、察シテ居ルノデアリマス、之ニ就キマシテハ町村會議員ノ定數ヲ増加スルコトニ付テ、何カ御調查ニナシタノデアリマセウカ、今回ノ御改正ニハ其點ニ付テハ、何等ノ御注意ノアッタヤウニハ考ヘラレスノデアリマス、此點ニ付テモ御説明ガ願ヒタインデアリマス、ソレカラ第五ト致シマシテ、公民權ノ缺格條項ニ、衆議院議員選舉法ニ用ヒラレタ所ノ「貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者」ト云フ條項ガアルノデアリマス、此條項ハ政府ノ提案ニ在タノデハナクシテ、兩院協議會ノ際ニ極メテ咄嗟ノ間ニ決メラレタ條項デアリマス、故ニ今日全國ノ町村長ガ實地ニ之ヲ運用スルニ方リマシテ、頗ル解釋ニ苦シニ居ルノデアリマス、承ル所ニ依リマスルト、當時新聞紙上等ニ依テ私ノ記憶ニ存シマスルノデアリマスルガ、樞密院ノ諮詢等ニ對シテ、政府モ此解釋ニ餘程躊躇セラレタト云フコトデアル、政府自ラモ其解釋ニ苦シニ居ラル、所ノ條項ヲ、更ニ之ヲ市制及町村制ニ其儘用ヒラレタト云フコトハ、洵ニ今後ノ公民權調査ノ爲ニ大ナル故障ヲ生ズルモノデハアルマイカ、サリナガラ政府ハ最早今日デハ左様ナ心配ガナイ、十分調査スルコトノ成案ガアルト云フ御考ナラバ、其御意見ヲ拜承致シタイノデアリマス、其他尙ホ選舉權其他ニ付テ伺ヒタイ事ガアリマスルケレドモ、別ニ同僚諸君ヨリノ御質問モアルコトデアリマセウカラ、本貞ノ質問ハ以上ニ止

メテ置ク次第アリマス、何卒御説明ヲ仰ギタイノデアリマス（拍手）
○國務大臣若槻禮次郎君登壇
（國務大臣若槻禮次郎君）只今石坂君カラ御質問ガアリマシタ、御質問ノ箇條ハ自治行政ニ關シテ多クノ経験ヲ持タレル人ノ發セラル、御質問ト伺ヒマシテ、洵ニ適切ナル御質問デアリマスガ同時ニ事務ニ密接ノ關係ノアル事柄デアリマス故ニ、私籠單ニ一應自分ノ所見ヲ述ベマスガ、其以上ノ細目ハ政府委員ノ方カラ御答撃ヲスルコトニ致シタイト思ヒマスカラ、豫メ御諒承ヲ願ヒマス、參事會員ノ審査權ヲ此度廢スルコトニシタ、今迄折角アツモノデ多年實行シテ居タ權限ハ擴張シテコソ宜シカルベキデアルノニ之ヲ縮小スルト云フノハ面白クナイト云フ御意見ノヤウデアリマス、必要ノナイ限りハ既ニ選舉ニ依テ出テ居ル人ノ持テ居タ權限ハ縮小致シタクハナイノデアリマス、併シ事實ニ於テハ、府縣參事會員或ハ市參事會員ノ議案審査ノ權能ナルモノハ、ドウセ其議案ハ府縣會ナリ市會ニ十分審議セラルベキモノデアツテ、此選舉ニ依テ審査ノ權限ヲ持テ居ル府縣會若クハ市會ガ十分審査スル議案デアリマス故ニ豫メ參事會員ヲシテ一應之ヲ審査セシメテ置カスト、都合ガ惡イト云フ程ノ事ノナイモノデアリマス、而シテ其間ニ參事會員ノ豫メ參事會員ヲシテ一應之ヲ審査セシメテ置カスト、都合ガ惡イト云フ程ノ事ノナイモノデアリマス、而シテ其間ニ參事會員ノ豫メ參事會員ヲシテ一應之ヲ審査セシメテ置カスト、都合ガ惡イト云フ程ノ事ノナイモノデアリマス、尤モ悉クデハアリマセヌ、全國各府縣ノ中デ大部分ハ委員ヲ選シテ審査ヲシテ居リマスガ、十二バカリハ委員ヲ選ブコトヲシテハ居リマセヌ、又全國ノ澤山ノ市ノ中デ殆ド大部分ハ委員ヲ選シテ調べテ居リマスガ、僅ニ六ヶ所ダケ委員ヲ選

バヌト云フコトニナツテ居ルガ、大體ハ議案ガ市會ナリ府縣會ナリニ出マスト、其會デ委員ヲ選ンデ調査セシメテ居ルノデアリマス、ソレナラバ、其前ニモウ一遍市參事會員ナリ縣參事會員ニ審査セシメル、其處マデ致サセテ、サウシテソレガ爲ニ事務ヲ瀝滞サセルト云フコトノ必要ガナイト斯ウ認メマシタカラ、今回ハ審査權ヲ——參事會員ノ審査ト云フコトヲ撤廈スルコトニ致シタノデアリマス、三部制ノ事ハ御尤デアリマス、隨分三部制ヲ撤廈シテ貰ヒタイト云フ希望ハ、私ハ内務行政ニハ經驗ガ短イノデアリマスガ、其短イ經驗ノ中デモ屢シタノデアリマス、ソレデアリマスカラ、三部制ヲ廢スルト云フコトニハ相當ノ理窟ガアリマス、併シ之ヲ廢シマスト、負擔ノ關係ガ直ニ變シテ來ルノデアリマス、市部、郡部、並ニ市郡共通ノ費用ノ上ニ於テ負擔ノ關係ガ變ル、其關係ノ變ルノガ宜イカラ、三部制廢止ニ反對ヲシテ居ル者ガアルノデアリマス、之ニハ一方ニハ議論ガアル、併シ一方ニハ今迄ジ利害利弊共ニ伴テ居ルト考へマスノデ、テ居ゞク此負擔ガ俄ニ變シタノデハ、非常ニ迷惑ヲスルト云フノデ、三部制廢止ニ反對ヲシテ居ル者ガアルノデアリマス、之ニハ少シ調査研究ヲ要シナケレバナラヌ、今回ハ此問題ダケニハ手ヲ著ケナカッタノデアリマス、是ハ不需要デアルカラニシ手ヲ著ケナイト云フノデハアリマセヌ、之ニハ今コトハ出來マセヌカラ、今回ノ改正ニ於テハ、之ニ手ヲ著ケナカッタト云フダケデアリマス、尙ホ此以上ニ十分調査研究ヲスル考デアリマス、町村長ト町村會議長トガ同一人間デアル、是ハ面白クナイノデハナカ、如何サマ町村ノ中ニハ、今日ノ市制ヲ施行シテ居ル所ト劣ラヌ所ノ大キナ町モアリマス、市制施行地ニ於テハ、市長ト市會議長トハ別ニナツテ居ル、町村ダケガ町長ト町村會議長トヲ同一ノ人ガヤツテ居ル、其間ノ権衡ガ取レナイノデアル、是ハ

一方ニ於テハ御尤デアリマス、併シ町村ハ多クノモノトシテハ、サウ云フ所ニハ萬事協議のニ、此自治ノ事ヲ進メテ行クト云フコトガ宜シカラウト思ヒマシテ、今日マデ、町村長ト町村會議長トガ同一ノ人々兼テヤフテ居ルコトガ、最モ其間調和的ニ行キ得テ居ルト考ヘマシタノデ、ソレ故ニ其規定ハ今回ハ改正セナシダノデアリマス、町村會議員ノ定數ガ處ニ依ルト少イデハナイカト云フ御考ノヤウデアリマス、是ハ石坂君ノ御承知ノ通り、法律デ一通リノ標準ハ定メテアリマスケレドモ、其町村ニ於テ、其定數以外ノ定數ヲ認可ヲ受ケレバ、實行ノ出來ルコトデアリマス、其途ガ開イテアルノデアルカラ、原則トシテハ、只今此現行法ニ定メテアル通りデ、今日改正セヌデモ宜カラウ、斯ウ云フ考ヲ以テ改正セナンダノデアリマス、公民権ノ缺格條項ノ中ノ衆議院議員選舉法第六條第三項ト同ジ規定ヲ今回設ケタ、此衆議院議員選舉法第六條第三項ノ規定ハ解釋ガ困難デアツチ、政府モ餘程此解釋ニ困シテ居ルト、斯ウ御覽ニナッテ居ルヤウデアリマス、私共ハ此解釋ニ付テハ、何等ノ困難ヲ感ジテ居ナインデアリマス、是ハ石坂君ノ御述ニナリマシタ通り、政府ノ原案ヲ議院ニ於テ修正ヲ加ヘラレタノデアリマス、併ナガラ、其修正ヲ加ヘラル、ニ付テ、政府ノ原案トシタル所ヲ、甚シク傷シケラルルナラバ、私共ハ決シテ之ニ同意シナイル考デアッタ、議會ニ於テ審議セラル、間ニハ、種々ナル意見ガ出タノデアリマス、現行ニ決シタ通りデハアリマセヌ、衆議院ノ意見モ一ツアリマシタ、貴族院ノ意見モ亦アッタノデアリマス、サウシテ兩院協議會ノ成案ガ今日ノヤウニナッタ、其協議ノ經過ニ於テ、私共ハ所謂普通選舉ノ制度ヲ傷ツクルコトノナイヤウニト云フコトヲ終始注視ヲシテ居リマシテ、結局兩院協議會ノ成案ナルモノハ、吾々ノ考ヘテ居ル所ノ普通選舉制度ヲ傷ツクルモノニアラズト云

フ解釋が付クコトヲ確メマシタカラ、之ニ
ハ少シモ私共ハ疑ヲ懷イテ居ラナイノデア
リマス、而シテ之ニ就テハ、政府ノ當初ノ
原案トハ違テ居リマス、併シ兩院ニ於テ
十分ニ審議ヲセラレテ、結局斯様ニ定メラ
レマシタ以上ハ、衆議院議員ノ缺格條項中
ニ、斯ノ如ク規定セラレタ以上ハ、府縣ノ
議員ナリ、或ハ市町村議員ニ付テモ、是ト
異ニスベキ道理ガドウシテモナイト思フノ
デアリマス、或ハ政府ノ原案ノ如クスルノ
ダ宜上云フ意見ガアルカモ知レマセヌ、
併シ兩院テ審議セラレテ、缺格條項トシテ
ハ、第六條ノ第三項ノ如キコトニスルノガ相
當ダトセラレタ以上ハ、府縣會ノ議員ナ
リ、市町村會ノ議員ニ於テモ、其精神ヲ尊
重シテ、同様ナル缺格條項ヲ設クルノガ相
當デアラウ、是ガ今回只今御質問ニナッタ
ヤウナ條項ヲ設ケタ所以デアリマシテ、解
釋ニ付テハ政府ハ少シモ疑モ持チマセヌケ
レバ、困難モ感ジテ居ナイ次第デアリマス
(拍手)

モ、大分之ヲ刑事政策ノ上カラ、又社會政策ノ上カラ問題が喧シイト云フコトハ、内務大臣モ御承知置キノ通リデアルノデアリソレド、機會ニ於テ審議中デアリマスルカラシテ、衆議院議員選舉法ノ方面ニ於ケタル論議ハ差措キマスルガ、輿論ハ大體決定シテ居ル、故ニ本法案案等ノ改正ノ場合ニ於キマシテ、是等ノ事ハ十分ニ御考慮ニナルベキ旨ト思フノデアリマス、殊ニ刑餘者ハ缺格事項ノ中ニ入ルト云フヤウナコトニ相成リマスレバ、町村ノ自治體ニ於テハ尙更、刑事政策上、社會政策上ニ於ケル缺陷ガ大ナルモノガアルト思フノデアリマス、是等ニ付テ考慮ヲ拂ハレナカッタ云フコトハ、吾々大ニ悲ム所デアリマスルガ、是等ニ付テハ相當ナル理由ノアルコト、考へマスルガ、是等ニ付テ御所見ヲ承リタイト考ヘテ居リマス次第デアリマス、又從來モ選舉法ニ於キマシテ——殊ニ昨年普通選舉法案審議ノ場合ニ於キマシテ、選舉區域即チ選舉區制ノ問題ハ同法案ノ一重點トナツテ居ル次第ニアリマスルガ、此選舉區制ノ問題ニアリマシテ、大選舉區、或ハ中選舉區、或ハ小選舉區ト云フヤウナモノガ問題ニナツテ居ルノデアリマス、而シテ該議會ニ於キマシテハ、中選舉區ヲ採用スルコトニ相成タノデアリマス、併ナガラ之ニ對シテモ、大選舉區可ナリトスル論者モアリ、小選舉區可ナリトスル論者モアリマスルガ、議會ハ先ソ中選舉區可ナリトシテ之ヲ通過セシメタ、然ルニ今回ノ地方制度諸法案改正ノ跡ヲ見マスルト云フト、是等ノ事項ニ付テハ何等考慮ヲ費サレナイヤウニ思フノデアリマス、有權者が頗ル厭勝シタラレテ、即チ市町村ニ於キマシテハ非常ナル大キナ選舉區ト同一ノ狀態ト相成ルノデアリマス——恰モ非常ナル大キナ選舉區ト相成ル、即チ町村ニ於キマシテハ八名ヨリ三十名上云フヤウナ多數ノ候補者ヲ、一選舉區ニ有スルコトニ相成ルノデアリマス、市ノ方ニ於キマシテハ矢張是ト同ジク、三

十名ヨリ四十八名、或ハ其市ニ依テハ四名
ヅツヲ、——十万ノ人口超過ノ場合ニハ四
人ヲ増ストカ、或ハ人口五十万以上ノ都市
ニ於テハ、人口二十万ヲ超過スル毎ニ四名
ヲ増ストカ云フノデ、非常ナル數ニ上ルノ
デアリマス、斯様ナル場合ニ於テ大ナル都
市ニハ區制モ布カレテ居リマスカラ、其區
ニ於キマシテハ多少ノ人數ガ減ルノデアリマ
スケレドモ、小都市ニ於キマシテハ可ナ
リ多數ノ人數ガ一選舉區トシテ選舉ヲ行フ
コトニ相成ルノデアリマス、左様デアリマ
スルカラ、是ハ要スルニ從來衆議院議員ノ
選舉法ニ於キマシテ、中選舉區ヲ採タト言フ
コトグ正シイトスルナラバ、何ガ故ニ此改
正ニ當テ是等ノ方面ヲ御考慮ニナラナ
カタノデアルカ、殊ニ江木司法大臣ノ如
キハ、比例代表ト云フモノハ理想的ノ選舉
法ナリトシテ、ソレト意見ヲ加ヘラレ、又
泰西ニ實施サル、方法等モ譯出サレテ、「ペ
ンフレット」トシテ我國ノ有識階級ノ人ニニ
之ヲ送ラレタト云フヤウナ、非常ニ御熱心
ノ宣傳ヲサレテ居ルノデアリマス、斯ル閣
僚ヲ有スル此政府ニ於テ、何ガ故ニ此地方
自治制ノ改正案ヲ作成サル、ニ當テ、江木
法相等ノ意見ヲ採用サレテ、先づ此地方自
治制ヨリ理想的ナル比例代表ノ制度ヲ御採
リニナラナカタクトニ付テ、私ハ
江木司法大臣ハ只今御留守デアリマスル
ガ、後ヨリデモ宜シウゴザイマスルカラ、
江木司法大臣竝ニ内務當局ノ御意見ヲ承り
タイトス様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、殊
ニ質問ノ通告ノ數モ多イト云フコトデアリマ
スカラ、時間ノ節約上私ハ最後ニモウ一
ツ丈ヶ質問ヲ致シ、私ノ質問ヲ打切りタイ
ト思フノデアリマス、ソレハ公民權ノ中ニ
非常ナル大擴張ヲ爲サレタト云フコトニ
付テ、私ハ内務大臣ノ答辯ヲ求メタイト思
フノデアリマス、既ニ女子參政權ノ問題ハ
院議ヲ以テ決定ヲサレタル女子ト云フモノ
ヲ此間ニ加へラレナカタクトニ云フコトニ
ニ於テ地方自治體ニ於ケル公民權ヲ與ヘル

ト云フコトニ付テハ、是ハ本院ノ一致ノ意見デアリマシテ、是ハ本院ニ於テハ院議ヲ以テ確定ヲ致シテ、政府當局者ニ向ツテ建議ヲ致シタ云フコトハ御忘レモナイコトダラウト考ヘルノデアリマス、而シテ此婦人ニ公民權ヲ與ヘルト云フ問題ノ論議中三ハ、熱心ニ各黨派ノ方ニガニ之ニ參與サレタノデアリマス、殊ニ憲政會ニ於ケル吾々ノ先輩デアル高木正年君ノ如キハ、縷々數十萬言ヲ費サレテ、此問題ニ付テ贊成ノ御討論アツタノデアリマス、之ニ對シテ熱心ナル政府委員ノ御答辯モ承ツタノデアリマス、始メハ本黨ノ諸君ナドモ他ノ婦人問題ニ對シテハ色モノ質問モアリマシタヤウデアリマスシ、多少不眞面目ト認メラル、ヤウナ論議モサレタヤウデアリマシタガ、此問題ニ對シテハ洵ニ熱心ニ、殊ニ原夫次郎君ノ如キハ眞ニ熱心ニ御主張ニ相成リ、滿場一致ヲ以テ委員會モ本會王通過シタ云フコトハ周知ノ事實デアルノデアリマス、然ルニ今回是等ノ問題ガ、此改正案ニ當テ考慮サレナカタト云フコトハ、吾々ハ寧ロ怪訝ノ念ニ堪ヘナイ、一驚口喫シタノデアリマス、而シテ女子ニ公民權ヲ與ヘルト云フ問題ハ、院議ニ依ツテ確定シタノデアリマスルカラ、今更之ヲ繰返ス必要モナイ、併ガラ是等ノ問題ガ本案ノ改正ニ當テ何等提案ガナイト云フコトニ付テハ、多少ノ意見モハ、是ハ立憲道下ニ於キマシテハ議員ノ代表ニ依ツテ之ヲ爲サナケレバナラヌト云フコトハ申スマデモナイ、然ルニ議員ト云フ——詰リ市町村ニ於テ議員タルベキ資格ヲ持ツテ居ルト云フモノハ、男子ニノミ限ラレテ、全然女子ヲ認メナイト云フコトニ相成ル、即ち女子ト云フモノニ付テハ輿論ト云フモノカラシテ「シヤツト、アキウト」サレテ居リマシテ、全然輿論ト云フ機関カラシテ排斥サレテ居ルト云フ形ニナリテ居ルノデアリマス、而シテ從來ノ女子ヲ排斥スル理由ノ中ニハ、女子ハ餘りニ感情的デアルトカ、或ハ能力、技能ガ男子ニ及

ナイトカ、或ハ生活状態ト云フヤウナモ
ノガ、男子ト相伍シテ、而シテ政治ニ携ハ
ル所ノ事情ガ許サヌノデアルト云フヤウナ
コトニ相成テ居ルノデアリマス、ケレド
モ、此前ニ私ハ此壇上ニ於テ申述ベタル如
クニ、今ヤ女子ハ農村ニ於キマシテハ農政
ニ參與スル権利、即チ農會議員タルベキ資
格、或ハ農會議員ヲ選舉スル資格ニ於キマ
シテハ、何等男子ト異ナル所ガナイ、從來
ニ於テモ所得税デアルトカ、或ハ營業税デ
アルトカ云フヤウナ方面ニ於テ、是等ノ調
査會ヲ構成スル調査委員ヲ選舉スル資格
ハ、無論是ハ具有シテ居ルノデアリマス、
又商業會議所ノ議員ヲ選舉スルト云フ選舉
資格モ之ヲ持ツテ居ルノデアリマス、多少ソ
レフ行使スルニ不便ナ事ガアリマセウケレ
ドモ、免モ角、此権利ヲ保有シテ居ルノデ
アリマス、以前ニハ多少財産ト云フヤウ
ナ、代表ノ方面ノ意味モアリマシタラウ
ガ、市町村會議員ノ選舉ニ於テハ、絶對ニ
婦人ヲ認メナイト云フコトデハナカッタノ
デアリマス、然ルニ今日ニ於キマシテ、未
ダニ此婦人ニ向ツテ是等ノ門戸ヲ解放シナ
イト云フコトハ、是ハ當今ノ如ク既ニ政治
ノ進ンダル、政治意識ノ發達シタル今日ニ
於テ、決シテ認メ得ベキコトデナカラウト
考ヘルノデアリマス（拍手）依然トシテ政治
ト云フモノハ男子ノミデ占領ヲ致シテ、婦
人ニ解放スベキモノデナイト云フヤウナル
說ヲ吐ク人ガアリマスケレドモ、私ハ之ヲ
固陋頑冥ノ說ナリト考ヘテ居ルノデアリマ
ス、從來モ勞働階級ノ利害ト云フヤウナモ
ノハ、是ハ勞働者ニ代表セシメズシテ、庶
民階級ノ利害關係ト云フモノヲ庶民階級ニ
代表セシメズシテ、之ヲ資產階級或ハ中產
階級ヲ以テ獨占ヲシテ居ツタト云フ事實ト
其他ノ庶民階級ガ之ヲ有シナイト云フコト
ヲ今日之ヲ叫ンダナラバ、誰ガ之ヲ眞理ナ
リト言、テ贊成スル人々アリマセウカ（拍
手）ソレド今日婦人々市町村ノ自治體ニ於

アルマイドス様ニ考へテ居ルノデアリマス
テ、何等之ニ參與スル能力上云フモノガナ
(拍手)而シテ婦人ハ今日ニ於テハ事實ノ
上ニ於テソレヽノ職業ニ從ヒ、或ハ官吏
トシテモ高等官ニモ列セラルヽ、無論官吏
ノ文官任用令等ニ於テハ女子ヲ排斥シテ居
ル條項ヲ認メナイ、總テノ機會ニ於キマシ
テ唯辯護士タルニ不便ダト云フ規定ガア
リマセウケレドモ、其以外ニ於キマシテ女
子ヲ排斥スル、法規ヲ私ハ見出スコトガ出
來ヌノデアリマス、殊ニ市町村會、自治
體ノ議員タルベキ資格ト云フヤウナ
モノ、其議員タル資格ノ存シマスノ
ハ――選舉權ナドハソレ以上デアル――
議員タル其資格ト云フヤウナモノニ
付チハ、ソレ程ノ技能トフモノハ法律ノ上
デ認メテ居ナイ、特別ナル、特殊ナル知識
デアルトカ、或ハ技術トカ、或ハ經驗トカ
云フモノハ、市町村制ノ上ニ於テハ要求ヲ
シテ居ラス、何トナレバ、此人ミト云フモ
ノハ一旦選舉ヲサレルト云フト、公職ヲ辭
スルト云フ――議員バカリデナク公職ヲ辭
スルト云フコトハ、特別ナル事情ガナケレ
バ許サヌノデアリマス、即チ特別ナル事情
ガナケレバ、之ヲ辭スルコトガ出來ナイト
云フヤウナ強制的ナ法規ガアルノハ、即チ
普通ノ常識サヘ備ヘテ居ルナラバ、人ガ認
メテ勤リサウダト云フ常識サヘ單ニ備ヘテ
居ルナラバ、完全ニ公職ハ務マルト云フ保
證デナケレバナラヌノデアリマス(拍手)斯
ル所ノ者ニ女子ヲ今日ニ於テ除外スルト云
フコトハ、毫モ理窟ガ無ガルベキコトダラ
ウト思フノデアリマス、是等ノコトハ既ニ
先程申上ゲマスル如ク、院議ガ之ヲ認メテ
ナシテ、今回ノ改正ニ當テ女子ノ機會ヲ得
タルニモ拘ラズ、相變ラズ女子ハ排斥スル
ト云フコトハ、今日ノ政治意識ノ上ニ於テ
怪訝ニ堪ヘナイ、殊ニ是等ノ點ニ於テハ、

憲政會ニ於テハ熱心ニ在野時代カラシテ
一昨年邊リモ唱道サレテ居ルノデアリマ
シテ、殊ニ老政治家高木正年君ノ熱心ナル
御主張ヲ拠タル、ト云フコトニナルノデ、私
ハ洵ニ甚ダ不思議中ノ不思議トシテ、此問
題ヲ内務當局ノ卒直ナル御辯明ニ預リタイ、
斯様ニ考ヘテ質問致ス次第ニアリマス（拍
手）

〔政府委員儀孫一君登壇〕

ハ御案内ノ通りニ府縣制ニ於キマシテハ、一郡市ノ選舉分區ノ制度ヲ認メテ居タノデアリマス、併シ今回ニ於テハ此制度ヲ削除致シタノデアリマス、此點ニ付キマシテハ、高橋君ノ丁度御説モアリマシタ如ク、衆議院議員選舉法ニ於キマシテハ、以前ハ小選舉區制ナルモノヲ取テ居リマシタガ、今回ニ改正ニ依テ所謂小選舉區制ヲ取タノデアリマス、ソヨデ今回ノ府縣制改正ノ機會ニ於キマシテハ、從來ノ小選舉區制ヲ取テ、時代ニ適シタ所ノ府縣制ノ郡市ノ分區制度ヲ取テ居タモノヲ廢シテ、今回ハ矢張小選舉區制ヲ撤廢シテ、中選舉區制ニシタト同一ノ精神ヲ以テ、府縣會議員ノ選舉ニ於キマシテハ、其郡市ノ分區ノ制度ヲ撤廢致シタノデアリマス、是ハ理由ヲ多ク申述べマセヌデモ、既ニ御承知デアリマセウケレドモガ、矢張此分區ヲ置キマシテ、所謂小選舉區制ヲ廢シテ、郡市ノ區域ニ依ル所ノ選舉區表ト云フモノヲ出ス譯ニイカナイ、ソレ故ニ其分區ノ制度ヲ撤廢シテ、所謂小選舉區議院議員選舉法ニ於テ小選舉區制ヲ廢シテ、御承知ノ通りニシタト同一ノ理由デアルト御選舉ヲセシタルコトニ致シマシタ譯デアルノデアリマス、是ハ今申シマスガ如ク、衆議院議員選舉法ニ於テ小選舉區制ヲ廢シテ、御承知ノ通りニ、市ニ區ヲ設ケタル所ニ於キマシテハ、區ノ區域ニ依テ居ルノデアリマス、區ヲ設ケマセヌ所ハ、御承知ノ通りニ是ハ一市區域ガ即ち選舉區ニナッテ居ルノデアリマス、此點ハ從來モ今度ノ改正モ少シモ變リマセヌ、成程或ハ多數ノ議員ヲ選ムニ付テ、其選舉區ガ大キト云フト混亂ヲスルト云フ如キ虞ガナイデハアリマセヌ、御説ノ通りニ——デゴザイマスケレドモガ、是ハ所謂小選舉區制ヲ主張致シマシタ時代ニ於キマシテモ、矢張現在ノ如キ一市町村區域ガ即チ其選舉區域デアッタノデアリマスカラ、之ヲ改正スル必要ヲ認メヌト云フノデアリマス、第三ノ御選ノ比例代表ノ事デアリマスガ、此比例代表制度ヲ

用ヒルカ用ヒヌカト云フコトニ付キマシテハ、是ハ衆議院議員選舉法ノ問題デアルノデアリマス、衆議院議員選舉法ニ於キマシテハ、衆議院議員選舉法ニ於キマシテ、併シ今回ニ於テハ此制度ヲ削除致シタノデアリマス、此點ニ付キマシテハ、時代ニ適シタ所ノ府縣制ノ郡市ノ分區制度ヲ取テ居タモノヲ廢シテ、今回ハ矢張小選舉區制ヲ撤廢シテ、中選舉區制ニシタト同一ノ精神ヲ以テ、府縣會議員ノ選舉ニ於キマシテハ、其郡市ノ分區ノ制度ヲ撤廢致シタノデアリマス、是ハ理由ヲ多ク申述べマセヌデモ、既ニ御承知デアリマセウケレドモガ、矢張此分區ヲ置キマシテ、所謂小選舉區制ヲ廢シテ、郡市ノ區域ニ依ル所ノ選舉區表ト云フモノヲ出ス譯ニイカナイ、ソレ故ニ其分區ノ制度ヲ撤廢シテ、所謂小選舉區議院議員選舉法ニ於テ小選舉區制ヲ廢シテ、御承知ノ通りニシタト同一ノ理由デアルト御選舉ヲセシタルコトニ致シマシタ譯デアルノデアリマス、是ハ今申シマスガ如ク、衆議院議員選舉法ニ於テ小選舉區制ヲ廢シテ、御承知ノ通りニ、市ニ區ヲ設ケタル所ニ於キマシテハ、區ノ區域ニ依テ居ルノデアリマス、區ヲ設ケマセヌ所ハ、御承知ノ通りニ是ハ一市區域ガ即ち選舉區ニナッテ居ルノデアリマス、此點ハ從來モ今度ノ改正モ少シモ變リマセヌ、成程或ハ多數ノ議員ヲ選ムニ付テ、其選舉區ガ大キト云フト混亂ヲスルト云フ如キ虞ガナイデハアリマセヌ、御説ノ通りニ——デゴザイマスケレドモガ、是ハ所謂小選舉區制ヲ主張致シマシタ時代ニ於キマシテモ、矢張現在ノ如キ一市町村區域ガ即チ其選舉區域デアッタノデアリマスカラ、之ヲ改正スル必要ヲ認メヌト云フノデアリマス、第三ノ御選ノ比例代表ノ事デアリマスガ、此比例代表制度ヲ

用ヒルカ用ヒヌカト云フコトニ付キマシテハ、是ハ衆議院議員選舉法ノ問題デアルノデアリマス、衆議院議員選舉法ニ於キマシテハ、衆議院議員選舉法ニ於キマシテ、併シ今回ニ於テハ此制度ヲ削除致シタノデアリマス、此點ニ付キマシテハ、時代ニ適シタ所ノ府縣制ノ郡市ノ分區制度ヲ取テ居タモノヲ廢シテ、今回ハ矢張小選舉區制ヲ撤廢シテ、中選舉區制ニシタト同一ノ精神ヲ以テ、府縣會議員ノ選舉ニ於キマシテハ、其郡市ノ分區ノ制度ヲ撤廢致シタノデアリマス、是ハ理由ヲ多ク申述べマセヌデモ、既ニ御承知デアリマセウケレドモガ、矢張此分區ヲ置キマシテ、所謂小選舉區制ヲ廢シテ、郡市ノ區域ニ依ル所ノ選舉區表ト云フモノヲ出ス譯ニイカナイ、ソレ故ニ其分區ノ制度ヲ撤廢シテ、所謂小選舉區議院議員選舉法ニ於テ小選舉區制ヲ廢シテ、御承知ノ通りニシタト同一ノ理由デアルト御選舉ヲセシタルコトニ致シマシタ譯デアルノデアリマス、是ハ今申シマスガ如ク、衆議院議員選舉法ニ於テ小選舉區制ヲ廢シテ、御承知ノ通りニ、市ニ區ヲ設ケタル所ニ於キマシテハ、區ノ區域ニ依テ居ルノデアリマス、區ヲ設ケマセヌ所ハ、御承知ノ通りニ是ハ一市區域ガ即ち選舉區ニナッテ居ルノデアリマス、此點ハ從來モ今度ノ改正モ少シモ變リマセヌ、成程或ハ多數ノ議員ヲ選ムニ付テ、其選舉區ガ大キト云フト混亂ヲスルト云フ如キ虞ガナイデハアリマセヌ、御説ノ通りニ——デゴザイマスケレドモガ、是ハ所謂小選舉區制ヲ主張致シマシタ時代ニ於キマシテモ、矢張現在ノ如キ一市町村區域ガ即チ其選舉區域デアッタノデアリマスカラ、之ヲ改正スル必要ヲ認メヌト云フノデアリマス、第三ノ御選ノ比例代表ノ事デアリマスガ、此比例代表制度ヲ

用ヒルカ用ヒヌカト云フコトニ付キマシテハ、是ハ衆議院議員選舉法ノ問題デアルノデアリマス、衆議院議員選舉法ニ於キマシテハ、衆議院議員選舉法ニ於キマシテ、併シ今回ニ於テハ此制度ヲ削除致シタノデアリマス、此點ニ付キマシテハ、時代ニ適シタ所ノ府縣制ノ郡市ノ分區制度ヲ取テ居タモノヲ廢シテ、今回ハ矢張小選舉區制ヲ撤廢シテ、中選舉區制ニシタト同一ノ精神ヲ以テ、府縣會議員ノ選舉ニ於キマシテハ、其郡市ノ分區ノ制度ヲ撤廢致シタノデアリマス、是ハ理由ヲ多ク申述べマセヌデモ、既ニ御承知デアリマセウケレドモガ、矢張此分區ヲ置キマシテ、所謂小選舉區制ヲ廢シテ、郡市ノ區域ニ依ル所ノ選舉區表ト云フモノヲ出ス譯ニイカナイ、ソレ故ニ其分區ノ制度ヲ撤廢シテ、所謂小選舉區議院議員選舉法ニ於テ小選舉區制ヲ廢シテ、御承知ノ通りニシタト同一ノ理由デアルト御選舉ヲセシタルコトニ致シマシタ譯デアルノデアリマス、是ハ今申シマスガ如ク、衆議院議員選舉法ニ於テ小選舉區制ヲ廢シテ、御承知ノ通りニ、市ニ區ヲ設ケタル所ニ於キマシテハ、區ノ區域ニ依テ居ルノデアリマス、區ヲ設ケマセヌ所ハ、御承知ノ通りニ是ハ一市區域ガ即ち選舉區ニナッテ居ルノデアリマス、此點ハ從來モ今度ノ改正モ少シモ變リマセヌ、成程或ハ多數ノ議員ヲ選ムニ付テ、其選舉區ガ大キト云フト混亂ヲスルト云フ如キ虞ガナイデハアリマセヌ、御説ノ通りニ——デゴザイマスケレドモガ、是ハ所謂小選舉區制ヲ主張致シマシタ時代ニ於キマシテモ、矢張現在ノ如キ一市町村區域ガ即チ其選舉區域デアッタノデアリマスカラ、之ヲ改正スル必要ヲ認メヌト云フノデアリマス、第三ノ御選ノ比例代表ノ事デアリマスガ、此比例代表制度ヲ

用ヒルカ用ヒヌカト云フコトニ付キマシテハ、是ハ衆議院議員選舉法ノ問題デアルノデアリマス、衆議院議員選舉法ニ於キマシテハ、衆議院議員選舉法ニ於キマシテ、併シ今回ニ於テハ此制度ヲ削除致シタノデアリマス、此點ニ付キマシテハ、時代ニ適シタ所ノ府縣制ノ郡市ノ分區制度ヲ取テ居タモノヲ廢シテ、今回ハ矢張小選舉區制ヲ撤廢シテ、中選舉區制ニシタト同一ノ精神ヲ以テ、府縣會議員ノ選舉ニ於キマシテハ、其郡市ノ分區ノ制度ヲ撤廢致シタノデアリマス、是ハ理由ヲ多ク申述べマセヌデモ、既ニ御承知デアリマセウケレドモガ、矢張此分區ヲ置キマシテ、所謂小選舉區制ヲ廢シテ、郡市ノ區域ニ依ル所ノ選舉區表ト云フモノヲ出ス譯ニイカナイ、ソレ故ニ其分區ノ制度ヲ撤廢シテ、所謂小選舉區議院議員選舉法ニ於テ小選舉區制ヲ廢シテ、御承知ノ通りニシタト同一ノ理由デアルト御選舉ヲセシタルコトニ致シマシタ譯デアルノデアリマス、是ハ今申シマスガ如ク、衆議院議員選舉法ニ於テ小選舉區制ヲ廢シテ、御承知ノ通りニ、市ニ區ヲ設ケタル所ニ於キマシテハ、區ノ區域ニ依テ居ルノデアリマス、區ヲ設ケマセヌ所ハ、御承知ノ通りニ是ハ一市區域ガ即ち選舉區ニナッテ居ルノデアリマス、此點ハ從來モ今度ノ改正モ少シモ變リマセヌ、成程或ハ多數ノ議員ヲ選ムニ付テ、其選舉區ガ大キト云フト混亂ヲスルト云フ如キ虞ガナイデハアリマセヌ、御説ノ通りニ——デゴザイマスケレドモガ、是ハ所謂小選舉區制ヲ主張致シマシタ時代ニ於キマシテモ、矢張現在ノ如キ一市町村區域ガ即チ其選舉區域デアッタノデアリマスカラ、之ヲ改正スル必要ヲ認メヌト云フノデアリマス、第三ノ御選ノ比例代表ノ事デアリマスガ、此比例代表制度ヲ

ソレデアリマスガ故ニ、多クノ知識階級ハ資産家階級デアル、中產階級云フヤウナ所カラ、ソレドノ政治能力ハ或ル方面ニ於テノミ獨占サレタヤウナ形ニナシテ居リマスケレドモ、ソレガ故ニ政治機關ガサウ云フ方面ニ偏ツタ形ニナシテ居付テハ、何等時期尚早ト云フヤウナコトハ御論ジニナル機會デハ私ハナカラウト思フ普通教育ニ於テハ何等進庭ガナイノデアリマス、左様デアリマスルカラシテ、是等ニ云フモノハ、是ハ別箇ノ問題デアリマス、是ハ婦人ガ今日ノ如キ羈束ヲ受ケテ居ル場合ニ當リマシテ、マダ民法上ニ於テモ自由ハ認メラレナイ場合ニ於テ、單此國政ニ參與スル自由ト云フコトニ付テ、此權利ヲ施行スルニ或ハ不便ガアリマセウ、併ナガラ地方自治體ニ於ケル公民トシテ立ツノアリマス、併ナガラはハ意見ノ相違ナリトジテ居ルノデアリマス、左様デゴザイマス、ルガ故ニ、時期尚早デアルト云フヤウナ御論ニハ、吾々ハ承服スルコトハ出來ヌノデニ、何等私ハ不都合ハ無カラウ、斯様ニ信スレバ、敢テ追究ヲシナインデアリマス、時代後レモ亦甚シイモノデアルト感ジタヽケニ止メマスクレドモ、恐ラク私ハ答辯ノ餘地アリト考ヘマスニ依シテ再ビ質問ヲ繰返ス次第デアリマス、而シテ又其他ノ質問ニ對シマシテモ、是ハ他ノ機會ニ譲リマスガ、唯市町村ニ於テハ從來ト今日モ、政府ハ議員ノ數ニ於テハ變リ、ハナカッタノデアルト云フヤウナ御論ガアリマシタケレドモ、選舉ノ方法ガ異^クテ居ル、取締ノ方法モ異^クテ居ルノデアリマス、衆議院議員選舉法が準用サレマシテ、從來ノ如キ戶別訪問ヲセレタ今日ニ於テハ、如何ニシテ適者ヲ選出スルカト云フコトニ付テハ、選民ハ非常ニ迷フダラウト思フノデアリマス、少數代表ト云フヤウナコトハ、私ハ市町村ニ於テハ害アソテ益ナキモノト考ヘテ居ル、ソレデナクシテモ町村ト云フモノハ徒ニ細節ニ拘泥ヲ致シテ、爭議ガ絶エナイ

ト云フ今日ニ當テ、輿論ト云フヤウナモノハ餘リ少數デ代表スルト云フコトハ危険致シタイト思ヒマスルガ、免モ角モ私ハ衆議院ニ於テハ僅カ五人ト云フモノヲ一區デアラウトモ考ヘラレル、是等ハ意見デアリマスカラシテ、適當ノ機會ニ於テ開陳ヲ云フヤウナ少數デ以テ別表ガ定メラレル、然ルニ拘ラズ、府縣會特ニ市町村ニ於テハスノ如キ厖大ナル人々、議員ノ數ノ數倍或八十數倍ノ人數ガ候補者トシテ現ハレルニ於キマシテハ、所定ノ制限ニ達スル票數ヲ贏テ得ルヤ否ヤト云フコトハ、隨分疑問デアルト吾々ハ考ヘテ居ル、是ニ於テカ吾吾ハ他ノ方法、殊ニ政府ノ閣員ノ一人デアラル、所ノ江木法相ノ如キモ、多年唱ヘツツアル比例代表ノ如キ、何故此際實行シナシノアルカト云フコトヲ吾々ガ考ヘテ居ルノハ當リ前デヤナイカト思フ、是等ニ對シテ只今司法大臣ガ此席ニ在フレマセヌカラ、内務當局ニ此點ヲ御尋スルノハ無理カモ知レマセヌカラ、是等ノ點ニ付テハ後テ司法大臣ノ出席サレルマデ保留シテモ宜シウゴザイマスガ、内務當局ノ説明ヲナサレ得ル範圍ニ於テ、モウ少シ明快ナル御答辯ヲ煩シタク、斯様ニ考ヘルノデアリマス○議長(柏谷義三君) 依政府委員

○議長(柏谷義三君) 原夫次郎君
〔原夫次郎君登壇〕
○原夫次郎君 私ハ後ニ議題ト相成ルベキ
衆議院議員選舉法中改正法律案ノ時ニ御尋
テシタイト思ウタノデアリマスケレド、茲
先程侯政務次官ノ御答辯ヲ聽キマシテ、茲
ニ此演壇ニ立ツコトハ相成タノデアリマ
ス、即チ質問ノ要點ハ三箇アルノデアリ
マス、只今上程セラレテ居ル所ノ此議案ノ第
九條ノ所謂缺格條項ニ關スル此規定ハ、吾
吾ガ昨年衆議院議員選舉法ニ協賛ヲ與ヘタ
ル此條文ト全然同一デアリマス、此法律ノ
淵源ニ至リマシテハ、大體ニ於テ私共ハ儀
政務次官ノ述ベラレタ事ト了承致シテ居ル
ノデアリマスガ、併ナガラ之ニハ非常ナル
矛盾缺陷カアルト云フコトヲ昨年來吾々ガ
常ニ耳ニスル所デアリマス、先づ缺格條項
ニ付テハ只今上程セラレテ居ル第九條ニ於
キマシテモ、主トシテ刑法ノ處罰事項ヲ掲
ゲ來リ、刑法ニ規定シテアル所ノ犯罪ヲ犯
シタル者ニ付テソレト缺格條項ト相成
テ居ルノデアリマスルガ、私ハ之ニ對シテ
先づ第一ニ同ジク罰セラレル所ノ我ガ國民
ニシテ、朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島ニ
施行セラル、所ノ彼ノ刑事法令ニ依リテ處罰
セラレタル者ヲ、何故ニ此缺格條項ニ包含
セシメナインデアルカ、是ガ第一ノ質問デ
アリマス、吾々國民ハ法律ハ極メテ公平無
私ナモノデナケレバナラヌト云フコトハ、
是ハ言フマデモナイ、内地ノ刑法ニ於テ處
罰セラレタル者ガ選舉權ヲ有シナイト云フ
コトデアルナラバ、何故ニ是等朝鮮、臺灣、
南洋群島ノ管理地、或ハ關東州デ犯罪ヲ犯
格條項ハ即チ選舉權ヲ尊重スル所以デア
ル、尊重シテ居ルナラバ、刑餘者ノ如キ者

ニ對シテ選舉權ヲ與ヘルト云フコトハ、海
ニ選舉權ヲ蔑視スルモノデアルカラ、之ニ
與ヘナイト云フコトデアルナラバ、今申上
ダタル植民地ニ於テ處罰ヲ受ケタル者ガ内
地ニ歸タル場合ニ於テ、此者ニ對シテダケ
議員選舉法ト同一ナル疑問ヲ生ズルノデア
リマス、又第二點ト致シテ、矢張此第九條
如何ニスルト云フ考ナリカ、只今議題トナッ
テ居ル此第九條ノ公民權ニ於テモ、衆議院
缺格條項ヲ認メナイト云フコトハ、此矛盾ヲ
ノ缺格條項中ニハ刑法ノ處罰規定ダケヲ設
ケテ、而シテ特別法デアル——刑法ノ特別
法デアル所ノ陸軍刑法、海軍刑法、是等ノ刑
法ニ依テ同一種類ノ犯罪ヲ犯シタル者ガ、
軍籍ヲ離レルトカ、或ハ退營ヲ致シテ、而
シテ所謂在郷軍人トシテ此選舉權ヲ行フ場
合ニ當リテ、單リ刑法デ處罰セラレタル所
ノ者ニハ、選舉權ナシ、同一種類ノ陸軍海
軍刑法等デ處罰セラレタル者ガ選舉權アリ
トスルナラバ、何ト云フ矛盾ノ結果ヲ生ズ
ルデアリマセウカ、今日在郷軍人ノ數八年
一年ニ増加致ヌノデアリマス、試ニ此同
一種類ノモノヲ見ルナラバ、只今第九條ノ
第六號ニアリマスガ、第六號中ニ掲ゲテア
ル所デ見マスルナラバ、所謂皇室ニ對スル
罪、外患ニ關スル罪、放火及失火、通貨ノ
偽造、文書偽造、有價證券偽造、印章偽造、
偽證罪、詐欺罪、横領、廢物ニ關スル罪ト云フ十
四種類アルノデアリマス、所ガ一面ニ於テ
陸軍刑法ニ於キマシテモ、海軍刑法ニ於テ
モ、此種類ハ甚ダ類似ヲ致シテ居ルノデア
リマス、例へバ反亂ノ罪デアル、反亂罪ヲ
犯シテ我が國家ヲ敵國ニ賣ルク如キ大外レ
タ犯罪ガアル、是等ノ犯罪ト云フモノハド
ウシテモ此選舉法トハ——選舉權ヲ與ヘル
ト云フ觀念トハナル矛盾ヲ致スベキ性質
ノモノデアル、是等ノ犯罪ヲ犯シタ者ニ對
シテ尙ホ公民權ヲ行使セシムルト云フヤウ
ナコトハ、法律ノ根本觀念ニ是ハ觸レル問
題デアラネバナラヌト思フノデアリマス、
又陸海軍刑法等ノ所謂破廉恥罪ニ關スル規
定、即チ掠奪ニ關スル規定ノ如キ、此

掠奪ヲ爲シ、強盜ヲ爲スト云フヤウナ
犯罪デ處罰セラレタ場合ニ於テハ選舉權ガアルノ
ト云フヤウナ矛盾ヲ來スコトヲ明ニ市スモ
ノデアリマス、是ハ何ト云フ理由デアルカ、
之ヲ第二點トシテ御洞致スノデアル、最後
ノ第三點ト致シマシテ、一體第九條ノ第五
號ノ如キ「六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑三
處セラレタル者」ハ終身ノ失格者ト法律ノ
立方ガナシテ居ル、併ナガラ選舉權ナルモノ
ハ假令犯罪ヲ犯シタ者デアシテモ、矢張同ジ
ク陛下ノ赤子デアル、然ラバ之ヲ未來永劫
終身選舉權ヲ剥奪スルト云う法律ノ立方
ハ、餘リニ是ハ酷ナル規定ノ仕方デアシテ、
刑事政策ノ上カラ云ウテモ、社會政策ノ上カラ
云ウテモ、決シテは善良ナル法律規
定ト云フコトハ言ヘナイト私共ハ考ヘルノ
デアリマス、例ヘハ佛蘭西ノ制度ノ如ク、
一度大外レタ犯罪ノ影ハ薄クナッテ、サウシテモ
ニ於テハ復權ノ制度ニ加フルニ犯罪票ナル
終ニ選舉權モ公民權モ總テ之ヲ行フコトダ
出来ルト云フ制度ヲ設ケテ居ル、然ルニ
本ニ於キマシテハ、一面ニ複權ノ制度ハアシ
ルト雖モ、此制度ノ極メテ複雜ナル、煩雜ナル
ル——併ナガラ是ハ固ヨリ當然デアシテ、
陛下ノ大權ノ發動ニ基ク所謂複權デアリマ
スカラ、是ハ此儘存シテ置イテモ、司法當局
若クハ、內務當局ニ於テ矢張此佛蘭西ノ制度
ノ如ク、一面ニ於テ罰スルト共ニ、一面ニ於テハ
シタ奴ハ罰セナケレバナラヌケレドモ、併
ナガラ惡イ事ヲシタナラバ、ドウシテモ未
來エカ其儘放置シテ置クト云フ制度ハ、何
レノ方面カラ見テモ甚ダ宜シクナイコトデ
アルト思フ、恰モ司法省ハ人ヲ罰スル所ノ
如ク考ヘテ居ルノデアリマスケレドモ、一
面ニ於テ人ヲ罰スルト共ニ、一面ニ於テハ
其罰セラレタ者ヲ如何ニ救濟スルカト云フ
コトヲ大ニ考究シナケレバナラヌト私ハ思
フ、ソコデ私ハ昨年此幾十万刑餘者ニ對

ル差別待遇撤廃ニ關スル建議案ヲ提出シテ
居ルノデアリマスケレドモ、司法省ハ其後
選舉權、公民權ノ問題ニ付テモ牽聯シタ問
題デアリマス、是ニ於テカ第三點トシテ司
法當局ニ對シ、司法省ハ果シテ私ガ昨年建
議ヲ出シタ其問題ニ付テ如何ナル考慮ヲ運
ラシテ居ルノデアルカ、以上三點ノ質問ヲ
提出シテ置ク次第デアリマス

○十分ニ御答シタ方が宜カラウト思ヒマス
○原夫次郎君 私ハ聲ガ小サイノデアリマスカラ、徹底シナイト遺憾デスカラ、…
○議長(柏谷義三君) 登壇ヲ許シマス
(原夫次郎君登壇)
○原夫次郎君 只今依次官ノ御答辯ヲ承シテ驚入シタノデアリマス、即チ陸海軍刑法ノ點ニ關スル私ノ質疑ハ、私ノ質疑ノ如ク是ハ此缺格條項カラ除外セラル、モノデアルト云フ御意見ハ、蓋シ是ハ私モ正シイ御答辯デアムテ、結局斯ノ如ク私ノ議論ヲ肯定サレタノデアルガ、其矛盾ヲ如何ニスルカト云フ問ノ趣旨デアムテアリマス、併シ是ハ次官ノ言ハレル如ク、委員會ノ質問ニ讓ツテモ宜イノデアリマス、其點ハ政府ハ答辯スルノニ甚ダ御苦ミデアルト思ヒマスカラ、私ハ委員會ニ讓ツテモ宜イノデアリマス、併ナガラ第一ノ質問條項デアル、植民地各地ニ於テ發セラレル法條、即チ臺灣ニ於テハ律令、朝鮮ニ於テハ制令、其他ノモノハ總子勅令ニ依テ罰則規定ヲ設クルノデアリマスガ、是ハ即チ茲ニ刑法ト云フ中三廣キ意味ノ中ニ是ハ包含セラレルモノデアルト云フ御答辯ハ、是ハ洵ニ私ハ儀次官ノ爲ニ惜ム所デアリマス、ドウカ是ハ即答ヲ爲サラナイデ、更ニ御研究ノ結果、一ツ御發表ニナシテハ如何ナモノデアリマセウカ、即チ昨年ノ議會ニ於テ彼ノ新選舉法ノ討議ノ場合——新選舉法ノ委員會等ニ於テモ吾々ノ拜聽セシ所ニ依ルト云フト、ソレハ矢張此刑法中ニ包含シナイモノデアルケレドモ、併ナガラ選舉名簿ヲ作ル場合ニ於テ、斯ノ如キモノマデモ此中ニ包含セシメタナラバ、事ガ甚ダ煩瑣ニ至テ、市町村長ガ容易ニ此缺格條項ヲ認ムルト云フコトガ出來ナイノデアルカラ、是ハ日本刑法ダケニ打切タノデアルト云フヤウナ趣意デ、又政府カラ吾々ニ配付致シタ所ノ選舉法ノ理由中ニモ、明ニ其事ハ書イテアルノデアリマス、デアリマスカラ是モ或ハ委員會ニ讓ツテモ宜イノデアルケレドモ併ナガラ斯ノ如キ矛盾シタル御答辯ヲ、此本會議デ臍面モナク御答辯ニ相成ルト云フコトハ、

是ハ如何ナモノニアリマセウカ、此點ニ本
テ更ニ確メテ置イテ、詳細ハ委員會デ御尋
スルコトニ致スノデアリマス、尙ホ附加ヘ
テ申スノデアリマスガ、此朝鮮其他植民地
ノ所謂律令ナルモノハ、是ハ陸軍刑法トカ
海軍刑法トカト云フヨリカ、ヨリ以上ニ刑
法ノ特別法デアルノデアリマス、其ヨリ以
上ノ特別法ガ茲ニ規定シテアル所ノ刑法ニ
包含セラレルト云フ議論ハ、如何ナル所カ
ラ仰シャルノデアリマスカ、更ニ其點ヲ御
確メ致シテ置キマス

市會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス、可否同
數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル」トア
リマシテ、改正案ニハ「議長ハ其ノ職務ヲ
行フ場合ニ於テモ之ガ爲議員トシテ議決ニ
加ハルノ權ヲ失ハス」トアリマスガ、是ガ
私ハ多少疑問デアル、詰リ議長トシテ職務ヲ
ヲ行シテ居ルガ、議員トシテ議決ニ加ハル
ノ權ヲ失ハナイト云フコトハ、ソレハ議事
ノ採決ノ場合ニ、可否同數ノ場合ニハ議長
ガ決メルガ、此改正ノ規定ニ依テ起立ノ
採決デハナクシテ、投票ノ採決ヲ行ハナケ
レバ此規定ハ生ギテ來ナイ、隨テ政府ハ改
正ノ規定ト云フモノハ、議長ガ投票ニ依フ
テ採決ヲスルト云フ所ノ權限ヲ絶體の有
スルモノノデアルト云フ意味ノ規定デアルカ
ト云フコトヲ御致シマス、次ニ御伺致シ
タインノハ、市會ニ於ケル議長ノ投票ニ
テ採決ヲスルト云フ所ノ權限ヲ絶體の有
スルモノノデアルト云フ意味ノ規定デアルカ
ト云フコトヲ御致シマス、次ニ御伺致シ
タル、ソレハ諸君ノ御承知ノ通り投票ノ數
ガ同數デアリマシタモノヲ、假議長ガ一方ノ
正ガアルマスガ、茲ニ一ツノ疑問ガアルノ
行政訴訟トナリマシテ、此議長ノ選舉ト云
フモノハ無效ニ終タノデアリマス、然ルニ行政
裁判所デハ、此投票ノ場合ニ數ガ同數ノ場
合ニ議長ガ決メルト云フコトハ間違テ居
ル、サウ云フ判決ヲ下シマシテ、終ニ議長
ノ選舉ハヤリ直シニナシタヤウニ記憶シテ
居リマスルガ、斯カル事柄ハ單リ青森市會
ハカリデハナク、今後度々起ルモノト思フ
ノデアリマスカラ、此點ニ付テ何等カ改
正ガナケレバナラズと思フ、即チ議長以降
ノ選舉ノ場合ニハ、行政裁判所ニ出訴スル
所ノ權利ヲ與ヘナイトカ、何等カノ規定ヲ
設ケテ之ヲ未然ニ防グ必要ガアラト思ヒ
マスガ、^ア三對スル政府ノ御意見ヲ御伺シタ
イノデアリマス、次ニハ市制ノ第四十五條
ニ關シテ御伺致シタイ、市制ノ第四十五條
ニ依リマスルト「市會ハ市ノ事務ニ關スル
書類及計算書ヲ檢閱シ、市長ノ報告ヲ請求
シテ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ検査
スルコトヲ得」ト云フ規定ガゴザイマス、
此規定ニ基イテ東京市ナドデハ此検査ノ委
員ガ出來テ居ルヤウニ思ヒマス、然ルニ各

地方ニ於キマシテハ、此場合ニ委員ヲ設ケテ之ヲ審査スルコトハ、理事者ニ對スル所ノ不信任案デアル、斯ウ云フ意味カラ之ヲ設ケナイノデアリマス、隨テ斯ウ云フ場合ニハ何等カ他ニ途ガナケレバナラスト思フ、勿論市會ハ自ラ調べ、或ハ委員ヲ選舉シテ調べサスコトハ出來マスガ、私考ヘマスルニハ、此場合ニ議長ニ矢張其權限ヲ與ヘテ、市會ハ議長ヲシテ斯ル場合ニ之ヲ審査セシムル所ノ規定ヲ設ケタナラバ、即チ此不便ヲ除クコトガ出來ルヤウニ思ヒマスガ、之ニ對シテノ御意見ヲ御伺ヒシタイノデアリマス、次ニハ市制ノ第六十九條ニ依リマスルト、市參事會ノ會議ハ傍聴ハ許シマセヌガ、吾々ノ見ル所デハ議長トカ、或ハ副議長ト云フ者ハ市政ノ大體ニ通ジテ居ラナケレバナラヌ、故ニ市參事會ノ傍聴ノ如キモ、若シモ參事會ニ之ヲ承諾スルナラバ、議長或ハ副議長ハ之ヲ傍聴スルコトヲ得ルヤウナ規定ヲ設ケル所ガアルヤウニ思フノデアリマス、之ニ就テモ政府當局ノ御意見ヲ御伺致シマス、ソレカラ今一ツ御伺致シタインハ、都市ノ膨脹ニ伴マシテ、常ニ隣接町村ノ全部或ハ一部ノ併合問題ガ起リマス、所ガはハ今日ノ市制ニ於テハ、ドウシテモ町村ノ承諾ヲ受ケナケレバ出來ナシイ、所ガ實際ヲ見マスルト云フト、其希望スル所ノ住民ノ希望ニ從シテ之ヲ市ニ編入スルコトガ都市計畫上ノ利益デモアリ、又其住民ノ利益デアル、然ルニ其町村ハ自分ノ町村ノ住民ガ少クナル、サウ云フ立場カラ常ニ反対ラシテ居ル、是ガ爲ニ國家全局ノ利益デアルニモ拘ラズ、是ガ實行サレテ店ラヌ、勿論都市計畫法ニ依ル都市ハ別デアリマスルガ、其他ハ到ル所此不便ガアルノデアリマスカラ、今回ノ改正ヲ機會トシテ何等カノ便法ヲ設クル必要ガアルヤウニ思ヒマスガ、之ニ對シテモ政府當局ノ御意見ヲ御伺致シマス、其次ニ今一ツ簡單ニ御伺致シマス、ソレハ住居ノ制限ニ關スル事デアリマス、是ハ一箇年トナフテ居リマスガ、是ハ私ノ思フ所デハ、既ニ衆議院議員選舉法デ一箇年トシテアル以上ハ、必シモ市町村ニ於テ二箇年トセバナラナイ事モナイリマセウケレドモ、之ヲ國家ノ全局カラ見マシタナラハ、必シモ一箇年ニシテモ不便

○政府委員(潮憲之輔君)　只今坂東君ノ御質問ニ御答ヲ致シマスガ、今回議長ノ權限ニ付テ改正ヲ加ヘマシタルニ付キマシテ、投票ノ事ニハ是が如何ニ適用ニナルカト云フ第一ノ御質問デゴザイマス、市制ニ於テ議長ガ可否同數ノ意見ガアツク場合ニ採決致シマスノハ、議事ニ關シテノミデゴザイマス、投票ニ關シテハ是ト同様リ採決權ハ與ヘテ居リマセヌ、改正法ニ於キマシテモ其點ハ同様デゴザイマス、尙ホ青森ノ實例ニ付テ御審議アリマシタケレドモ、少シク時ヲ隔テ、居リマスカラ、秘密ニ記憶致シテ居リマセヌガ、先程御述ノ通りデアリマスルト、今私が説明致シタヤウニ、投票同數ノ時ニ議長ガ如何ニシタカト云フコトハ餘程疑問ト思ヒマス、斯ウ云フコトハ有リ得ベカラザルコトナカト思ヒマスカ、尙ホ精細ニ調ベマシタ上デ、此具體ノ事實ニ付テハ、委員會等ニ御答ヲ申上ダタノトハ餘程疑問ト思ヒマス、ソレガ爲ニ往々ニシテ委員設置ト云フコトガ行ハレスカラ、寧ロテ理事者側カラ申セバ、委員ノ設置ト云フコトハ、理事者不信任ノヤウナ意味ヲ以テ好マナイ所モアル、ソレガ爲ニ往々ニシテイト存ジマス、ソレカラ第三ノ質問ハ、委員ヲ設ケテ市ノ事務ヲ監督スル、往々ニシテ理事者側カラ申セバ、委員ノ設置ト云フ適當デアラウト存ジマシテ改正ヲ加ヘマセヌ、次ニハ參事會ニ傍聴ヲ許スコトハ如何カト云フ、御尋ノヤウデアリマシタ、是ハ府縣會ナリ市會ナリハ固ヨリ公開シ、多衆ノ前ニ於テ論議ヲ盡スノデアリマスケレドモ、元來參事會ハ少數ノ人デ膝ヲ交ヘ相談ラスルト云フ立前ニナ、テ居リマス、傍聴ヲ許サヌト云フ方ガ、議事ノ進行上ハ寧ロ適當ト存ジテ居リマス、ソレカラ又更ニ近來都市附近ノ町村併合ニ付テ、御尋アリマス、御述ノ通り場所ニ依リマシテハ、合併ヲ致シタ方ガ或ハ將來ノ利益ニナルト云フ點モ認メマスケレドモ、而モ其場合ニ於キマシテ、町村會ナリ町村民ガ反對ヲ致シ、合併

ウシヤウカスウシヤウカト云フ問題ヲ聽イ
テ居ル、數ヶ月前カ一年前カサウ云フ話ガ
アタノニ、今度郡役所ヲ置カヌト云フノハ
ドウ云フ譯デアルカオカシイ、憲政會ハ先
ニ此案ニ反對ヲシテ置イテ、ソレカラ又郡
役所ヲ或る程度マズ置クト云フコトニナッ
テ、今ハ又之ヲ置カヌト云フコトニナッタ
故ニ吾々ハ政友會ニ引摺ラレテ、サウシテ
厭ヤーナガラ之ヲヤツテ居ルノデアルカ
ドウカ、先ノ方ガ惡イケレドモ仕方ガテイカ
ラ、サウニ云フ結果ニ到着シタト云ウテ之ヲ
ヤツテ居ルト云フノカ、自己ノ意思カラ是ガ
善イト云フコトノ意味カラヤツテ居ルノカ
ドウカ、サウデナイト又後カラ直サナケレ
バナラヌ、非常ナ責任論ガ起ルト思ヒマス
カラ、内閣ハシカリシナケレハナラヌ、此
點ニ於テ如何ナル考ヲ持テ居ルカ、郡制廢
止ハ宜コトデアル、吾々ハ間違デ政友會
ノ言ウタコトガ宜トテ、ハッキリ思ウテヤン
居ルカドウカ、サウシテ今日ハ郡制廢止
宣イト思テヤツテ居ルカドウカ、ソレカラ
カ、後來ドウ云フ傾向ヲ取ルカト云フ所ノ
實際上ノ點ニ付テ少シク聽キタイ、是ガ第
フコトガ宜イト言ノカドウカ、ソレカラ
又郡制廢止ノ結果其實施サレタ以後ニ於
ケル所ノ成績ハドウ云フ狀態ニナッテ居ル
カ、後來ドウ云フ傾向ヲ取ルカト云フ所ノ
云フ以外ニ何等ナイ、清瀬君ノ如キハ府縣
ヲ大キクシナケレバナラヌト言ウテ居ル、
此點ニ付テ如何ナル考ヲ政府ハ持テ居ル
カ、ソレカラ奈良縣ヲ分離シテ二縣ニシタ
縣ヲモウ少シ大キクシテ、サウ云フ譯ニ行
ニシテ、一万以上ニ固メテ其市町村ヲ大キ
クシテ、四ツカ、五ツカ、十位ニシテ、
ト云フコトニシテ、三百五十デアリマスカ、
私ハ能ク存ジマセヌガ、ソレヲバ百位
ルカ、府縣ノ廢合、或ハ町村ノ合併ト云フ
コトニ付テ、如何ナル考ト成算ヲ持テ居
ルノカト云フコトヲ聽キタイ、段々日本ハ御
承知ノ通り特殊利益ノ代表ガ起テ、サウシ

地理的代表ガ少クナトテ來テ居リマス、ソレハ政黨内閣其他ゴザイマスガ、矢張世界ニ於テハ一ツノ選舉區ト云フモノガ出來ナイデ、幾ツノ何百ト云フ選舉區ガ起テ居ル、サウシテ地理的ノ代表ガ名ガ残テ居ルト云フノガ問題デアリマス、國ノ選舉ニ於テモ市町村ト云フモノヲ取テシマフノハドウ云フ譯デアルカ、地理的ノ一ツノ聯合關係ガ、人間ノ生活ニ影響スルガ爲ニ置イテ居ルト云フ、然ラバ、縣ヲ如何ニスルカ、トガ私ハ問題デナイカ知ラヌト思ヒマス、サウシテ或人ノ如キハ、郡制廢止ト云フノハ政友會タリカ唯、東京大阪邊リノ——大阪ノ附近ヲ見テ、サウシテ捨ヘタ所ノ案アッテ、真ニ此日本全國ヲ見渡シタノデナリ、間違テ居ルカラ、郡ヲ大キクシテ、郡制ヲ布カナケレバ、ナラヌト絶叫シテ居人モラ、故ニ吾々ハ此點ニ付テモ大ナル政府考慮ヲ致サナケレバナラト思ヒマス、政府考ハ是等ノ點ニ付テ如何ナル考ヲ持テ居ルカト云フコトガ第二問デアリマス、私ハ第三ノ質問ヲ發シタイ、ソレハ郡役所ノ——郡役所ト云フノデアリマス、例へば今ノ郡制廢止ノ結果、郡制ヲ取テ居ル事實カラ仕方マセヌガ、ドウ云フ意味デアリマス、郡役所ハ廢止シ、即チ縣廳ノ出張所ヲ置クカルト云フコトハ、田舎ノ知事サンアタリモ矢張必要デアルト云フコトヲ言テ居ル、聞カナイトイシマシテモ、一步ヲ譲リマシテモ、此郡役所ニ代ルニ縣廳ノ出張所ガ必要デアルト云フノ節減ニナルカナラナイカ分ラナイ、經濟上ノ大問題ガ懸テ其中ニ在ルト云フコトヲ私ハ思フノデアリマス、故ニ私ハ日本ノフ狀態デアリマス、或ハ市町村ニ其費用ガアルノ掛ツテ來ルト云フ色ニ點カラ、決シテ經費デナハイカト思ヒマス、政府ハ果シテドウデアルカト云フコトヲ第一問ニ聞キタイ、其理由ニ付キマシテハ、私ハ一ツ理由カアリル、ソレハ國トシテハ、總テノ司法事務ハ

裁判所及區裁判所ト云フ所デヤテ居ルガ、
其區裁判所ノ廢合ニ依テ困タ歴史ガアル
ト云フコトヲ聞イテ居ル、ソレカラ又收稅
官吏ガ徵稅ノ爲ニ收稅署ト云フモノヲ置イ
テ居ル、監獄モ置イテ居ルト云フ狀態ニア
リマス、然ラバ縣トシテノ事情ハドウカト云
フト、縣ニハ土木ト云フ出張所ヲ置イテ居
ル、或ル警察署ト云フモノヲ置イテ、一色
色ノ警察署ヲ置イテ、其處ニ出張所ヲ置イテ、
之ヲ監督スルニ土木及警察ノ必要デアルト
云フコトハ、諸君ハ認メテ居ル、之ヲ認メ
ヌカドウカト云フコトヲ聞キタイ、若シ認
メテ居ル以上ハ——殘ミテ居ルノハ何カト
云フト、勸業——勸業ノコトハ能ク有ジマ
セヌガ、勸業トカ、衛生トカ徵稅トカ、或
ハ府縣ノ爭議ニ關スル干渉權トカ、色ニナ
モノガ尙ホ五割トカ六割殘ミテ居ル、其殘ミ
テ居ルモノヲ之ヲ全部縣廳ノ所在地ニ移ス
カドウカト云フコトヲ聞キタイ、是ハ問題
ハ小サインガ的確ナルル持ツ者ハ必ズ考ヘ
ナケレバナラヌ、特殊的ノ状態カラ置カナ
ケレバナラヌ、或ル名目ヲ附ケテ置カナケレ
バナラヌデハナイカト云フコトヲ思フ、政
府ハ如何ニ此事ニ付テ考ヘテ居ルカ、必ズ
サウ云フモノヲ置カナケレバナラヌ、故ニ
最初皆郡役所ニ纏メシマツテ、警察モ郡役
所ノ中ニ在リ、或ハ土木モ郡役所ノ中ニ在
ルヤツニスル、若シ是等ヲ分ツナラバ、勸業
トカ外ノモノニ付テ、又分ケタモノヲ分ケ
タル、分離主義ガ起テナケレバナラヌ、是ハ
ドウスルカ、是ガ問題デアル、其次ニ於キ
マシテハ私ハ島嶼ハ笠原、或ハ郡部ヘ行テ
モ、金ガ掛カルト思フ、衛生ノ上カラ、或
ハ食料品ノ上カラ云ムテモ、其他色々ニ點カ
ラ云ミテモ、一ツノ國ノ頭ヲ其所ニ置イテ置
安心ヲシタノデアルガ、是ハドウシモ、
カスト非常ニ困ルト云フコトガ、私ノ痛切
ナル一ツノ願デアル、所ガコヘ來ルト八
ツトカ九ツトカ置クト云フ状態デ、幾ラカ
其所マデ來ナケレバナラヌ、ノミナラズ私
ノ生レタ紀州ノ——私ハ南ノ方デスガ、日
高郡西牟婁郡、東牟婁郡——東牟婁ノ如キ
ハ新宮ノ地デアル、サウシテ南牟婁郡、北牟

婁郡ノ如キハ、僕次官ハ知事ヲ爲サテ居タト
カラ知タテ居ラレルカ知ラヌガ、非常ニ不便
道ガマダ十五年モ掛ラナケレバ敷カレス状
態デ、サウ云フ所カラ一々請願ニ行タリ、
向タリカラ來ル、和歌山ノ者ガ受ケル不便ハ
非常ナモノデアル、是ハ單ニ和歌山縣ダケ
デハナイ、全國多々アルト信ズルノデアリ
マス、之ヲ如何ニ實際上カラスルノカト云
フノデゴザイマス、一方カラ云ヘバ、行政
ノ區劃ハ成ベク明ナル所ノモノガナケレバ、
ゴザイマスケレドモ、是ハドウシテモ私ハ
人間生活ノ爲ノ行政ゴザイマスカラ、假
令シレタ許シタ所ガ、或ル一ツノ「アカンド
メント」即チ此習性ト云フモノガナケレバ、
人間ノ生活ニ於テ困ルノデハナイカト云フア
コトヲ信ズルノデゴザイマス、而シテ半島
國ノ如キ、丁度島嶼下能ク似タ所ノモノカ
アル、故ニ假令是ガ置ケナイト致シマシテ
モ、ヨリ地方ニ於テハ置カナケレバ、人民
ノ上ニ非常ナル不便ヲ來スノデハナイカ、
政府ハ割一主義ノ名ノ下ニ、唯、法令ノ名
ノ下ニ因ハレテハイカスト云フ點ニ付テ述
べタイ、假令私ハ、出張所ハ日本全體ニ置
クコトガ出來ナイナラバ、セメテハ島嶼並
ニ山間僻地ノ運輸、交通、通信ノ便に開ク
ナイ土地ニ出張所ヲ設ケルコトガ、大變必
要デアルト信ズルガ爲ニ、此質問ヲ發スル
次第デアリマス

郡制廢止ノ決議ヲ致シテ居ルノアリマス、此以來郡制ヲ廢止シマシタ結果、今日ニ於キマシテ毫モ其不都合ヲ感ジマセヌノアリマス、御承知ノ通リニ、郡制ハ郡ト云フ自治團體ガ法人トシテ自己ニ事業ヲ爲シ、自己ニ事務ヲ執ツテ居ルノアリマスガ、之ヲ廢止シマシテ、所謂地方團體トスルナラバ、府縣ノ團體ト市町村ノ團體ト一ツノ團體ガ、是ガ地方公共團體トシテ事務ヲ舉ダテ居ルノアリマシテ、郡制ヲ廢止シマシテ、郡ト云フ中間團體、郡ト云フ中間ノ自治團體ヲ廢止シマシテモ、地方ノ自治事務ガニ今日格別ノ不都合ヲ感ズルコトハアリマセヌノアリマス、又今回郡役所ヲ廢止スルコトニ致シマシタノメ、今日自治事務ガ段々進んデ來マシテ、最早今日ノ市町村ノ自治ノ發達ノ結果ニ鑑ミマスト、是ガ監督機關ヲ郡役所及乎縣廳及内務省ト云タ如キ、三段階級ヲ要シナイ、最早一階級ヲ抜イタ二階級ノ監督デ以テ十分分アルト云フコトヲ信ジマシタガ爲デアリマス、之ニ就キマシテハ、豫算ノ機會ニ於キマシテモ十分ナ論議ヲ致シテ居リマスルカラ、詳細ハ私申述ヘマセヌ、次ニ府縣ノ廢合、又ハ市町村ノ廢合、是等ノ廢合ニ關シテノ意見ハドウカト云フ御質問デゴザイマスガ、今日府縣ノ廢合ト云フコトハ、是ハ中ヒサウト、嘗テハ四國ノ香川縣ト愛媛縣ヲ合併シテ、之ヲ愛媛縣トシテ居タ時代ガアッタノデアリマス、又山陰道ニ於テハ鳥取縣、島根縣ヲ合併シテ之ヲ島根縣ト稱シテ居タ時代ガアッタノデアリス、併シ斯ウ云フ大キナ區域ヲ一縣ニ致シマシテモ、是ガ自治事務ヲ擧ゲ、地方ノ自治事務ヲ論議スルニ付テハ、是ハ地域ノ關係ヲ以テ中ヒ簡單ニハ論議ノ解決ガ著キマセヌノアリマス、例へば道路問題ニ致シマシテモ、學校問題ニ致シマシテモ、各地ノ權衡論ガ中ヒ盛ニ起フテ、資易ニ統一ガ出來ナイノデアリマシテ、遂ニ以上舉ダマシタ所ノ一ツノ縣モ亦舊ノ如ク、鳥取縣、島根縣ニ分割セラレ、又香川縣、愛媛縣ニ分縣セラレタト云フ如キ歷史ヲ持テ居ルノアリマス、府縣

ノ廢合ハ中と簡単ニ行キマセヌ、ソレ故ニ
今日ニ於テ府縣ノ廢合ハ考ヘテ居リマセ
ヌ、ノミナラズ將來ニ於テ此問題ハ中と
容易デナイト政府ハ考ヘテ居リマス、次ニ
郡ノ廢合ニ付キマシテハ、今日郡制ヲ廢止
致シマスシ、又郡役所ヲ廢止シマス以上
ハ、此郡ノ區域ト云フモノハ、唯、單ニ行
政ノ唯戸籍面トカ、行政ノ區域ニ止マル
ノデアリマスカラ、今日ニ於テ郡ノ廢合ト
云フ如キ事ハ、行政ノ實際ニ於テ餘り必要
ハアリマセヌ、次ニ市町村ノ廢合ニ付テ
ハ、是ハ政府ハ出來ルタケ市町村ノ廢合ヲ
スルコトヲ希望致シマス、希望致シマスガ、
是亦中と地方ノ事情ガアリマス爲ニ、俄ニ
此廢合ヲ實現スル譯行キマセヌノデアリ
マス、併シ現在ニ於キマシテハ之ガ廢合
ヲスベキ傾向ニハナツテ居リマス、或ハ大阪
市ノ如キ、或ハ名古屋市ノ如キ、又ハ熊本
市ノ如キ、段々市ガ大キクナルトカ、其他
ノ點ニ付キマシテハ、町村ノ併合ヲ致ス傾
向ニハナツテ居リマスガ、是ハ無理ニハ參
シテハ、縣廳ノ出張所ヲ、陸續キニ於キマ
シテハ置クト云フ意思ハアリマセヌ、唯
島嶼ニ付キマシテハ從來島司島廳ヲ置イテ
居リマスガ、ソヨニハ府縣廳ノ出張所ヲ置
ク積リデアリマス、ソレ故ニ從來島司ハ十
一デアルト記憶シテ居リマスガ、是ハ更ニ
從來郡役所ヲ置イタ所モ島地デアリマス以
上ハ、之ニ對シテ矢張府縣廳ノ出張所ヲ置
ク積リデアリマスカラ、其數ハ合計十三
相成リマス、此出張所ノ名稱ヲ如何ニスル
カ、或ハ出張所トスルカ、如何ニスルカト
云フコトニ付テハマダ決リマセヌガ、何レ
ニシテモ島地ニ於キマシテハ府縣廳ノ出張
所ヲ置キマシテ、其不便ヲ十分ニ救濟スル
積リデアリマス、唯、遺憾ナ事ニハ、只今
田淵君ノ御詰ノ通り、或ハ紀州ノ如キ、餘
程不便ナ處ガアリマスガ、之ニハ出張所ヲ
置クト云フコトハ考ヘテ居リマセヌ、唯
茲デ最後ニ御答スルコトハ、是等陸續キノ
ヌデモ、從來ノ如ク市町村ノ事務ガ澤山ア
リマシテ、府縣ノ許可ヲ受ケルトカ、郡役
所ノ許可ヲ受ケルトカ、許可認可ノ手續ハ

○政府委員(儀孫一君)　成程或ハ勸業トカ
其他ノ監督事務ニ付キマシテ、田淵君ハ
矢張依然地方ノ出張所ヲ置ク必要ガアルト
仰シヤル、併シ政府ハ其必要ナシト考ヘル
○議長(柏谷義三君)　是ニテ質疑ヲ終リマ
ス、市町村其モノガ自己ノ権限ヲ以テ處分
スルコトニナリマスカラ、實際ニ於テハ不
便ハナカラウト思ヒマス
○田淵豊吉君　先キニ土木、警察ト云フヤ
ウナモノヲ出張所ガ片方ニ置イテアルガ、片
方ノ郡役所ノ事務ヲ取テシマフト云フ
ト、權衡ガ取レナイヤウナコトニナッテ困ル
ト云フコトヲ問ヒマシタガ、其點ニ付テヤ
御答ガアリマセヌカラ、十分ナル御辯明ヲ
與ヘラレタイ、問題ハ小サイヤウデアリマ
スケレドモ、必後デ問題ガ起ルト確信ヲ
シマスカラ、の確ナル御答ヲ望ミマス

(政府委員儀孫一君登壇)

○政府委員(儀孫一君)　其點ニ付テハ御答
漏レヨ致シマシタガ、此府縣ノ事務ヲ舉ダ
ルニ付テ、或ハ土木出張所ヲ置クト云フヤ
ウナコトニ付キマシテハ、是ハ事務ノ性質
ガ違ヒマス、土木出張所ハ府縣ノ仕事ヲ自
分自身デヤル直接事務デアリマス、郡役所
ハ監督事務デアリマス、監督事務ハ此際省
略シテ宜カラウ、直接ニ行フ土木事務ノ如
キモノハ是ハ將來ニ於テモ矢張府縣ノ區域
ノ廣イ處ハ出張所ヲ置カナケレバナラス、
警察事務ハ無論ノコトデアリマス、是ハ直
接ニ自分が保安衛生ノコトニ付キマシテ
ハ、矢張依然トシテ警察署ヲ置カナケレバ
ナラス、是ハ事務ノ性質ガ違フト云フコト
ヲ御承知ヲ願ヒマス

○田淵豊吉君　其點ニ付テ段々國家社會主
義的傾向が強クナツテ來テ、サウシテ國ナリ
縣ナリガ、自己ノ經營ノ出張所ト云フヤウ
ナモノヲ澤山置キヤウニナツテ來ル、サウ云
フヤウナ處ニ於キマシテハ、矢張土木、警
察ト云フヤウナモノト性質ガ相似タモノガ
澤山起ルデアラウト確信スルノデアリマ
ス、故ニサウ云フヤウナトキ、或ハ監督ノ
點ニ於キマシテモ、サウ云フヤウナモノヲ
置カナケレバナラスト云フコトヲ固ク信じ
マス、ソレニ付テ的確ナル御答辨ヲ戴キタ
イノデアリマス

(政府委員儀孫一君登壇)

第八 右各議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
○作間耕遼君 各案ヲ一括シテ、議長指名
特ニ二十七名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ
望ミマス
○議長(柏谷義三君) 作間君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕「異議ナシト呼フ者アリ」
○議長(柏谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、梅田寛一
君ヨリ一身上ノ辯明ニ付テ發言ヲ求メラレ
テ居リマヌ、此際之ヲ許シマス
(梅田寛一君登壇)
○梅田寛一君 丁度私ハ少シ遲刻致シマシ
テ居リマセナシケレドモ、參リマシテ間
ク所ニ依レバ、先日新聞ニ掲ゲラレテ居ル
私ノ除名問題ニ付テ、茲ニ審査會ガ設ケラ
レタト云フノデアリマス、之ニ就テ私ハ少
シ時間ヲ拝借致シマシテ辯明ヲ致シ、其事
情ヲ聊カ申上げタイト思フノデアリマス、
此問題ハ私ノ除名ト同時ニ、新聞ニ之ヲ漏
サレテ記載サレテアルノデアリマスガ、アリ
ノ事實ハ全ク無イ事デアリマス、併ナカラ、
苟モ此神聖ナル衆議院ノ議席ヲ占メテ居ラ
レル諸君ニ對シテモ、洵ニ面目ヲ失スルコ
トデアルシ、我が帝國議會ノ面目ニモ關ノ
ルコトデアリマスカラ、少シ立入テ經過カ
ラ申上げタイト思フノデアリマス、全體其
當時、私ヲ除名サレタ當時ハ、私ハ郷里ノ
方面ニ歸テ居タノデアル、去ル二十二日
ニ脱黨居ヲ出シマシテ、決心致シテ、サツ
シテ郷里ノ方面ニ歸リマシテ一十五日ニ
歸テ來タノデアリマス、丁度政友本黨ノ前
田代議士モ途中マデ同行シタヤウナ次第デ
アリマス、歸リマシテ始メテ知タ次第デア
リマスガ、斯ノ如キ事實ノ無イ事ヲ、片言
隻語ヲ聞イテ風聞ニ依テ人ノ名譽ニモ係
ルコトヲサレルト云フコトハ、洵ニ私ハ遺
憾千萬ナノデアリマス、實ハ豫テ政黨ノ離
合ノ行ハレルトキハ、常ニ斯ノ如キ問題ガ
蟠ルノデアリマスガ、併ナカラ私ハ世ニ傳
ヘラレル風聞ニシテ、此時發言スル者多シ
併ナカラ私ハ政黨派ノ何タルヲ問ハズ
左様ナルコトハ斷ジテ無イモノデアル、又

ペカラ復ヘサレテ、黨内ノ思想が變ツテ來テ、
アル、唯、私ハ政友本黨ノ空氣ガ義務教員
妥協ノ空氣ガ盛ニナル際ニ於テ、私ヲ唯、
一人犠牲ニシテ、之ニ依テ惡名ヲ著セテ
脫退者ヲ御防ギニナルト云フヤウナ策ニシ
カ見エナイノデアル（拍手）併ナカラ實ハ片
言集語ヲ聞キ、私ニ何等ノ交渉無クシテ、
唯、風聞ヲ聞イテ、斯クアルモノト信ジテ
爲サルコトハ、甚ダ無實任ナル遣方デアル
ト私ハ思フ、斯様ナルコト言集語ヲ聞
人ノ名譽ニ係ルヤウナコトヲ斷ジラレルト
云フナラバ、私ハ常ニ人格ヲ信ジ敬服シテ
居ルノデアルガ、床次總裁ノ如キハ昨年十一
月以來、憲本提携が傳ヘラレル同時ニ、
政友本黨ノ全部ヲ憲政會ニ傳ラタト云フ如キ
風聞ハ確ニ傳ヘラレタノデアル、尙ホ之ニ
對シテモ、色ニナ事ガアグナノデアルガ、私
ハ左様十事ハ信ジテ居ナイノデアル、人格
高潔ニシテ穩健著實ナル床次總裁ニシテ、
左様ノ事ノアルベキコトデナイト私ハ信ジ
テ屹リマス、故ニ左様ノ事ハ一笑ニ付シテ
今日マデ來テ居ルノデアリマス、代議士ト云
シテ若モ是カ新聞ニ傳ヘタル如ク、金ヲ預
タト云フヤウナコトデアルナラバ、何故ニ
ソレヲ預カルノデアルカ、自己ノ人格ヲ自
ラ否認スルコトニナルノデアツテ、苟モ代議
士タル名譽ノ位置ニ在ル人ガ、左様ナル當
識ヲ缺イタコトヲ言ハレル筈モナイ、又預
タモノヲ床次總裁ニ相談シテ返シタト云フ
コトモ、預ルベキモノデアルカナイコト云
フコトハ、常識ノ上ニ苟モ名譽ノ地位ニ在
ル者ノ既ニ其際に於テ判然トシテ分る筈ノ
モノデアルト信ズル、斯様ナ非常識ノコト
ヲ以テ之ヲ信ゼラレルト云フコトハ、風聞
デアルケレドモガ、洵ニ私ハ遺憾千萬、殊
ニ山梨大將ノ如キ人格高潔ニシテ令名赫々
タル人ニ對シテ、何等關係ノ無キ人こマデ
モ此累ヲ及ボスガ如キ記事ヲ、新聞ニ載
セラレルト云フコトニ至ラテハ、私共實ニ政
界ノ爲メ、其下劣ナル手段方法ガ憤慨ニ堪
ヘナインデアリマス（發言スル者アリ議場
騒然）今回政友本黨ノ内部ニ於テ、實ハ此
脱黨論ノ空氣ガ非常ニ濃厚ニナツテ來タ、現
ニ昨年ノ十二月末ニ八同交會ノ同志ノ諸君
ガ脱黨セラレ、二十數名カ脱黨フセラレ、
次テ今回ノ事ニオタクト云フコトニ付

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ願ヒマス
○梅田寛一君(續) 梅田寛一君(續) 其他自作農、地租全免問題ハ非常ニ政友本黨ノ生命トシテ力説セラレタモノデアルガ(此ノロ々々々下呼者アリ)併ナガラ此一大案ガ昨年ノ十一月ヨリ既ニ憲本提携、野合ノ唱ヘラレテ、ソレト共ニ忌ハシキ種々ナル風聞ガ傳ヘラレテ居ルノデアル、是ハ延イテ議會開會ノ時ニ於テ、長員、長ノ問題カ起キテ、ソレガ爲ニ此憲本提携、野合成レリトシテ二十數名ノ人ハ脱黨セラレタノデアル、併シ私等ハ自分ガ左様ナル風説ヲ以テ脱黨スベキモノニ非ヌ、政策ノ結果ヲ見テ日々ハ態度ヲ決スベキモノナリト信ジテ今日マデ來テ居タノデアリマス、所ガ此一大政策ハ實大屈從ニ終タノデアリマス(議場騒然)抑、此政策ハノモナリマス、此意味ニ於テ此政黨派ノ妥協、野合ト云フコトハ(發言スル者アリ議場騒然)
○議長(柏谷義三君) 静肅ニ願ヒマス
○梅田寛一君(續) 國民ヲ害スルモノ、ミニシテ一利ナインデアル、果セル哉、此案ハ一方ニ於テ地租一分減ノ原案ヲ止メテ、サウシテ僅カニ此二千萬圓ノ提案タル、義務教育費負擔増額三千萬圓ニシテ、自作農地租ノ全免ハ憲政會ノ原案タル政府提出ノニ加ヘラレ、實ニ本黨ノ力説シタル此自作農地全免案ハ根柢ヨリ崩レテ居ルノデアリマス、政友本黨ノ力説スル所ハ農村振興ニテ、出来ナインデアル(發言スル者アリ議場騒然)何トヤカマシク言ハレテモ、言ハナケレバ是ハ分ラヌ、此義務教育ノ四千万圓ハ(發言スル者多シ)

在ルノデアリマス、此農村振興ノ爲ニ此税制整理ノ好機ヲ逸シテハ、再び時機ガ無イト云フノデ此點ハ非常ニ力説セラレタノアルカラ、何所マデモ力説シテ此貫徹ヲ期シ、一步モ讓ラナイノデアル、若シ之ニ瑕デモ附クナラバ解散ヲ賜シテモ敢テ辭セナインデアルト云ウテ力説セラレタノデアル、其後議會開會セラレテ、一月二十一日ニ政友本黨ノ本部ニ於テ黨員大會ヲ開キ、續イテ芝三縁亭ニ於テ全國代議員ノ懇親會ヲ開キシタ、其ツノ席上ニ於テモ、床次總裁ハ聲淚共ニ下ル、慨々ト云テ、此一大案ヲ力説セラレタノデアル、政友本黨、憲本提携妥協ヲ世ニ傳ヘラレテ居ルケドモガ、勇往邁進シテ一步モ讓ラナイノデアル、斯ウ云フ説明ヲシタノデアル、黨員ハ皆デアル、政策ハ不可分ニシテ絶對のモノデアリマス、力説シテ團結シテ來タノデアル、私共ハスノ如キコトヲ信じテ今日マデ來タノデアル、ソレデ床次總裁が左様ニ力説セラレル、スザンノデアルカラ、是ガ爲シ得ルト云フコトデアリタ、ノデアリマス、セラレルモノデアル、其方針ニ向テ、政策本位ニ於テ勇往邁進セラレルト云フノデアルカラ、私ハ國民ニ向テ必ズヤは賛成セラレルモノデアル、友本黨ハ此見地ニ於テ「キヤスチングボート」ヲ握テ居ル、政友本黨ノ力ニ依テ如何様ニモ是ガ爲シ得ルト云フコトデアリタ、トシテ憲本妥協、苟合ノ説ガ漸ク盛ニテ、トシテアルガ、黨内ニ於テハ飽々タク之ヲ力説シテ讓歩ベカラザル旨ヲ以テハイケナ、必ズ國民ノ期待ヲ裏切テハイケナイ、我ガ同僚ノ代議士諸氏ヲ裏切テハイケナ、二大案ハ是非共此好機ヲ以テ通過サヌベキモノデアル、是ガ通過ニ努力シナケレバナラヌト云ウタノデアル、併ナガラ遂ニ此事ノ期待ハ全ク裏切ラレ、何トモ彼トモ知レナイヤウナ工合ニナッテ政策モ抛タレ、トナッテ、國民ニ増税ヲ強イテ居ル結果ニアリ、ノミナラズ左様ナ事トヲ以テ此案ハ憲

〔降レ降レ〕ト呼フ者アリ議場騒然
○議長(柏谷義三君) 静肅ニ願ヒマス
○梅田寛一君(續) 斯様ニ國民ヲ裏切ルヤ
ウナ案が通過シテ、即チ政黨ノ苟合、妥協
野合ノ弊害ハ全ク政治ヲ暗黒ニ導クモノナ
リト私ハ言フノデアル、私ハ常ニ敬虔ノ如
ニ以テ床次總裁ヲ信ジテ來タノデアリマス
併ナガラ人ノ片言隻語ヲ以テ、風聞ヲ以テ
人ニ大ナル汚名ヲ著セラレルト云フヤウナ
コトガアルナラバ、床次總裁ノ此妥協ヲ便
ヘラレテ以來ノ金錢問題ニ對スル風聞ハ中
程アルノテアリマス、而モ其内情ニ付テ政
友本黨ノ権要ノ地位ニ在ル代議士及總務、
顧問等ノ代議士等カラ事情ヲ詳シク吾々ニ
述ベラレテ、サウシニ之ヲ力説セラレタ爲
此問題ハ政友本黨内ニ於テ紛擾ヲ來シ、遂
ニ同父會ノ脱退トナシテ居ルノデアリマス
ラヌ、サウ云フヤウナ次第ナアッテ、實ハ
私ハ若モ政友本黨、諸君ノ如ク片言隻語、
風聞ヲ以テ人ニ汚名ヲ著セラレルト云フヤ
ウナナ處不寧心事ヲ以テ論ズルナラバ、私
自身カ政友本黨ノ不信行ヨ出サナケレバナ
シタノデアル、既ニ政友本黨ノ内部ニ於テ
トヨ私ハ憂ヘテ、總裁ヲ始ノ顧問及總務ノ如
先輩諸氏ニ力説シテ、種々ニ私ハ苦心慘
ラヌ、サウ云フヤウナ次第ナアッテ、實ハ
シタノデアル、私ト意見ヲ同じウスル人モ澤山アルノ
モ、私ト意見ヲ同じウスル人モ澤山アルノ
デアル、信ズベカラザル政治友本黨ナリト信
ズルガ故ニ、私ガ二日前カラ其同志ヲ謀
志ノ人ガ澤山アル以上ハ、若シ政友本黨桂
ア、茲ニ一つノ勢力ヲ造リタル方針積
シタノデアル、政友本黨ノ政策ニ様ラヌノ
テ瓦ニ諒解ヲ求メツ、アルト云フコトハ、
政治家ノ爲スベキ義務デアリマス、吾々同
志ノ人ガ澤山アル以上ハ、若シ政友本黨桂
ムニ足ラズ、政友本黨ノ政策ニ様ラヌノ
デアルトスルナラバ、シレ等ノ中ニアリ政
友本黨ノ同志ノ堅キ精神ヲ持テ居ル人々
ト共ニ謀シテ、國家ニ酬ユル方法ヲ考ヘル
ト云フコトハ、吾々政治家ノ當然ナル手段
デアリマス、當然ノ態度デアリマス、斯ウ
云フヤウナ次第ニ依シテ私ハ脱黨居ヲ出シ
タノデアリマスルケレドモガ、其二十二日
ノ附出シタ脱黨届ハ用ヒラレズシテ、
二十五日ニ私ヲ除名トスウ云フ風ナ態度ヲ
執ラレタノデアル、故ニ斯ノ如キ政治上重大
ナル意思ヲ人々ト相語ラウテ居ルノデア
テ、決シテ金錢等ヲ以テ其人ヲ買收シ、其

○議長（柏谷義三君）　日程第九、日本興業銀行外二銀行ノ對支借
款關係債務ノ整理ニ關スル法律案（政府提出）　第一讀會ノ續（委員長報告）
第九　日本興業銀行外二銀行ノ對支借
款關係債務ノ整理ニ關スル法律案
(政府提出)　第一讀會ノ續（委員長報告）
一　日本興業銀行外二銀行ノ對支借
款關係債務ノ整理ニ關スル法律案
(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
大正十五年二月二十三日
日本興業銀行外二銀行ノ
對支借
款關係債務ノ整理
ニ關スル法律案委員長
衆議院議員柏谷義三殿
希　望
○中村啓次郎君　只今議題ニ上リマシタル
法律案ハ日共存共榮ノ本義ニ則リ本借款
ノ目的遂行ニ慎重ニ考慮ヲ拂ヒ且今回開
催中ノ支那關稅特別會議ニ於テ銳意之力
支拂ヲ確保シ以テ速ニ帝國國民ノ負擔ヲ
免レシムヘシ
〔中村啓次郎君登壇〕

ガ茲ニ其經過ノ詳細ヲ申上ダルコトハ省
タイト思フノデアリマス、併シ大體御紹介
申シテ置イテ宜シト思ヒマスルコトハ、
申員ノ中カラ此法律案ニアリマスル、他日
中華民國政府又ハ中華匯業銀行カラシテ金
ヲ受取りマシタル場合ニ、之ヲ政府ニ渡ル、
其中華民國政府右クハ匯業銀行カラ受取り
マヌル時ト云フモノ、一體何時デアラウ
カ、第一ハ此所謂西原借款ト云フ、此借款
ノ事業ヲ遂行スルニ依テ受取りマヌル時
デアラウカ、或ハ今回ノ此關稅會議ニ於キ
マシテ之ヲ受取りマシテ、政府ニ渡スベキ
時デアラウカ、或ハ將來支那ガ裕福ニナリ
マシタル時分ケ受取ルベキ時デアラウカ、
此三ツノ時ヨリ其時ハ無イノデアルガ、政
府ハドウ云フ按排ニシテ此三銀行ガ支那カ
ラ受取テ來ル時ト云フモノヲ待ツノデア
ルカト云フ質問ガアッタノデアリマス、之
ニ對シマシテハ現政府ニ於テハ、此西原借
款ト云フモノ、目的ヲ遂行スル意思ハ無イ、
サウ云フ考ハ断然持テ居ラナイ、故ニ主
トシテ今回ノ此關稅會議ヲ好機會ト致シテ
之ヲ不確實借款ト致シテ、此關稅會議ニ於
之ヲ償還ヲ受ケル積リデアル、斯様ニ申サ
レテアルノデアリマス、ソレカラソレハ只
今申シマシタノハ多クハ外務大臣ノ答ア
リマス、委員一人カラシテ、元來興業銀
行、臺灣銀行、朝鮮銀行ト云フヤウナ特
殊銀行ノ重役ガ、政府カラ任命サレル爲ニ、
時ノ政府ガ或ル國策ヲ行ハフト云フヤウナ
時分ニハ、其銀行ノ理事者ノ意思ニ背イ
テマデモ、其理事者ガソレニ追從シテ參ラ
ナケレバナラヌト云フ爲ニ、今日斯ノ如キ
國民ニ一旦危險ヲ負ハサナケレバナラヌト
云フヤウナコトヲ仕出來シタノデアルカズ、
是カラ以後此特殊銀行ノ理事者ヲ政府代任
命シテハ、政府ハ洵ニ左様ナ嫌モアルヤウデ
アルケレドモ、只今ノ所左様ニ致スト云フ
テ支拂フ所ノ利子ト、又三銀行ガ支那側カ
ラ受取ル所ノ利子ト、此利鞘ト云フモノヲ
利得シテ居ルト云フコトアッテハ、餘リ
ニ三銀行ノ爲ニ都合ガ好過ギルト云フ意味

○成田榮信君　只今上程ニナフテ居リマス
ル本案ハ、事頗ル重大ナ案ト私ハ信ズルノ
デゴザイマス、整理トハ云ヒナガラ言葉ヲ換
ヘテ申シマスレバ、是ハ一種ノ増税案ニナッ
テ居ルノデゴザイマス、ヨ、十箇年ト云フ
モノハ此案ガ成立スレバ九百万圓、一千万
圓程ノ年々國庫負擔ト云フモノハ増加致シ
テ居ルノデゴザイマス、此意味カラ云ヒマ
スト、一種ノ増税ニナフテ居リマシテ、本
議會ニ於キマシテハ此位ナ重大ナ問題ハ無
イト私ハ信ズルノデゴザイマス、大藏大臣
ガ本案ヲ提出ノ説明ノ一節ニ、此案ノ内容
ノ經過ヲ總テノ事ハ言ヒタクナイ、言フコ
トヲ欲シナイト云フコトヲ言ハレトシテ居リマ
スガ、是ハ大藏大臣トシテ、其當時ノ責任
者ノ事ヲ發ク意味ニナリマスカラ、政治家
ノ德義上洵ニ御尤ナ言葉トハ思フノデゴザ
イマス、併ナガラ事濱口一個人ノは私案デ
ハナインデアリマス、一國ノ國務大臣ガ此
様ナル増税案ヲ提ダテ説明ヲ爲サレル上ニ
於キマシテハ、吾々ハ此位ナ内容ノ説明デ
ハ受取ルコトが出来ナイノデアリマス、又
國民モ之ニハ満足ヲ致サナインノデゴザイマ
ス、濱口藏相ハ正直高潔ナル國士デアル、
吾々ハ常ニ尊敬シテ居ル、又人格上ニ於
キマシテモ左様ナル謙讓ノ德ガアルノデア
リマスカラ、御尤デハアリマスガ、少クト
モ此重大ナル本案ヲ提ダタ以上ハ、——説明
ナサレル以上ハ、悉ク隈ナク之ニ就テ詳細
ナル御説明ヲ済行ハレナケレバ、吾々ハ國
民ニ對シテ相濟マヌ、故ニ私ハ茲ニ數箇條
項擧ゲテ、政府ノ明快ナル答辯ヲ求メタイ
積リデゴザイマス、今日ハ御承知ノ如ク財
政緊縮一點張、積極政策ヲ行ハントシテモ財
政ガ行詰テ居ツテ之ヲ行フコトガ出來ナ
イ、甚ダ吾々モ遺憾千萬デアル、又國家ノ
施設ガ十分ナル此促進ヲ促シテ居ルニ拘ラ
ズ、之ヲ施設フル金ガ無イ此點ニ付テハ濱
口藏相モ遺憾千萬デアラウト思ブノデアリ
マス、國民ハ重稅ノ負擔ニ苦シニ、所謂塗
炭ノ思ヲ爲シテ居ル、此様ナル不態ナ無許
畫才、無責任ナル此當時ノ計畫者ト云フモ
ニ付キマシテハ、私ナドハ驚入ラザルヲ
得ヌノデゴザイマス、此案ニ付キマシテ十

支那政府カラ全ク回収シテ、當時ノ契約の途行ガ出來ルカ出來ヌカト云フコトダ
ザイマス、第一ニ伺ヒタインハ、此借款ハ一箇條デゴザイマス、此回収ハ惟ニ吾々
ノ見ル所ニ依リマスト、當分是ハ回収シ得ラナイモノト思フノデアリマス、得ラ
ナラバ、又此上ニ全貸シテ、モ此當時ノ目的が遂行セラレルヤ否ヤト云フコトヲ、
十分ニ御説明願ヒタイ積リデゴザイマス、第二番ニハ當初ノ計畫ヲ明ニシテ戴キタイ
ノデゴザイマス、此一億万圓ノ貸シタ金ハ所謂先貸デ、前借同様ノ一種ノ手附同様ノ
モノデアル、此仕事ヲ遂行スルニ付テハ、幾多ノ要ラ要スルノ計畫ガアツラウト思
フノデゴザイマス、ニ第一ニ遂行セラレタカト云フコトヲ、十二月廿二日御説明願ヒタ
ノ外務大臣ハ當時ノ次官ヲ爲サレテ、樞要ノ所ニ居ラレタノデゴザイマス、故ニ是等
ノコトハ十分ニ御承知デアル筈デアラウト思フノデゴザイマス、其當時ノ外務大臣本
野子ハ死亡セラレ、寺内伯モ亡クナラレマシタケレドモ、外務大臣ハ：：

件が出て居リマス、政府ハ日支共存共榮ノ本義ニ則リ、本借款ノ目的ノ遂行ニ慎重ノ考慮ヲ拂ヒ、且ソ今回開催中ノ支那關稅特別會議ニ於テ銳意是ガ支拂ヲ確保シ、以テ速ニ帝國國民ノ負擔ヲ免レシムベシト云フ此希望條件ハ、果シテ政府ハ同意セラレチ、尙且ソ之ヲ遂行スルノ覺悟決心ガアルカ否カト云フコトヲ聞イテ置キタイノデゴザイマス、第五番ニハ三銀行ニ對シテ、殊ニ興銀ハ除外シテ置キマスガ、臺灣及朝鮮銀行ニ對シテ五千万圓ツ、ノ救濟ヲシテ居ル、是ハ如何ナル意味ニ於テ救濟セラレタノアルカ、此借款ノ理由ト、救濟セラレタノハドノヤウナ他ノ意味ヲ以テ救濟セラレタノデアルカト云フ意味ヲ、政府ニ質シテ置キタノト思フノデゴザイマス、尙且ソ之清浦内閣ノ末路ニハ三銀行ニ最早辭職ヲスルト云フ時ニ闇議一決シタ際ニ向テ、時ノ大藏大臣勝田君ハ鮮銀ヘ對シテ五千万圓ト云金ヲ貸付ケタト云フコトヲ聞キマスガ、是ガ、果シテ左様ナ事ガアタノカドウデアルカ、而シテ此貸付ヲシタトスレバ、是等ノ效果ハ十分ニ有ツタノアルカ、無イノデアルカ、無イモノニ貸シモシマスマイガ、是之ヲ尙且ソ貸シテ、又再ビ政府ハ何時モ此借款ノアル度ニ引摺ラレルト云フヤウニナツテハ、何等ノ效モ無イ、此點ハ明ニ致シテ置キタイ積リデゴザイマス、斯様ニ考へテ見マスレバ、此問題ハ洵ニ容易ナラヌ問題デゴザイマシテ、恐ラク明治大正ヲ通ジテ、斯ノ如キ大失態ヲシタモノハアルマイト思ヒマス、是ハ誰ガシタカト云ヘバ、内政不干涉ノ意味ニ於キマシテ、此公債政策モ打切テシマッタノデアル、時ノ内閣トヨ吾々ハ間及ブノデゴザイマス、殊ニ大正七年原内閣ガ組織セラレタ時ニハ、支那承時ノ寺内閣ハ外務大臣ナドモ十分ニ御承知ニアラウト思フ、極力反対ヲ爲サレタノデゴザイマス、申サバ寺内及時ノ大藏大臣勝田君ノ事デゴト云フコトヲ吾々ハ聞ノデゴザイマス（拍手）甚ダシク國民ニ此様ナル迷惑ヲ掛ケタモノデゴザイマス、斯ノ如キ政治家ガ今尙且ソ存在シテ世ノ中ニ公々然トシテ居ルト云フコトハ、甚ダ私ハ政治道徳ノ上ニ於テ取ラヌ話デゴザイマス最早政治道徳カラ申シマスレバ前科者デアル、前科者デアリ面モ血統ノ

正シクナイ人間デアル、此様ナル種類ノ間ヲ買込ム人モ亦ダ、心ガ知レナインデアル（拍手）ガ何故左様ナ人物が未ダニ公々タトシテ我ハ政黨ノ最高幹部デアルト云フニウナコトハ、社會風教ノ上カラ云ウテモ、吾々ハ許セナインデアリマス、左様ナル確治家ニ對シテハ、吾々ハ此法案ヲ成立サムト同時ニ、今日吾々ハ告別式三行シテ居ムヤツナ感ジガスルノデアル、左様ナ者ハナケレバ、國家國民ニ對シテ相濟マヌトヨフ感ジヲ持ツノアリマス、政府ハ十分ニ此點ニ付テ、所謂此道徳心ハ要ラナイノデアリムカ、之ヲ十分ニ説明爲サラヌト云フト、却テ國家國民ヲ迷ハスヤウニナリ、尙且シ私ハ最後ニ伺ヒタイノハ、此三銀行ニ對シテ時ノ大藏大臣勝田君ガ、此迷惑ヲ掛けヌト云フ所ノ祕密覺書ヲ發シタト云フコトナリ、承ツテ居ルノアリマス、之ヲ此席ニ於キマシテ、若シ此公開ノ席ディケマセヌナラバ、是ハ祕密會ニ致シテ十分ニ茲ニ御説明爲サル、ト云フコトガ、大藏大臣個人ノ爲メ、國家ノ爲メ、國民ノ爲メトビ思ヒマスカラシテ居リマスル支那特別關稅會議ニ於キマシテ、此三銀行ノ借款ノ元利ノ償還ヲ確保スペキ方法ヲ講ズルコトニ付キマシテハ、吾々ハ及ア限り努力致ス積リテ居リマス、併ナガラ是ト同時ニ、借款其ノモノ、目的ヲ遂行スルコトヲ得マスルカドウカ、是ハ極メテ保シ難イノデアリマス、申スマダモナク今回ノ關稅會議ニ於キマシテハ、タニ共多少ノ犠牲ヲ供シ、即チ關稅率ノ引上ニ同意ヲ致シマシテ、ソレデ以テ其資金ヲ以テ其一部分ヲ、斯ウ云フ風ナ不確實債務、整理ニ充テヤウト云フノデアリマス、其担保ニ於キマシテ、他ノ一方ニ於テ此借款ノ元利ヲ確保スルコトノ方法ヲ執リナガラ、行スルコトヲ得ルト云フコトハ、極メテ第二難ナ事デアラト考ヘマス、ソレカラニ此借款當時ノ計畫ニ付キマシテ、私ガ何カ知テ居ル事ガナイカト云フ御質問デアル

リマシタ、御詫ノ通り、私ガ其當時外務次官ヲ致シテ居タノハ事實ニアリマス、併ナガラ私ハ外務次官ト致シマシテ、一ツノ事務官ト致シテ、此借款ノ成立、計畫ト云フモノニ付テ、何等ノ協議ニ與ラナカタノデアリマス、事實ニ於キマシテ此借款が成立致シテカラ後ニ、外務省ト致シテ此借款ノ内容、條件等ニ付キマシテ大藏省ニ報道ヲ求メタト云フ事實サヘアルノデアリマス、隨テ私カラシテ其當時ノ計畫ノ全體、事情ト云フヤウナコトヲ申上ダル何等ノモノモ持テ居リマセヌ、是ダケヲ御答辯申上ダテ置キマス(拍手)

貸付ヲシテ居ルト云ノ事實ガアルカ、又其事實ガアルトスルナラバ、其貸付ケタル所ノ效果ハドウデアリタカト云ノ御質問デ、
藏大臣ガ五千万圓ノ金ヲ二回三分チマシテ、
二千万圓ト三千万圓トヲ預金部カラ融通ヲ
致シタコトハ是ハ事實デアリマス、其月日
ハ只今記憶ヲ致シマセヌが、正ニ融通ヲ致
シテ居リマス、其效果如何ト云ノコトデア
リマスガ、融通ヲ致シタ時ノ其當局大臣
見込デハ、之ニ依テ朝鮮銀行ガ整理セラ
ル、ト考ヘタノデアリマセウ、然ラズンバ
融通ヲスル理由由ハ無イノデアリマス、其當
時ハ左様ナル見込ヲ以テ融通ヲサレタノデ
アリマセウガ、且今日カラ考へテ見テ其效
果ハ極メテ微弱デアリタノデアリマス、微弱
果シテレダケノ融通ニ依テ朝鮮銀行ガ整理セ
ラルが故ニ、此度兩銀行ノ整理ヲ非
常ナル努力ヲ以テ致シテ居ルノデアリマス、
幸ニ致シマシテサウデハアリマセヌ、其效
果ハ極メテ微弱デアリタノデアリマス、微弱
デアリタルが故ニ、此度兩銀行ノ整理ヲ非
常ナル努力ヲ以テ致シテ居ルノデアリマス、
此五千萬圓ノ融通ニ依テ朝鮮銀行ノ營業
状態ガ大ニ改善ヲサレ、整理カ出來タトハ
務大臣ト三銀行ノ首脳者トノ間ニ於キマシ
テ、此倍款三三銀行ガ應ズル爲ニ、三銀行ニ
不利益ヲ與ヘナイヤウニスルト云フ了解ノ
書ガアルト云フコトデアルガソレ説明ス
ルヤウニト云フ御要求デアリマス、時ノ主
私ハ考ヘマセヌ、最後ノ御質問デアリマス
ルガ、時ノ當局者ト三銀行トノ間ニ祕密ノ覺
察ガアルト云フコトデアルガソレ説明ス
ルヤウニト云フ御要求デアリマス、然ラバ
其了解ノ形式如何、其覺察ノ内容如何ト云
イノデアリマスト云フト、成田君ノ御希望ニ
反スルカモ知レマセヌガ、私ハ此席上ニ於テ、假令秘密會デアリマシテモ、衆議院
ノ壇上ニ於テ左様ナル事ハ申シタクナ
云フコトニナリマスト云フト、又サウ云フコトヲ申スト
云フコトガ如何ナル利益ガアリマスカ、其
利益ハ無イト私ハ考ヘマス、唯不都合ヲ
生ゼシメナイト云フ了解ガアタト認メル
ト云フコトニ依テ御諒承ラ願ヒタイト思
ヒマス、此以上ノ答辯ハ遙ケマス(拍手)
○成田榮任君、此以上ノ覺書ハ確ニアルト云
フコトダケハ御認メニナルカ、其點ヲ十分
確メ置キス

○副議長（小泉又次郎君）千葉三郎君
〔千葉三郎君登壇〕
○千葉三郎君 本案ニ付キマシテ、私ハ大臣ニ御説明ヲ煩シタイト考へマス、第一ニ斯ノ如キ莫大ナル滯リ貸シヲ生ジタ、其責任ハ決シテ現閣ニアリマセヌコトハ申スマデモアリマセヌ、否、寧ロ此不始末ヲ整理スルト云フ運命ニ立至、タ現内閣ニ對シ、私ハ同情スル者デアリマス、併ナガラ最モ迷惑ヲ感ズルハ吾々國民デアラウト考ヘマス、何トナレバ政府ハ此法案ニ依リマシテ一億四千四百万圓ノ公債ヲ募集シ、銀行ノ肩代リヲスルノデアリマス、伊那ノ国情カラ觀察致シマスレバ、是ガノ利ノ償却ト云フコトハ不可能デアラウト考ヘルノデアリマス、隨テ此一億數千万圓ノ公債ハ、全ク我國國民ノ損害デアルト申シテ差支ナイト思フノデアリマス、故ニ此法案ハ只今成田氏ノ言ハレルガ如ク、吾々議員ハ慎重ニ審議シナケレバナラヌト考ヘルノデアリマス、其審議ニ當テハ大藏大臣ハ今一層詳細ニ、當時ノ眞相ニ付テ此議場ニ御述ベ下サランコトヲ希望シタインデアリマス、只今外務大臣ノ御説明ニ依リマシテモ、當時外務次官デアリマシタ所ノ幣原氏ガ、此問題ニ付テ全然知ラナカタ、況ヤ吾々國民ハ現在ニ於キマシテモ其眞相ヲ知ルニ由ナク、全ク疑惑ノ眼ヲ以テ見ラレテ居ルノデアリマス、故ニ此法案——最セ武内次官ハ、又大藏大臣ハ、只今此處ニ於キ審議スルニ當リマシテハ、十分其當時ノ事ヲ出來得ル限り大藏大臣ノ御説明ヲ煩シタイント考へマス、第二ニ委員會ニ於キマシテ國民ニ對シ缺損ヲ與ヘル重大ナル此法案ヲマシテ其覺書ノアルト云フコトヲ言明サレマシタ、當時ノ大藏當局ノ致方ト云フモノハ、實ニ吾々カラ見ルト國民ヲ馬鹿ニシタモノニアリマス、又只今ノ銀行ノ組織ヲ以テノデアリマス、シテ當時ノ内閣、當時ノ大藏當局ノミニアラズシテ、三銀行ノ組織竝ニ三銀行ノ重役ノ方ニモアルヤウニ思フノデアリマス、ガ、之ニ對スル大藏大臣ノ御考ヲ承リタインデアリマス、第三ニ若モ此三銀行が果シテ責任ソ分致シマシタラバ、將來斯ノ如キ事ヲ起ルカ知レナイ、之ニ對シテ大藏大臣ハ改正スルノ意思ガナキヤ否ヤ承リタインデアリマス、第三ニ若モ此三銀行が果シテ責任ソ分担ヲベキモノガアルト致シマシタラバ、

ベ、斯ノ如キ滝リヲ生ジ、隨テ國民ニ對シ
非常ナル迷惑ヲ蒙ラシテ居ル所ノ三銀行
カ、縱令此半期ニ於キマシテ、配當認可ヲ
大藏大臣ニ請ヒマスルニ當テハ、顯然大
藏大臣ハ六千万國民ノ名ニ於テ之ヲ拒絶ス
ルノガ當然ト思フノデアリマス、是レ國民ニ
ニ對タルノ深切デアラウト思ヒマスカ、右
ニ對スル大藏大臣ノ御所見ヲ承リタイノデ
アリマス、最後ニ私ハ承リタマコトハ、大
藏大臣ハ常ニ特殊銀行ノ救濟ハ、救濟ヲ
爲スニ當リマシテ、其責任ハ既往ノ内閣ノ
責任デアルト云コトヲ言シテ居ルノデア
リマス、是ハ全クデアリマス、併ナグラ私
カラ見マシタナラバ、大藏大臣ハ何ケ故ニ
御提案ニナル意思ハナキカドウカ、既往内
閣ノ不始末ヲ尻拭ヒマスル此法案ヲ提出ス
ル以上ハ、是ト同時ニ將來其觸根ヲ一掃ス
ル所ノ法案ヲ此議場ニ提出ニナルノガ大藏
大臣——立憲政治家トシテ大藏大臣ノ執ル
シ、サウシテ國民ニ大ナル損害ヲ與ヘルヤ
ウナコトガアルカモ知レナイ、之ヲ防ぐケ爲
ニ何等カノ制度、何等カノ方法ヲ此議場ニ
今一步進メテ、將來斯ル不良政治家ヶ出現
シ、サウシテ國民ニ大ナル損害ヲ與ヘルヤ
リマスガ、之ニ對スル大藏大臣ノ答辯ヲ承
リタイノデアリマス、以上ノ四項目ニ付キ
マシテ、幸ニ御答辯ヲ得マシタナラバ仕合
ト存ジマス(拍手)

（フコトデハ、到底是ハ活動ガ出来ナイコト、ナル、其活動ガ出来ナケレバ、整理ガ出来マセス、隨テ無論過分ナル所ノ配當ノ要求ニハ應ジマセヌケレドモ、相當ナル所ノ配當ノ要求ハ是ハ認メナケレバナルマイト思ヒマス、其程度ニ付キマシテハ、是ハ其時ノ事情ニ依リマシテ政府ニ於テ適當ニ之ヲ決メタイト思テ居リマス、最後ノ御質問ハ御説明カ簡單デアリマシタ爲ニ、十分ニ私ニハ其御趣意ガ了解出來兼ネマシタケレドモ、將來若シ不謹慎ナル所ノ政治家ガ現ハレテ、復夕斯ノ如キ事ヲヤルト云フコトガアツテハ相成ラニ依テ、ソレヲ豫防スル爲ニ、何カ制度上ノ缺陷ヲ補充致スト云フ如キ考ハ持テ居ナイカ、此議會ニデモ提案ヲスルト云フ考ハナイカ、斯ウ云フ御趣意デアツタヤウニ私ハ思ヒマス、此問題ニ限りマセズ、總テ特殊銀行並ニ一般銀行、金融機關ノ制度並ニ組織ノ問題ニ付キマシテハ、大藏當局ニ於テ渠ニ考慮致シテ居ル所デアリマス、此問題ハ金融ノ仕事ノ一ツト致シマシテ、銀行制度ノ改善重大ナル關係ヲ持ツモノニアリマスルカラ、之ヲ輕ニニ改正ヲ致ス譯ニハ參リマセガ、此議會が終了致シマスレバ、政府ノ仕事ノ一ツト致シマシテ、銀行制度ノ改善ノ爲ニ、十分ナル調査研究ヲ行ヒタイトニス、大體御答致シマス（拍手）○猪野毛利榮君 只今ノ大藏大臣ノ御演説ニ對シテ質問ガアリマス○副議長（小泉又次郎君） 通告順ガアリマスカラ、其通告順ノ終テカラニシテ下サス——星島二郎君

ニ其制度ヲ變ヘルノ意思ナキヤ、例へバ銀行ノ總裁役員ハ、殊ニ總裁、副總裁ハ官選ニアラズシテ民選ニスル必要ナキヤ、即チ株主總會ノ選舉ニ依ルコトガ宜イノデハナカ、假リニ株主總會ノ選舉ニ致シテモ、大半ノ株ツ政府ガ持チ、或ハ事實上色トナ勢力ニ於キマシテ、其總會ヲ政府ノ手ニ依テ整理ヲスルナラバ、其目的ヲ達シマセカヌラ、丁度一千九百二十年ノ南阿準備銀行法ニアリマスヤウニ、此種ノヤウナ銀行ノ總裁、副總裁ノ如キ重要ナル役員ハ、少クトモ十一年以上銀行業ニ在ダ者トク云フヤウナ條件ヲ附ケルコトガ最モ宜イデハナイカ、アルノデアリマス、或ハ中央準備銀行ニ於ウ云フ御意思ハアリマセヌカ、第二ハ特殊銀行ニ下兩議員ハ役員タルコトヲ得ズト云フヤウナ範囲内ヲスル必要ハナideハナイカ、現ニ各國ノ植民地銀行ハ明ニ其規定ガアルノデアリマス、或ハ中央準備銀行ニ於キマシテモ、其様ナ規定ガアルノデアリマスガ、我ガ日本ニ於キマシテハ極タヤウニ特殊銀行ノ重役ニ貴族員ノ閥體ノ方ガアルノデ居ルト云フヤウナコトハ、銀行ノ發達ノ爲ニ、サウシテ又整理ヲ蟲毒スル爲ニ弊害デハナイカ、政府ハ此邊ニ於キマシテ將來之ヲ改正スルノ意思ナキヤ、是等ノ點ニ付キマシテ、此機會ニ於テ御答辯ヲ得タイト思フノデアリマス(拍手)

約束ノ内容ハ大體知テ居ルケレドモ、之ヲ此席上ニ於テ言フコトモ出来ナイシ、又祕密會ニ於テモ之ヲ言フコトハ好マスト云フコトデアリマスカラ、要スルニ是ハ自分ハ知ッテ居ルケレドモ、議員及國民ニ之ヲ知ラセルコトハ出來ヌト云フ意味ニ私ハ解釋シタイト思フノデアリマス、苟モ一億万圓カラノ金額ト云フモノハ、今日ノ日本ノ財政状態カラシテ決シテ小額ナリト言フコトハ出來ヌノデアリマス、僅カ一千万圓カソコ等ノ教育費ノコトデ本幫下憲政會ノ折合ガ附カヌトキハ、議會ヲ解散スルカドウカト云フコトマデニ急迫ヲ來シタ程デアル、然ルニ一億万圓ト云フ大金ヲ今日吾々増稅トシリテ、成田君ノ言葉ヲ藉リテ言ヘバ、引受ケナケレバナラヌ、之ニ就テハ少モ國民ニ疑惑ヲ抱カセ置イテハイカヌト思フ、ハッキリ貪出シテ、サウシテ成程ト云ラテ議員及國民ガ腑ニ落チナクチヤナラヌ、然ルニ只今ノ大藏大臣ノ言葉ニ依ルト、自分ハ分ンテ居ルケレドモ、議員ニモ言フコトハ出來ヌ、祕密會デモ言フコトガ出來ヌト云フコトハ、立憲國政黨内閣ノ大藏大臣ノ言トシテハ受取レスノデアル、コンナ事柄位ノモノデハナイ、或ハモト重大ナル國防ノ事、或ハ外交上ノ事、其他皇室ニ關スル事ニ於テミモ、祕密會ヲ開イテ六千万國民ノ代表者ニ其了解ヲ求メルコトハ議會ノ先例ニナッテ居リマス、然ルニモ拘ラズ、一億万圓ト銀行ト當時ノ政府トノ關係ノ此内容ヲ、貴方御一人ダケノ肚ニ入レテ居ラテ、之ヲ祕密會ニモ説明スルヨコトが出來ヌト云フコトハ、如何ニモ私ハ不深切極マルコト考ヘルノデアリマス、斯様ニ申シ上げテモ、尙且ツ大藏大臣ハ當時ノ内閣へ對シ事都合カ怨イトカ、其他ノ意味ニ於テ、此事ハ詰スコトガ出來ヌト仰シャルノデアリマスカ、今ハツ御垂致シタイコトハ、先程ノ御答辯ニテ、何ガ故ニ此一億万圓ノ大金ヲ國家ガ負擔シナクテハナラヌカト云フ、法理上並ニ政治上ノ理由ガハキリ致シテ居ナイノデアル、其所ニ於テ私ハ之ヲハキリ答ヘテ貴ヒタイト思フ、即チ此一億万圓ノ大金ヲ國家ガ負擔スルト云フコトハ、前ノ内閣ノヤツタ事アルカラ、此引繼ヲ政府トシテシナケレバナラヌト云フ其責任上、厭ヤ厭ヤナガラデモ是ハヤルノデアルト、斯ウ云フ意味デアリマスカ、若クハ若シ此一大金ヲ始末ヲシテヤラナケレバ三

銀行が破産ヲスル、非常ニ困ルカラト云フ此意味カラデアルカ、前者デアルカ、後者デアルカ、之ヲハカリ私共ハ承リタイノデアリマス、何方ニシテモ私共ハ宜シイノデアル、唯後者ノ爲トスルナラハ三銀行が破産ヲスルトカ、又財界三影響ヲ及ボスカラトカ云フ意味ニ於テ、此一億円圓ノ金ヲ政府が責任ヲ負ムテヤルト云フナラバ、何ガ故ニ此三銀行ニ限リ、一億万圓ト云フ所ノ金ヲ政府が始末スル心三ナツカ、此三銀行バカリデハナイ、他ノ大銀行其他小銀行ニ於テモ、政府が是程ノ大負擔ヲ成サズトを宣イ所ノ、大銀行及其实シマシタル高田商會ノ如キガ、矢張銀行ヲ持テ居ル、若シ政府が公平ナル救済ノ眼ヲ以テスルナラバ、彼ノ高田商會及高出商會ノ經營シテ居ル所ノ永樂銀行、是等モ見テヤラナケレバナラスト思フノデアル、其他の斯ノ如キ例ハ全國ニ澤山ニアルノデアリマス、然爾ニモ拘ラズ何ガ故ニ此三銀行ノル、例へバ昨年デアリマシタカ、破産ヲ致シマシタル高田商會ノ如キガ、矢張銀行ヲ持テ居ル、若シ政府が公平ナル救済ノ眼ヲ以テスルナラバ、彼ノ高田商會及高出商會ノ經營シテ居ル所ノ永樂銀行、是等モ見テヤラナケレバナラスト思フノデアル、其他の斯ノ如キ例ハ全國ニ澤山ニアルノデアリマス、然爾ニモ拘ラズ何ガ故ニ此三銀行ノル者デアルカラ、断乎トシテ有耶無耶ノ間ニ葬ラスコトハ出來ヌ、切ニ大藏大臣ノ明確ナル御答辯ヲ承リタイト存ジマス

支ノ經濟提携ト云フモノヲ密接ニスル、彼ト我ト有無相通シ、共存共榮ト云フコトニ依リマシテ、此東亞ノ百年ノ大計ヲ樹ツルト云フコトガ、最モ帝國ノ爲ニ必要デアルト云フ其政策ニ基キマシテ、此政策ノ爲ニ三銀行ガ其衝ニ當タト云フノデアリマベ、隨テ固ヨリ自ラ好んデ斯ノ如キ貸付ヲ爲シタノデハナカツカモ知レマセヌケレドモ、又政府ノ絕對命令ニ基イテ爲シタノデハナイト云フコトハ明カナル事實デアリマス、既ニ政府ノ絕對命令ニアラザルノデアリマスガ故ニ、自ラ其自由意思ニ依シテ決定致シテ貸出シタル場合ニ於キマシテハ、三銀行ガ既ニ其當事者トナツタト云フコトニ付テ、一部ノ責任ガアルモノデアルト云フコトヲ、斷定シテ誤リナイト信ズルモノデアリマス、尙ホ其借款ガ今日ノ如キ元利共ニ支拂カ出来ズニ、不始末ノ状態ニナツテ居ル、即チ其後ノ經過ニ付テノ責任ヲ考ヘテ見マスルニ、固ヨリ是ハ支那ニ於ケル其後ノ財政ノ窮乏、内亂ニ内亂ニ重ネタト云フヤウナ事情ニ基クコトハ明カデアリマス、又我が外務ノ當局ニ於キマシテモ、是等ノ借款ニ付キマシテハ、殆ど相關セズト云フヤウナ態度ヲ以テ、或ル場合ニ於キマシテハ、寧ロ其借款ノ條項ガ實行セラレルト云フヤウナコトニ付テハ、之ヲ阻ムト云フヤウナ態度ガアツタ事實ガアルノデアリマス、併ナガラニ於キマシテハ、三銀行ガ此借款ノ債務ノ取立若クハ目的のタル事業ノ遂行デアルトカ、或ハ擔保ノ執行デアルトカ、其他契約ノ一約款ノ實行上ノ交渉ニ付キマシテ、甚ダ機ノ措置ヲ缺テ居タト云フコトハ、一般ニ認メラレテ居ル所デアリマシテ、其點カラ考ヘマシテモ、即チ借款ガ今日ノ如ク元利共ニ不拂デアルト云フ状態ニ對シマシテ、銀行ガ又一部ノ責任ヲ負ハナケレバナラヌモノデアルト考ヘルノデアリマス(拍手「ノウー」)尙ホ銀行ガ今日非常ナル難境ニ立ツテ居ル、其難境ヲ救濟シナケレバナラスト云フコトガ、本案ノ趣意デアリマスルガ、此難境ニ立ツテ居ルト云フコトハ、單ニ此借款關係ノミニ依テ、生ジテ居ルノデハナノデアリマシテ、寧ロ其大ナル原因、其大部分ト云フモノハ、自己固有ノ營業上ノ失敗ニ基クモノデアル、隨テ是等ノ銀行ノ責任ト云フモノヲ考ヘテ見マスルナラバ、今日銀行ノ責任ヲ全然解除シテ、以テ國民ガソレ等ノ資

トニハハ、吾々ハ贊同スルコトガ出来ナイト
思フノデアリマス(拍手)更ニ此資金ノ回収
ノ點カラ考ヘテ見マシテモ、先程申シマシ
タ如ク、此法律案ニ依リマシテ、對支ノ關係
ソレ自體ハ、何等ノ影響ヲ受ケナイ、即チ
三銀行ガ依然トシテ支那ニ對シテ債権者ト
シテ、其取立ニ其目的ノ遂行ニ當ラナケレ
バナラヌノデアリマス、隨て從米三銀
行ガ自己ノ負擔ニ於テ、又自己ノ金責任ニ
於テ是等ノ衝ニ當ラテ居リマシテモ、尚且
シスノ如キ今日ノヤウナ狀態ニ在ルノデア
リマス、若シヤ此場合ニ於キマシテ、三銀
行ノ責任ヲ全然解除シテ、以テ三銀行ヲ或
ハ第三者同様ナル地位ニ置キマシテ、此債
権ノ取立若クハ目的ノ遂行等ノコトニ當ラ
シマサシテモ、到底は吾々ノ豫期スルガ
如キ結果ヲ得ナイト云フコトハ明カド方面
ト思フノデアリマス、尙ホ之ヲ支那ノ方面
カラ考ヘテ見マシテモ、此法律ニ依リテ斯
ノ如ク國民ノ肩替リガ出來ノデアルト云
フコトニナリマシタナラバ、明ニ支那ノ方
面ニ於キマシテモ、最早其資金ハ片付イテ
居ルノデアルト云フヤウナ觀念カラシテ、
此責任ヲ果スコトニ付テ、念慮ガ薄クナル
ト云フコトハ、又是レ想像スルコトガ難クナ
イト思フノデアリマシテ、此資金ヲ回収ス
ル、即チ借款ヲ取立テルト云フ上カラ考ヘ
テ見マシテモ、今日矢張此銀行ノ責任ヲ全
然免除スルト云フコトハ、甚ダ面白カラザ
ル所ノ結果ヲ惹起スノデハナイカト云フコ
トヲ憂フルモノニアリマス、尙ホ此借款關
係ノ債務ノ整理ノ時期ニ付キマシテ考ヘテ
見マシテモ、私ハ今日此案ニ依リテ、終局的
ニ根本的ニ、之ヲ整理スルト云フコトハ其
時期ヲ失シテ居ルモノニアルト考ヘルノデ
アリマス、蓋シ一面ニ於キマシテハ、支那ノ
ニ於ケル所ノ關稅會議、目下開カレテ居ル
所ノ關稅會議ノ其主要ノ眼目ハ、即チ關稅
ノ増徴ニ依リテ支那ノ國債ヲ整理スル、所
謂不確實債務ヲ確保スルト云フコトガ、
確實債務ガ或ル程度ニ於テ確保セラレルト
云フコトハ、是ハ明カナル事デアルト思フ
ガ如何ナル成果ヲ齋ラスカト云フコトハ、
逮ニ增徴スルコト出来マセヌデモ、或ル
程度ニ於キマシテ資金ヲ回収セラレ、又不

モ、委員會等ニ於てキマシテ、明ニ回収セラ
必修瀬サレタル所ノ問題デアリシタガ、
何レノ場合ニ於キマシテモ、是等ノ借款ト
云フモノハ、支那ノ關稅會議ニ於テ決定セ
ラ、確保セラレル所ノ問題デアルカラシ
テ、其會議ノ結果マデ、此債務ノ整理ト云
フモノヲ延シテ置カウト云フコトデアッタ
ノデアリマス、然ルニ今日一愈、此關稅
會議が開カレタル今日ニ於キマシテ、最旱
三月モ待テヌ、半年モ待テヌ、即ち之ヲ國
民ニ於肩替シシナケレバナラヌト云フコ
トハ、吾々如何ニシテモ其理由ヲ發見スル
ニ苦シムノデアリマス(拍手)又我ガ内地ノ
財界ノ實況ヨリ考ヘテ見マシテモ、今日我
ガ財界ハ、正ニ復活ノ道程ニアルノデアリ
マシテ、近ク是等ノ此恐慌ノ時代ト云フモ
ノハ、緩和セラレルモノデアルト吾々ハ考ヘルノ
デアリマス、然ルニ此財界ノ復活ノ道程
ニアル所ノ今日ニ於キマシテ、是等ノ整理
ト云フモノヲ、根本的ニ解決シテシマフト
云フコトハ、ソレ自身亦矛盾デアルト言ハ
ナケレバナラヌト思フノデアリマス、財界
が恢復致シマシタナラバ、或ハ興業債券、
殊ニ政府保證ノ興業債券ノ如キモノハ、其
借換易々タルモノデアルト吾々ハ考ヘルノ
デアリマス、其借換ガ出來ルナラバ、敢テ
之ヲ強ヒテ國民ガ塗炭ノ苦ヲ感ジテ居ル所
ノ今日ニ於キマシテ、此大ナル負擔ヲ國民
ニ移サナケレバナラヌト云フコトハ、全然
ナカラウト思フノデアリマス、尙ホ第五點
ト致シマシテハ、所謂預金部ノ資金ノ回収ト
云フコトガ、或ハ此本案ノ目的デアリハセ
ヌカト思ハレルノデアリマスガ、此意味ニ
於キマシテ、全然ノ如キ必要事體云
フコトヲ吾々ハ斷定シナケレバナラヌト思
フノデアリマス、若シ預金部ノ資金ノ關係ト
カラ致シマシテ、之ヲ回収スルト云フコ
トハ、甚ダ當ヲ得テ居ラヌト思フノデ
アリマス(拍手)若シ斯ノ如キ資金ノ回収ガ
必要アリトスルナラバ、宜シク此支那ノ債
務ノ問題ノ如キハ之ヲ後廻シニシテ、或ハ
國際汽船デアルトカ、或ハ日本紙器デアル

トカ云フモノニ對スル貸出ヲ先づ以テ整理シナケレバナラヌモノデアルト考ヘル者デアリマス、(拍手)又先程政府カラ御詫ガアリマシタ如ク、或ハ朝鮮銀行、或ハ臺灣銀行ニ對シテ預金部カラ融通シテ居ル所ノ五千万圓ノ資金、是ハ一般整理資金トシテ貸與サレタモノデアル、併ナガテ一般救濟ト云フノ目的トシテ、此借款關係ヲモ整理スルトコトモ包含サレタモノデアルト云フ御辨明デアッタノデアリマスガ、若シ果シテ斯ノ如ク此五千萬圓ト云フモノガ同ジク其一部ノ目的トシテ、此借款關係ヲモ整理スルト云フコトガ目的デアッタナラバ、此現金銀行及臺灣銀行ト云フモノハ、今回ノ如根本のノ整理ニ依リマシテ二重ニ整理ヲ受ケテ居ル、二重ニ救濟ヲサレ居ル所ニナルテ若シ此際預金部ノ關係カラシテ是等ヲ根本のニ解決セント欲スルナラバ、是ハ只今申シマシタヤウナ二重ニ救濟トナルノデアリマスカラ、明ニ矛盾擅著ガ此ニアルト云フコトヲ吾々ハ固ク信ジテ疑ハナイノデアリマス、以上ノ如キ理由ニ依リマシテ吾々ハ若シ今曰三銀行ノ資金上ノ救濟ヲシテヤラウト云フナラバ、現實ニ三銀行ガ直接ニ必要トシテ居ル所ノ緊急已ムヲ得ザル所ノ額ニ止ムルト云フコトガ、最モ妥當ノ措置デアルト信ズルモノデアリマス(拍手)即チ三銀行ガ自己ノ資金ヲ以テ此補足ヲシテ居ル所ノモノ、即チ二千七百万圓ヲ限度トシテ公債ヲ交付スルト云フコトガ、最モ妥當ノアルト信ズルノデアリマシテ、隨テ興業債券、即チ十六年度竝三十八年度ニ償還期ノ到来スル所ノ興業債券、又預金部ヨリ融通シテ居ル所ノ所謂指定預金ノ一千三百万圓、並ニ預金部ニ於テ引受ケ保有シテ居ル所ノ興業債券二千万圓(是等ノモノハ政府トルス案ヨリ削除スルコトヲ以テ妥當ト考ヘルノデアリマス、又利子支拂ニ付キマシテハ、所謂三銀行ガ當面必要トシテ居ル所ノ資金ノ回収ヲ受ケタ場合ニ於キマシテハ、其交付ヲ受ケタル所ノ限度ニ於テ、政府ニ納付スルト云フ義務ヲ負ハスト云フコトハ、竝ニ法案ノ第七條第二項ニ規定サレテ居ル所ノ元利金ノ納付ニ代ヘテ、借款ヲ

政府ニ於テ無償ニテ譲受ケルト云フ所ノ條項ヲ削除セント欲スルモノデアリマス、過日本議場ニ於キマシテ之ニ關スル所ノ豫算が討議セラル、場合ニ於テ、私ハ憲政會ノ議員ヨリ若シ此修正案ノ如ク致シマスルヲバ、ソレハ利廻計算ニ於テ政府ニ却テ損害ヲ掛ケルモノデアルト云フ議論ヲ拜聽致シタノデアリマスガ、是ハ明ニ此修正案ノ内容ヲ攻撃セザル所ノ誤解デアルト思フノデアリマス、蓋シ此十五年前ノ豫算ニ付キマシテハ、預金一部ニ於テ引受ケテ居リマス所ノ四千七百万圓ニ付テ此豫算ニ關係ヲ起シテ來ルノデアリマスガ、之ヲ政府案ノ如ク公債ヲ交付致シマスルモ、將又之ヲ現状ノ儘ニシテ置キマシテ、其金利並ニ興業債券ノ利子ヲ補給スルト云フコトニ致シマシテモ、全然國家ノ歳計全般ト致シマシテハ、厘毫ノ出入カナイノデアリマス、若シソレ一般會計ダケニ付キマシテ考ヘテ見マスルナラバ、或ハ金利關係カラシテ多少失費ガ多イ云フヤウニ思ハレルカ知レナインデアリマスガ、金額部ノ利息ヲ決メルト云フコトハ是ハ大藏大臣ノ自己ノ權限ニ於テ然爲サルベキコトデアリマシテ、國民ノ一般ノ負擔ヲ輕減セント思ハレルナラバ、當然大藏大臣ハ斯ノ如キ所ノ利率ヲ決定スレバソレデ宜シノデアリマシテ、隨テ斯ノ如ク利廻計算ニ於キマシテ政府ノ損害ニナルト云フコトハ、全然誤解ニ基クモノデアルト考ヘルノデアリマス(拍手)最後ニ私ハ此法律案が政府ノ最も重要ナル政綱トシテテ交付サレル所ノ公債ハ名ハ交付公債デアリマス、併ナガラ此交付公債ハ彼ノ官吏ノ退職賜金トシテ給與セラレル所ノ交付公債ノ如キモノトハ、全然其性質ヲ異ニシテ居リマス、併ナガラ此交付公債ノデアリマシテ所謂三銀行ニ直接ニ交付セラレル所ノモノデアリマス、而シテ居リマスガ故ニ、己之ヲ資金化スルト云フコトハ當リ必要デアルノデアリマシテ、隨テ此交付公債ハ其銀行ノ背後ニ居リマス、現物團其他ノ銀行ノ手ニ渡リマシテ、直ニソレガ市場ニ現レテ來ル、即チ其結果實際カラ見マスルヲバ、公債ヲ公募スルト何等異ル所ガナイト信ズルノデアリマス、(拍手)此點ニ於

ト思フノデアリマス(拍手)尙ホ是ガ既ニ公
債公募ト同ジ性質ヲ持ツト致シマシタナラ
バ、一億五千万圓ニ加フルニ此三銀行ノ自
己補足金ニ對スル公債、即チ一千七百万圓、
是ハ明ニ一億五千万圓ヲ超過致シマスルモ
ノデアリマシテ、此點ニ於キマシテ亦一億
五千万圓ノ主義ト云フモノモ破レテ居ルト
考ヘマス、即チ政府ノ公債政策ハノ内點
ニ於キマシテ、此法律案ニ依テ此根本カ
支離滅没ニナシト云フコトヲ断定ス
ルニ憚ラヌモノデアリマス(拍手)以上ハ私
ガ政府ノ原案ニ對シテ修正案ヲ提出致シマ
シタル大體ノ理由デアリマス、諸君ハ國民
ノ代表ト致シマシテ、國民ニ對シテ最モ忠
實ナルベキ筈デアリマス、此國民ノ負擔ヲ
輕減スル所ノ此修正案ニ對シマシテハ、憲
政會ノ諸君ト雖モ敢テ反對ハ出來ザル筈デ
アリマス(拍手)ドウグ國民ノ爲ニ諸君ハ滿
場一致ヲ以テ吾々ノ修正案ニ對シテ御賛成
アランコトヲ切ニ希望スル次第アリマス
(拍手)

ハ敢テ之ヲ咎メル必要ハナイト思フ、例ナ
ガラ誤シタル觀察ノ下ニ爲シタル結果ガ惡
イストレバ、是ノ責任點ヲ考へナケレハナ
ラヌ、如何ニシテ此借款が成立シタル、當
時ノ事情ハ二十四日ノ豫算本會議ニ於テ中
村啓次郎氏ヨリ述ベラレタ通り、此借款ヲ
寺内閣が成立セシムル當時ドウ云フ考證
アンダカ、寺内閣ノ大藏大臣勝田主計氏
ハ、此借款ガ出来ル前ニ支那第一巡シタノ
デアリマス、其時分ニ支那ノコトハ矢張正
ニハ正金銀行ハ非常ニ關係ヲ持シテ居ル關係
カラ、正金銀行ノ總裁ニ向シテ對支政
策——國策ヲ實行スル上ニ金モ貸シタイ
ガ、如何ト言々タ所ガ、苟モ多少ナリトモ支
那ノ知識ヲ持シタ者ガ輕シク當時ノ政府
ニ金ヲ貸スヤウナコトハシナイノデアリマ
ス、其結果カラ井上準之助氏ハ御断リヲシ
タノデアリマス、ソコデ續イテ興業銀行三
此借款ヲ爲サシメンガ爲ニ相談ヲシタ、先
程杉君カラハ非常ニ銀行ニ責任ガアルヤウ
デアルガト述べラレタガ、其時分ニモ若シ
一片硬骨ノ總裁ヲ在ラシメバ、志立鐵次郎
氏ノ如クチャヤント断ツテ居ルノデアリマス、
而シテ時ノ政府ハ銀行家ノ腋拔ノ銀行家許
リヲ集メテ、監督官廳ノ威勢ヲ以テ借款ヲ
國策遂行ノ爲デアルカラトシテヤラシメタ
ノデハナイカ、之ヲシモ銀行ノ全責任ト云
フニ至テハ、私ハ驚カザルヲ得ナイト思フ
ノデアリマス(拍手)而シテ私ハ度ニ此壇上
ニ於テ政友會諸君が述ベラレルコトヲ聞ケ
バ、何ヲ言ウテ居ルカト言ヘバ、財政ガ膨
脹ヲシ日本ノ財界ハ好景氣デアル、物價ガ
騰貴スル、之ヲドウカ海外ニ出サウト云ア
說ヲ現在ノ大藏大臣——時ノ在野黨ノ財政
家デアル現在ノ大藏大臣が述ベラレタ、之
ヲ以テ勝田大藏大臣ハ其議論ヲ遂行シタ
仰シャルカ、是ハ物ノ考ヘヤウデアル、若
シ海外投資ヲ爲ストシテモ、海外投資ヲ爲
ス所ノ國情如何モ顧ミナイデ、實ヲ言ヘハ
或意味ニ於テハ支那ニ乘セラ、私ハ人
攻撃スルノデナライガ、當時ニ於ケル支那内
閣ノ有様ハドウデアシタカ、是ハ今日ニ於テ
一片ノ常識ノアル者ハ支那ノ内閣ニ彼ノ多
數ノ金、一億圓ト云フ多額ノ金ヲ貸シテ
是ガ將來如何ニ成行クカ位ニコトハ當局トシ
テハ御存ジデナケレバナラヌ筈デアル(拍
手)然ルニ時ノ内閣ハ段祺瑞氏ノ内閣デア
ル、日本ハ寺内氏ノ内閣デアル、此内閣ガ

ノ肝膽相照シテ此借款が出来得
ノ萬圓ト云フモノヲ貸出シタクキニ支那ノ
内閣ハ潰レテ居ルノデアル、斯ノ如ク目先
ノ運営ナリ遣ロヲシタク政府ガ此責任ヲ負ハ
ズニ居ルト云フコトハ、果シテ正當ナ理窟
デアルカトフコトヲ私ハ言ヒタイノデア
ル（拍手）誰ニ云フノダ」ト呼ヒ其他發言ス
リマス、ソコデ諸君ガ斯ノ如ク妨ダヲ爲サ
ルノハ寧ロ私ハ諸君ノ御爲ナシナイト思フノ
デアル、此借款成立ノ責任ガ今述ベタ所ヲ
以テ見テモ、銀行家ニアルナイトハ申サ
レスガ、根本ニ於テハ時ノ政府ノ不明デアッ
タト云フコトハ否定スルコトノ出來ナイ事
實デアルト思フ、併ナガラ死ンダ子供ノ年
ヲ算ヘルガ如ク餘り攻撃ハ申サナイト致シ
マシテモ、又三銀行モ如何ニ二政府ノ強請ト
ハ言ヒナガラ、銀行本來ノ使命ヲ闇却シ
テ、之ヲ遣タト云フコトハ勿論吾々トシ
テモ遺憾トスル所デアル、併ナガラ繰返シ
テ言フト、政府ニ責任ガアルト同時ニ、此
政府ヲ支持シテ此借款ニ協賛シタル黨派ハ
何處デアルカ、言ハズ語ラズ政友會デア
ル、是ハ責任ノ一半ヲ分ツベキ根本ノ問題セ
ントシテ此案ヲ提出シタルニ對シテハ、私
共カラ云ヘバ相當ナル所ノ決心、又財界ノ
前途ヲ思フ熱心カラデアルト思ハナケレバ
ナラヌ、由來憲政會ハ此借款ニ對シテハ反
對ノ立場ニ居タモノニアリマス、併シザウ
云フ立場ニ居ラウトモ、既ニ現在ニ於テ此
借款ノ爲ニ不當ナル貸付ヲ強ヒラレタル所
ノ各銀行ガ窮境ニ陥リ、此事が單ニ三銀行
ノ窮境バカリデナイン、延イテ一般財界ニ及
ボスト云フ關係ニ立テ居ル以上ハ、何トカ
シテ之ヲ救濟シナケレバナラヌト云フ政府
ノ態度ニ向テハ憲政會ト雖モ之ニ賛成セ
ザルヲ得ナイノデハナイカ（拍手）否、我黨
ノ憲政會バカリデハナイ、恐ラク一般ノ人
人モ——一般國民モ此實情ヲ知タナラバ、
恐ラク私ハ憲政會ノ執タ態度ニ共鳴セラ
ル、デアラウト深ク信ズルモノデアル（拍
手）又現政府が利己的ノ政策又ハ黨略本位
デ此借款ヲ整理スルヤウナコトガアルナラ
バ、是ハ勿論考フベキ點デアラウ、此内閣

本於テ出ス所ノ案ハ決シテ黨略トカ一時的
ヲ胡麻化ス様ナコトデナク、此案ヲ以テ根
長シ、而シテ特殊銀行デアル三銀行ノ真ノデ
使命ヲ果サシムル爲ニ之ヲ爲シテ居ルノデ
アル、サウ云フ見地ニ立ツて居ル、若シ是ガ
ンナ整理案ヲ出サズニ、此整理案得ベキ
所ノ金ヲ以テ他ノ新事業ヲ起シタナラバ、是
必ズヤ世ノ中ノ協賛ヲ博スルト思フノデア
ヌ、若シ憲政會ガコンナコトヲセズニ、コ
家ヲ思フ國策ノ關係カラシニ、此事業ヲ救
ハウトシテ出シタ此整理案ノ原案ニ對シテ
ハ、飽迄吾々ハ贊成ヲ表サナケレバナラ
ズ、翻ツテ政友會ノ諸君ハ此對支借款ガ既
ニ失敗ニ陥リ、爲スコトノ出來ナ事ヲ知
リナガラ、其後政友會ハ當局ニ立ツコト幾
度、又當局ニ立タザル迄モ、間接ニ時ノ政
府ノ擁護者トシテ立タニモ拘ラズ、此將
來有ル無シノ借款ニ向ツテ何等ノ整理行動
モ執ラズ、若シ執ツタトスレバ一時ヲ糊塗
シ、預金部ノ金ヲ使テ一時の救濟ヲ爲シテ
ノ、諸君ニ果シテ政治的ノ良心アリヤ疑ハザ
ルヲ得ナイノデアル（拍手）而モ是ハ繰返シ
テ述ベタコ一デアルガ、預金部ノ金ハ所謂
國民ノ下層社會ノ人ノ金ヲ集メテ之ヲ確
有利ニ使ツテ、眞ニ貯蓄銀行ノ代理ヲ爲シ
テ居ルヤウナ有様デアル、然ルニ拘ラズ此
預金部ノ金ヲ法律ノ不備ニ乘シテ三銀行ニ
流通シタ如キニ至ツテハ、私ハ何ノ故タルヤ
ヲ知ラスト同時ニ、甚ダシク對支借款ニ於
テ既ニ失敗ヲシ、更ニ内地ニ於テ金融界ニ
向テ罪惡ヲ重ネタト云フヨリ外ハナイト
思フノデアル、以上此政府提出ノ原案ニ督
成ヲス、更ニ理由ノ大體ヲ申述タノデアリマ
スガ、更ニ進シデ修訂案ニ對スル反駁ヲ試
ミテ見ヤウト思フノデアル（謹聽）「簡単」
ト呼フ者アリ」只今杉君ハ「簡單」ト呼フ
者アリ」騒ガナイデ居レバ簡單ニヤリマス、
此演説ニ於テ理由ヲ申述ベタノデアリマス
ガ、第一ニハゴターニ話サレテアルカ
ラ、順序ヲ追ウテ御答ヲスルノハ餘程困難
デアリマス、杉君自身モ是ハ御認メダラ
ニ思フノデアル（答辯デハナイ討論ダヨ）

ト呼フ者アリ) 討論デアルカラ、今カラ反駁ヲスルノデアル、修正案ノ大體ハ杉君ノ述ベタノハ、今書イテ見マシタラコンナニナリマシタガ、大體今日ハ根本的ニ此三銀行ノ對支借款、債務ノ整理ヲスル必要ハナシ、要スルニ今年ハ其年度ダケノコトヲ始末ヲ付ケテ行クコトガ國民ノ負擔ヲ輕カラシムル爲ダト申述ベラレタノデアリマスガ、實際ノ計算ヲ致シテ見マスルト、是ハ事實ニ於テ修正案ノ如ク致シマスレバ、今ヨリ於テ利息ダケデモ四十万三千八百九十五圓ト云フモノガ負擔ノ過重ニナルノデアリマス、之ヲ居ルト呼フ者アリ(遙々テ居ルト云ヘガ負擔ヲ輕減センガ爲ニ爲シタル修正ナルモノハ、負擔ノ輕減ニアラズシテ寧ロ反對ノ現象ヲ呈スル所以デアル(拍手一算盤ガ進テ居ル)ト呼フ者アリ) 還ツテ居ルト云ヘバモット細カク數字ヲ舉グマスガ、モット細カク數字ヲ舉グマスルガ、ソレハ却テ御困リダグラウト思ヒマスカラ、結論ダケヲ申上ゲマス(一舉ダテ見給へ)「ヤレ」(ト呼フ者アリ) 然ラバ申上グマス、斯ウ云フ事ニナルノデアリマス、興業債券及ビ指定ノ利子、第一回政府保證興業債券及ビ第八十回ノ興業債券、是ガ三千四百五十七万圓ニアリマス、右一年ノ利子ガ年六分ト致シマステ、八方一百圓ニアリマス、第二預金部指定ノ預金、是ガ一千三百万圓ニアリマス、第一右一箇年分ノ利子ガ七分五厘デ九十七万五千圓ニナル、二ツノ利子合計三百五万五千二百圓ト云フ數ニナルノデアリマス、之ヲ修正案ニ付テ考ヘタル交付公債利子、第一興業債券償還ニ對スル公債三千七百五十五万四百二十五圓、右一年分ノ利子ガ百八十七万七千五百二十一圓二十五錢、右指定預金償還ニ關スル公債千五百四十七万六千五百八十五圓、右一年分ノ利子ガ七十七万五千八百八十四圓、右一年分ノ利子合計百六十五万一千三百三十圓トナリマス、之ヲ差引勘定シテ四十三万八百七十圓ト云フ數ニナルデアリマス、之ヲシモ不當トシテ修正案ヲ提出シテ國民ノ負擔ヲ輕減ズルトハ、私ハ政友會ニハ多士濟々ナデ居ラレルニモ拘ラズ、甚ダ、其要領ヲ得ナイト思フノデアリマス(拍手)ソレカラ次ニ關稅會議ヲ當テニシテ之ヲ解決スル方ガ至當デナイカ、此事ニ付

テハ杉君ノ如キ、又此借款ニハ關係ナカニ
タト仰セラレルガ、其後大藏省ニ入ヲ理財
局長タリ銀行局長タリシ小野君ノ如キ人ガ
御在ニナルノデアリマスカラ、私ハ此關
稅會議ガ如何ナルモノデアルカ、支那ノ不
確實債權ハ如何ニシテ整理ゲレルモノデア
ルカ位ハ御存知デアル思フ、一々外務大臣
ニ聞イテ、外務大臣ノ言ハレナイ所ダクヲ
突込ンデ唯、政策上ノ事ヲ言フヨリハ、支
那ノ關稅會議ノ內容ヲ考ヘ、不確實債權ヲ
如何ニ整理スルカト云フ内容位ハ御調べ
ナシテ御警言ニシテ居ルト思フ（拍手）然
ルニ二十三日ノ小野君ノ御演説中ニモ、又
本日杉君ノ御話ノ中ニモ、頗ル要領ヲ得ザ
ルニ私萬カザルヲ得ナイノデアリマス（拍
手）一體今日支那ノ不確實債權ト唱ヘラ
ルモノハ幾ラアルト思召ス、是ハ又詳ニ讀
ク申述ベルナラバ表ヲ讀マナケレバナリツ
セヌガ、此中外債ニ屬スルモノガ四億二千
百万元、而モ此外債中日本ニ屬スルモノガ
二億六千百万元、諸外國ニ屬スルモノガ
一億六千万元デアリマス、斯ウ云フ風ニ支
那ノ不確實債權ト云フモノハ出來テ居ル、
而モ此西原借款、只今議題トナシテ居ル借
款ハ、不確實借款中ノ最モ不確實ナルモノ
デアリマス（拍手）私ハ豫算會議ノ席ニ於テ
東武君ガ苟モ麗々シク此處ニ出テ、アノ供
款ハ確實ナル擔保アリナドト聲明サレル
至シテハ、政友會ニ其人アリト云フ總務ニシ
テ、此借款ニ確實ナル擔保アリナドト云フ
ニ至シテハ驚カザルヲ得ナイ（拍手）斯ウ云
フ合意デハ恐ラク私ハ國民全體ハ此借款を
如何ナルモノデアリテ、此借款整理ガ如何ニ
ヤラレルカト云フコトハ疑惑ヲ懷クノガ無
理ガナイト思フ（ヒヤ）（拍手）此點ニ於
テ少シク詳シク説明ノ必要アル所以デアリ
マス、而シテ關稅會議ハ今日開カレテ居ル
詳シク仰答ニナラズ、私共委員會デ甚ダ
大臣ハ言ハレル、之ヲ取レナイト外務大臣
ガ今日言ヒ得ナイ位ノコトハ、小野君チニ
御承知デアル、ソレヲ外務大臣ハ取レルト

言ヒ、此案ハ取レナイノヲ見込ンデ出シタ
案デハナカト御攻撃ニナツテ居ルガ、支那
・關稅會議ガ如何ニ開カレテモ、一分五厘
ノ増稅ハ三千万元ニシカ付カナイ、之ヲ五
分ニ増シタ所ガ六千萬元、而シテ支那ノ事
情ハ御水知デモアリマセウガ、支那ガ關稅
ヲ増徵シテ、國際信用ヲ高メルガ爲ニ此全
部ヲ出シテ、内外債ノ整理、少クトモ外債
ノ不確實債権ヲ支拂フナドト云フヤウナ國
柄デアルカナイカト云フコトハ、疾ニ御承
知ノ筈デアル、杉君ノ如キハ尙更デアル、
勝田大藏大臣ニク付イテ支那ヲ御歩キニ
ナリ、又此借款ニ付テハ詳シイ事實ヲ知フ
テ居ラレルノデアルカラ、ヨモヤコンナ事
ハ御分リニナラナイコトハナイト思フ（拍
手）而シテ支那ノ關稅會議、今ヤ如何ニ成
行クカモラヌデ居ルガ、餘リ二分五厘ヲ
五分ニシ、或ハ七八分五厘ニスルナラバ、國
債ノ整理ノ方ニハシイシイカモ知レヌガ、日
本ノ對支貿易ノ上ニハ如何ナル影響ガ及ブ
カト云フコトモ考ヘナケレバナラヌ、此ニ
於テカ此關稅會議ナルモノハ決シテ諸君ノ
考ヘル如キ簡単ナモノデナイ、況ヤ簡単デ
ナイバカリデナク、此會議ニ於テ不確實債
ル内外債ノ整理ト云フ事ガ果シティイズナ
出来ルカト云フコトハ考ヘナケレバナラヌ、
サウシテ見レバ此債權ガ取レルノヲ當ニ
ニ、今ヤ將ニ倒レントスル銀行ノ救濟ヲ爲
ト思フノデアリマス（拍手）ソレカラ第三
番目ニハ、此修正案が大正十五年度ダケノ整
理ハ認メル、其後ノ處置ハ認メズニ放任ス
ル——マサカ放任トモ仰シヤルマイガ、其
都度々々ヤルト云フヤウナ御意見デアタ、
サウナレバ銀行ガ不安デアツテ、果シテ十分
ナル特殊銀行ノ機能ヲ發揮シ得ルカ否ヤト
云フコトハ考ヘナレバナラヌノデアル、
而シテ此三銀行ノ興廢如何ハ懸テ他ノ財
政ニ影響ヲ及ボシマスルコトハ、大藏大臣
カラモ詳シク説明サレタ通りデアル、而シ
テ現内閣ガ一般財界ノ見解ヲ爲スト
云フ上カラハ、此端ト見ルベキ所ニシテ居ルト云フ御
借款ニ向テ、十分ナル考ヲ持テ整理シナ
ケレバナラスト云フコトハ、當然過ギル程
ノ當然デアルト思フ、ソレカラ杉君ノ御承
認攻撃ノ中ニ是ハ時期ヲ失シテ居ルト云フ御

話デアリマス、時期ヲ失シテ居ルト云フノ
ハ、根本ヲ考ヘタ上ニ御發議ニラナケレ
バナラヌ、時期ヲ失シテ居ルト言フテ、其理
由トスル所ハ何デアルカ、見當ノ付カナイ
支那ノ關稅會議——百年河清ヲ待ツ如キ議
論ノ上ニ立脚シテ時期尚早ト云フニ至テ
ハ、是モ詰ニラヌ又語ダト私ハ思フノデア
リマス、斯ク論ジテ參リマスルト、最早細
カシイ點ハ抜ニシテ、此借款ニ對シテハ、
若シ政友會ノ諸君ガ、二十三日ノ本會議ニ
於テ小野君が述ベラレタ如ク——セウ云フ
風ニ小野君ハ述ベラレテ居ル「對支借款ニ
關聯致シマシテ、三銀行ガ窮迫狀態ニ陥ル
ノデアリマス」ト論ジテ居ル、シテ見マス
テ居ル、之ヲ救濟シナケレバ、三銀行ハ破綻
ヲ來ス、隨テ財界ノ病根ハ除カレナイカラ、
此來ニ對スル救濟策ヲ講ズルト云フ、此政府
ノ御趣旨ニ對シマシテハ私共ハ異存ガナイト思
フ、而シテ既ニ主義ニ於テ御認ニナッテ居
レバ、私ハ政友會ノ諸君ノ代表御意見トシテ、
限リハ、此原案ノ根本ヲ覆へス如キ修正案
ヲ御出シニナルノハ男ラシカラザルモノノ
デ、此案ニ反對ナサルト云フコトハ頗ル其
意ヲ得ナイコトデアルト私ハ信ズルノデアリマス、
更ニ此根本整理案カ今日之ヲ通過
シナイトシテ、果シテ然ラバ如何ナル方法
ヲ以テ此三銀行ヲ救濟スルカト云フ問題ニ
ナリマスレバ、一年カ二年ハ遲レルカモ知
ラヌガ、何時カシラ此根本解決ノ案ヲ出サ
ナケレバ、ナラヌ運命ニナルコトハ當然デア
リマス、又然ラバ將來ニ於テ如何ナル案ヲ
立テナラバ根本ノ整理カ出來ルカト云フ
御成案ガ無イノヲ以テ見レバ、修正案ナル
モノハ一時ヲ胡麻化ス所ノ案トシカ私ハ見
ラレナイト思フノデアリマス(拍手)況ヤ之
ヲ當ノ責任者トシテ爲サレテ、勝田氏ノ
ニ働イテ居ラレタ所ノ杉君ハ、百モ承知ニ
シ來テ當時ノ謝罪文テモ御讀ミニナルノカ
ト私ハ實ハ考ヘタノデアル、(拍手)然ルニ
ナガラ此壇ニ來テ修正意見ヲ白々シク御讀
ニナルニ至テハ沙汰ノ限りデアルト思フ、
(拍手)私ハ政治的良心アル所ノ杉君ハ此處
ニ來テ當時ノ謝罪文テモ御讀ミニナルノカ
ト私ハ實ハ考ヘタノデアル、(拍手)然ルニ
ナガラ此壇ニ來テ修正意見ヲ白々シク御讀
ニナルニ至テハ沙汰ノ限りデアルト思フ、
(拍手)私ハ政治的良心アル所ノ杉君ハ此處
ニ申セバ要點ヲ盡シテ居ルト私ハ信ジテ

居リマス、斯ク考へテ見マスレバ、此今日ノ場合ニ當テハ支那ガノノ狀態アリ、開稅會議ノ前途測り知ルベカラズトスレバ、而シテ一面ニ於テハ三銀行ハ今日救濟スルニアラズンハ悲境ニ陥ルト云フ場合ニ立至テ居ル以上ハ之ヲ私ハ根本ニ解決スル策ヲ執ル以外ニハ他ニ策ハナイ、而モ此借款ニ關シテハ政友會トシテ今迄ノ因縁浅カラザルコトハ諸君モニモヤ今日御忘ノ筈ナハイト思フ、隨て支那ニ諺ニ鈴ニ借繋グ者ハ鈴ヲ解ク者ト云フガ、諸君ハ此借款ニ失敗シ、而シテ之ヲ今日解決スル場合ニ、希望スルノデアリマス、若シ尙且ツ詳細ナルコトノ當時ノ國策ノ事ヲ申述ヘレバアリマスルガ、私トシテハ諸君ノ反對ヲ助長スルノミト、國交上ノ關係ヲ思ウテ、私ハ當時大藏大臣ガ執タ國策ノ内容ニ向テハ、今日申上ゲナイデ壇ヲ降ルノテアリマスガ、要スルニ此根本整理案ニ向テハドウゾ潔ク御贊成アランコトヲ希望シテ茲ニ壇ヲ降ル次第アリマス(拍手)。

セナ十五年度ニ對照シタルベ事其ニ云々アリマスガ、吾々ニハ豫金部關係ハ預金部ノ狀態ニ於テ窮迫ナル上云フコトガナハ以上ハ、差當テ救濟スルコトハ、是ハ必要ガナカラウ、否救濟デハナイ、償還スルコトハ是ハ必要ガナカラウ、斯ウ云フノガ第一點ニ於テ違フノデアリマス、第二點ハ原案ニ依リマスト云フト、十六年、十八年ヲ俟タズ、實ニ十五年度ニ於テ直ニ買入償還シヤウト云フノデアリマス、此二點ノ異ナリマシタル結果ト、致シマシテ、原案ニ依リマスルト云フト、其豫定スル交付公債額ハ總計一億六千九百六十六万餘圓ノ多キニ相成リ、修正案ニ依リマスト云フト三千二百十四万餘圓ニ止マルニ至ルノデアリマス、サウ致シマスト又非常ニ根本的ノ差違ガアルデハナイカト云フヤウナ御議論モ出ルカモ知レナイ、而モサウデナイト云フコトハ是ヨリ申スノデアリマス、以上異ナリタル三點ヲ前提ト致シマシテ、是ヨリ兩案ヲ比較論評ヲ致シマセマシ、暫ク御清聽ヲ煩ハシタイト思ヒマス（モウ澤山ダ）ト呼フ者アリ、長クアリマセヌ、他ノ機會ニ於テ申述ヘマシタル如ク、從來政府が提出セル保障承諾案ニ對シマシテ、議會ガ協賛ヲ與ヘタル時ノ其代々ノ政府ノ答辯材料ハ、唯一二來ルベ關稅會議ノ成行ヲ待テ之ニ依ル關稅增收ガアルカラ、之ヲ唯一ノ賴ミトシテ協賛ヲ與ヘテ、吳レト云フコトデアッタノデアリマス、シテ帝國議會モ常ニ此唯一ノ賴ミ、關稅會議ナルモノヲ賴ミノ綱トシテ常ニ借換ノ際ニ債務ノ保障承諾ヲ與ヘタノデアリマス、然ルニ大正十一年ノ春、華盛頓ニ於テ所謂九國條約ガ成立ヲ致シマシタガ、團匪賈事件ニ關シ支那ト佛蘭西ノ間ニ金法ノ問題ガ蟠りマシタガ爲ニ、九國條約ノ批准が佛蘭西ニ於テ行ハレナ、隨て關稅會議ハ四箇年モ延ビニ延ビタノデアリマス、而シテ漸ク昨年十月二十六日ヨリ始まり、今日ハ其道程デアルノデアリマス、折角賴ミニ賴んダ程所ノ此關稅會議、而シテ之ニ依テ所謂不始末ト言ハレテ居ル所ノ對支借款ヲ整理セナリマス、此折角成シタ所ノ關稅會議が今日開カレテ居ル時ニ、此成行ヲ非常ニ悲觀

ナレバ十二箇年ノ先、即チ大正二十七年ニ
償還期ノ到来スル、預金部引受ノ分ハ十五
年度ニ直ニ買入償還ヲスルト云フコトニ
ナツテ居ル、然ルニ十六年、十八年ノモノ
ハ今日買入償還ヲスルノニアリマセヌ、其
償還期ニ於テ償還期ノ到来セルトキニ、初
テ償還ノ資金ヲ與ヘルノアリマス、事ニ
實行ハ將來ニ在ルノニアリマス、此點或ハ
諸君ノ中ニ誤解アランコトヲ虞ル、ノア
私ハ茲ニ申上ダルノニアリマス（拍手）併シ
預金部ノ持テ居リマスモノハ、即チ債権
者ガ一手デアリマス、ソレデ今直ニ買入
償還ヲスルコトガ容易デアルト直ニ、云フノ
デミヤセウ、併ナガラ十六年、十八年
ノ分ニ付キマシテモ、實行ノ難易ハアリマ
スルケレドモ、苟モ成ベク國庫ガ早ク肩替
リヲシ、之ニ依テ國庫ノ蒙ルヘキ損失ヲ
少シデモ減ラサウト云フヤウナ趣旨ニ出ル
モノナラバ、此十六年、十八年ノモノモ
同ジク直ニ買入償還ヲ爲スノ方法ガ取レヌ
譯ナハナイノニアリマス（拍手）且ツ預金部
タル興業銀行ノ債権者ト、然ラザルモノト
ノ間ニ差別待遇ヲ爲スト云フコトハ、是ハ
不權衡デナカラウカト云フヤウナ非難モ起
ルデアラウト思フノニアリマス、其次ニハ
頗ル大切ナ點デアリマスルガ、先般二十三
日ニモ此壇上ニ於テ私ハ御聽キニ入レタ
ノデアリマス、再ビ茲ニ繰返スノハ（御免レヌ
蒙リタイ）ト呼フ者アリ大軒ナ場合デアリマ
ス、永遠ノ對策ヲ原案ノ如クニ決定シテ置
置カヌト云フト——今日直ニ決定シテ置カ
ヌト云フト三銀行ハ不安ヲ感ズル、財界亦
然リ、隨テ財界ノ病根ヲ除カレナインデア
ルト云フコトデアリマス、是ハ神田若モサ
ウ云フヤウナ意味ニ於テ仰セニナツタ併
ナガラ今曰三銀行ヲ救濟スルニ議カナラザ
ル所ノ帝國議會ハ、將來關稅會議ニ行進ニ
依ラ、逆モ支那ヨリ回収ヲ得ルヤウ見計
込ハ附キサウモナイト云フキニナリマシ
タナラバ、是ハ何モ十七年、十八年ト云フ
神田君ノ仰セニナツタヤウナ先ノ事ヲ言ハ
ナクトモ宜シイノニアリマス、關稅會議ハ
ヲ救フ爲ニ、承諾ヲ得タル帝國議會ガ、
關稅會議ノ終結スル曉ニ於テ、根本ノ對策
ヲ講ズルコトニ決シテ客カデナイト云フコ
トハ、是ハ當然ノコトデアリマス、（拍手）

併シ先ノ事ハ當ニナラヌゾト云フコトニアリマスルナラバ、是ハ帝國議會ヲ信任セザル不信任ノ聲デアルト言ハナケレバナラヌ（ヒヤー）「拍手」雷口帝國議會ノミデハアリマセヌ、如何ナル政府ト雖モ、此三銀行ヲ見殺シニスルト云フヤウナ態度ヲ取ルコトハ斷ジテナイ、故ニ原案ト修正案トノ間ニハ根本的ナル差違ガナイト云フノデアリマス、今關稅會議ノ結果迄待テハドウカ、折角之ヲ沿革の二考ヘ、從來政府ト云會モ之ヲ唯一ノ賴ミトシテ居タストスレバ、而シテ之ニ依テ受クル所ノ金額ハ或ハ少ニシテモ、ソレダケ這入ルナラバ、將來ニ於ケル交付公債額ヲソレダケ減少セテルベキ理由デアルノアリマス、若シ帝國議會ノ行動ハ將來當ニナラズト云フナラバ、今日ニ於テ原案ノ如クニ、十六年ニハスウスル、十八年ニハスウスルト云フ約束ヲシテ置キマシテモ、其時ノ議會ハ自由ニテ變更スルコトが出來ルノデアリマス、決シテ十六年、十八年ノ問題ヲ今日直ニ實行シヤウト云フ案デハナイ、ソレデアリヤヤ「拍手」又はハ神田君も委員會ニ於テ御述ニナッテ居ル事ヲ速記錄ニ於テ拜見シマシタル如クニナラヌトモ限ラヌ、サウ心配スルト殆ド際限ハナイ、恰モ神經病患者ノ禁語ト云アコトニナルノデアリマス、（ヒヤヒヤ）拍手）又はハ神田君も委員會ニ於テ御述ニナッテ居ル事ヲ速記錄ニ於テ拜見シマシタル、即チ國庫ガ原案ノ如クニ永遠ニ及ル所ノ對策ヲ今日決行スルト云フト、支那政府ハ最旱三銀行ノ窮境ハ救ハレタリト安心ヲ致シマシテ、債務履行ノ上ニモ或ハ誠意ヲ薄クスルコトナキカ（ノウ）或ハ又關稅會議ニ進行ニモ障害ヲ來スコトナキカ（是ハ神田君、貴方ト私全ク同感デアリマス、其貴方ノ御心配ハ今日此際モ猶ホ保持シテ居ラレタルコト、思フノデアリマス、是ハ事頗ル杞人ノ憂ニ似タルガ如シト雖モ、苟モ經濟ノ實際ニ通曉スル者ハ、決シテ看過スルコトハ出來ナリト云フコトハ、神田君ノ裏書サレタル通りデアリマス、尙ほ最後ニマス、一言致シタインハ先程委員長報告テハ業銀行ニ於テハ、公債其モノヲ預金部へ返スコトヲ以テ、業銀行ノ債券ノ償還ト云フコトニ振替ヘルコトガ出來ルデアラウ、

秘第一〇〇號拜啓陳者前刻煩慮處候別紙
書面大臣ニ供覽願候處御快諾ノ上御花押
頂キ申候就アヘ御打合ノ通御手許ニ差出
候間御保管奉願上候右當用申上候敬具
大正七年九月二十八日

株式會社日本興業銀行總裁 土方 久徵

ハ三銀行ノ監督力ガ、此對支借款ヲ國家ニ於テ整理スルニアラザレバ、破産ノ状態ニ立至ルカドウカ、果シテ破産ノ状態ニ立至タ場合ニ於テ、一般財界ニ及ボス所ノ影響ハ之ヲ豫測スルコトガ出來ルノデアリマスガ、銀行自體ガ左様ナ状態ニ立至テ居ルヤ否ヤト云フコトニ付テ、吾々ハ委員會ニ於キマシテ詳細ニ之ヲ調査研究致シタノデアリマスガ、借款ニ對シテハ元金ハ勿論アリマスカ、借款ニ對シテハ元金ハ勿論ノデアリマシテモ一文銀行ハ受取ツテ居ラヌノデアリマスガ、先づ朝鮮銀行ニ就チ見スルト、朝鮮銀行ハ昨年拂込五千万圓ノ中二千五百萬圓ノ減資ヲ決行シ、尙ホ積立金一千五百萬圓ヲ切捨テ、整理資金ニ充テナムト、アリマスカラ、殆ド資金全部ヲ喰ラシムト同額トナリ、破綻ヲ免レヌノデアリマスマウコトニナル、又興業銀行、比較的成績ガ宜シト稱セラレテ、店ル日本興業銀行ノ万圓トナリ、拂込資本金ハ三千九百万圓アリマスカラ、殆ド資金全部ヲ喰ラシムトナリ、五千萬圓ノ資本金ニ殆ド匹敵スルト云フ状態ニナルノデアリマシテ、何レモ資本金ヲ殆ド超過シテ、政府特別ノ保護ノ下ニ在ル三銀行ガ破産ノ状態ニ立至ルト云フノデアリマス、是ハ只今數字ノ示シマス如ク、明カナ事實トシテ豫想スルコトガ出来ルノデアリマス、先刻此問題ニ付テ猪野毛君デアリマシタカ、大分誤解ガアルヤウテアリマスガ、是ハ大正七年第一回議會ニ於テ對支借款ノ資源タル興業債券ノ一億圓ニ對シテハ、議會ハ元利支拂保證ノ協賛ヲ與ヘテ居ルノデアリマシテ、結果は八銀行ガ支拂フ能力ガ無イ場合ニ立至ルノデアリマスガ、代テ拂ハナケレバ、ナラメ義務ヲ有シテ居ルノデアリマス、要點ハ銀行ガ破産シテ後ニ於テ政府ガ代テ此債券ヲ辨償スルカドウカト云フ問題ニ立至ルノデアリマスガ、只今申述ベタ如ク此状態ニ推移スルラバ、三銀行ハ一二二年マデニ、相次イデ倒産スル結果トナルノデアルガ、三銀行ノ特殊使命ヨリ見ルモ是ハ到底看過スルコトガ出来ナイノデアリマス、政友會ノ修正ノ御意見

尙ホ關稅會議ノ結果ヲ見テ徐ロニ救濟策ヲ
結局是ハ今年一箇年ダケノ救濟策ヲ講ジ
テ、其後ノ事ハ未定ノ儘トシテ放任スル、
前段申述ベタ如ク、銀行ハ今將ニ破産ニ瀕
セントスル狀態デアル、是ガ破綻ノ曉ニハ
一般財界ニ大ナル影響ヲ及ボスノデアリ、
樹テル、即チ根本ノ救濟策ト云フモノハ之
ヲ树ヒ日ニ讓ルト云フ御意見デアリマスガ、
前段申述ベタ如ク、銀行ハ今將ニ破産ニ瀕
セントスル狀態デアル、是ガ破綻ノ曉ニハ
世界ノ實情ヨリ考察シテ、ドウシテモ出來ヌ
スカラ、瀕死ノ病者ニ對シ一時ノ救濟張リ
コトデアラウト思フノデアリマス、又支那
ヲシテ、重大十使命ヲ帶ビテ居ル特殊銀行
閣稅特別會議ノ結果ト雖モ、今日大抵想像
ヲ不安ノ狀態ニ放任スルコトハ、帝國經濟
界ノ實情ヨリ考察シテ、ドウシテモ出來ヌ
スカラ、瀕死ノ病者ニ對シ一時ノ救濟張リ
コトデアラウト思フノデアリマス、又支那
ヲシテ、重大十使命ヲ帶ビテ居ル特殊銀行
閣稅特別會議ニ於テ此問題ガ首尾好ク
解決スルコトヲ希望シテ已マヌノデアリマ
スルガ、今回ノ整理法律案ト云フモノハ、
政府對三銀行ノミノ關係ノ問題デアリマシ
テ、支那ニ對シテハ依然トシテ三銀行ガ債
權者デアルノデアリマス、此點ヲ混同サレ
行對支那關係ト云フモノハ、今回ノ整理案
トハ自ラ別問題ト相成シテ居ルノデアリマ
ス、私ハ最後ニ政府ニ對シテ一言注意ヲ致
シテ置キタイト思フノデアリマスルガ、興
業銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行共ニ從來ノ營
業狀態ニ付テハ甚ダ國民ノ期待ニ副ハザル
點ガ多々アルト思フノデアリマス、例ヘバ
朝鮮銀行ノ狀態ニ付テ見マシテモ、大正十
四年ノ六月末現在ノ貸出狀態ヲ見ルニ、
二億六千餘萬圓ノ中ニ、内地ニ於ケル貸出
ガ九千六百万圓デアラ、朝鮮ニ於ケル貸出
五千五百万圓、滿洲一億七百万圓、海外ガ
八百八十三萬圓デアル、即チ朝鮮銀行ノ使
命ト云フモノハ、主トシテ朝鮮ニ活躍シ、
尙ホ滿蒙ノ方面ニ活動スルト云フコト
ガ本來ノ使命デアルト思フテ居ルノデアリ
マスガ、内地ニ於ケル所ノ貸出ガ、朝鮮ノ
五千五百萬圓ニ對シ九千六百万圓ト云フヤ
ウナ數字ヲ示シテ居ルト云フコトハ、是ハ
實ニ銀行自體ガ本來ノ使命ニ悖ツタル所ノ
遺方デアルト思フノデアリマス、臺灣銀行

ノ状態ニ付テ見マシテモ、臺灣銀行ノ貸出約五億ノ中ニ、臺灣ノ島内ニ於テハ一億七千九百万圓デアリマスガ、内地ニ於ケル貸出ハ實ニ二億七千九百万圓、又海外ニ於ケル貸出ガ三千万圓デアッテ、斯ノ如ク本末

顛倒致シテ居ルト云フコトハ、實ニ營業ノ無定見無方針ヲ示シテ居ルノデアリマス、

是ハ現内閣ノ責任デハアリマスマイ、歷代

ノ政府カ監督宜シキヲ得ナカニタ結果ト思

フノデアリマス(拍手)ドウソ此特殊銀行ノ監督ノ重責ニ在ル所ノ政府當局ハ、三銀行

本來ノ使命ヲ遂行セシムル上ニ、一段ノ嚴

重ナル監督ト注意ヲ加ヘラレントコトヲ切望

致ス者デアリマス、尙ホ臺灣銀行、朝鮮銀

行共ニ、政府ヨリハ莫大ナル恩恵ヲ受ケテ

居ルノデアリマス、サウシテ尙ホ此整理案

ノ成立致シマシタル結果トシテ國家ハ莫大

ナル犠牲ヲ、年々負擔シナケレバナラヌ

デアルガ、此他ニ臺灣銀行ニ對シテハ指定

預金ノ形式ニ於テ五千万圓、朝鮮銀行ニ對

シテモ同額五千萬圓ヲ融通シテアルノデア

リマシテ、合計一億万圓、而シテ其利子ト云

リモハ年一分ナル、普通ノ貸出ヲ六分

ト致シマスレバ、朝鮮銀行、臺灣銀行ニ對

スル所ノ救濟資金トシテ、國庫ハ正ニ年額

四百万圓ノ犠牲ヲ拂テ居ルノデアリマス、

今日地方農村等ハ、其資金ノ融通ニ困フテ居

ルノデアリマスルガ、此一億圓ト云フ金ヲ

假ニ地方ノ資金ニ廻セバ農村ノ振興、地方

ノ振興、ニ重大ナル好影響ヲ及ボスノデア

スノ如ク國家ノ大ナル恩恵ヲ受ケテ居ル

所ノ銀行ニ對シマシテハ、政府ハ對支借款

肩代リノ機會ニ於テ十分ニ整理ノ實ヲ舉

ゲ、内容ノ充實ヲ圖リ、重役ヲ難縫シ、以

テ特殊銀行本來ノ使命ニ向テ活躍セシメ

ラレンコトヲ切ニ希望スルノデアリマス、

トヲ望ミマス

(「賛成」賛成ト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ討論ハ終結致

シマシタ、採決ヲ致シマス、先づ杉宜陳君外三名提出ノ修正正案ニ付テ採決ヲ致シマス、此修正ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(賛成者起立)

○副議長(小泉又次郎君) 起立少數、仍テ

修正案ハ否決セラレマシタ、是ヨリ委員長

ノ報告ニ付テ採決ヲ致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 委員長ノ報告ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(賛成者起立)

○副議長(小泉又次郎君) 起立多數デアリ

マス(拍手)仍テ委員長ノ報告通り決シマシタ、是ニテ第一讀會ハ終了致シマシタ

○副議長(小泉又次郎君) 第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通リ可決セラレンコトヲ望ミマス

(「違フ」違フト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ニ一寸御尋致シマスカ、直ニ第三讀會ヲ開クノ動議ニデハアリマセヌカ

○作間君耕逸君ア、サウデシタ——直ニ本案ノ作間耕逸君ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ニ一寸御尋致シマスカ、直ニ第三讀會ヲ開クノ動議ニデハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ニ一寸御尋致シマスカ、直ニ第三讀會ヲ開クノ動議ニデハアリマセヌカ

○作間君耕逸君ア、サウデシタ——直ニ本案ノ作間耕逸君ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ニ一寸御尋致シマスカ、直ニ第三讀會ヲ開クノ動議ニデハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

一造幣局工場其ノ他改築費ニ關スル法律案(政府提出) 右八本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十五年二月二十五日 造幣局工場其ノ他改築費ニ關スル法律案(政府提出) 二關スル法律案(委員長報告) 山宮 藤吉

衆議院議長稻谷義三殿

報告書 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二讀會(確定議)

二關スル法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二讀會(確定議)

造幣局工場其ノ他改築費ニ關スル法律案(第二讀會(確定議))

京都高等工藝學校移轉改築費ニ關スル法律案(第二讀會(確定議))

造幣局工場其ノ他改築費ニ關スル法律案(第二讀會(確定議))

京都高等工藝學校移轉改築費ニ關スル法律案(第二讀會(確定議))

造幣局工場其ノ他改築費ニ關スル法律案(第二讀會(確定議))

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作間耕逸君 本案ヲ括シテ直ニ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通告リ可決セラレンコトヲ望ミマス

(「贊成」贊成ト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認メマス、別ニ御發議ガナヤウデアリマスカラ、直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開キマス

(「贊成」贊成ト呼フ者アリ)

○副議長(小泉又次郎君) 別ニ御發議ガナヤウデアリマスカラ、第三讀會ヲ省略シテ兩案トモ委員長報告互通リ可決確定致シマシタ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

本月二十二日衆議院議事速記録第十九號四九八頁二段十七行砂田重政君演説ノ参照
〔參照〕

(一) 営業収益稅負擔増加ニ關タル調査

六大都市法人營業稅額及營業収益稅額比較表

都 市 别	調査法人數	現行營業稅額	新法ニ依ル營業収益稅額	增 稅 額	增 稅 費 合
東京	四〇〇	五、四九一、五〇〇 円	八、大二八、大二八 円	三、一七七、一六八 円	一、一七七、一七〇 円
大阪	一九〇	二、二四一、四〇〇	三、大九五、八五五	一、四五三、四四五	一、四四九、九〇〇
神戸	一八二	四、六三四、七	七〇〇、四一七	五、七〇〇	一、四四八、九〇〇
横濱	一九〇	四、七八、四八四	五、九六、九〇九	一、一八、四〇四	一、一七、二七九
名古屋	二〇	八、四二五、九	一〇六、五〇七	三、三〇四	一、一〇、六〇〇
京都	六六	五五、五四三	九、六六、七四九	四一、三一九	一、一一、一九四
計	八二七	九、三一五、五〇〇	五、三七九、六〇四	平均五割七分七厘	一、五二〇

六大都市營業稅額及營業収益稅額增減比較表

都 市 別	調査法人數	法人數	增 稅 額	法人數	減 稅 額	法人數	減 稅 額	差 引 増 稅 額
東京	四〇〇	二四〇	三、四二九、六四六	一六〇	二、一七〇、一〇六	一九二、四七八	三、一三七、一六八	一、一九三、五一五
大阪	一〇九	五三	二、七〇、一〇六	五六	八、一大、六一	一、四五三、四四五	一、四五三、三七八	一、九三、五一五
神戸	五〇	三八	二、六一、五八一	一二	二、五、五一	二、三七〇〇	一、二八、四二四	一、二八、四二四
横濱	一八一	五六	二、一、三八〇	一二六	九、一九五五	一、一八、四二四	一、一八、四二四	一、一八、四二四
名古屋	三〇	九	二七、八九二	一一	五、六四四	二、二二、三四八	二、二二、三四八	二、二二、三四八
京都	六六	四一	四、五七、六九五	二五	四六、三七六	四一、三一九	四一、三一九	四一、三一九
計	八二七	四三七	大、六五九、三〇〇	三九〇	一、一七九、六九六	五、三七九、六〇四	一、一七九、六九六	一、一七九、六九六

一、 大正十三年度營業稅額
此ノ内法人ノ營業稅額 三三、〇〇〇、〇〇〇 円
法人營業稅額二增稅平均割合五割ヲ乘スレハ
合ヲ「五割ト推定ス」

二、 大正十三年度營業稅額
法人營業稅額カ現行營業稅額ニ比シ增稅トナル額ノ推算
此ノ内法人ノ營業稅額 三三、〇〇〇、〇〇〇 円
法人營業稅額二增稅平均割合五割ヲ乘スレハ
合ヲ「五割ト推定ス」

(二) 現行營業稅額及營業収益稅額增減比較參考資料

一本表ハ大正十三年度末ニ於ケル拂込資本金及諸積立金並ニ同年度ニ於ケル結余金ヲ調査シ之ニ

對スル現行營業稅額(本稅)ト營業収益稅額(本稅)トノ增減比較ヲ調査シタルモノナリ
一表中△印ハ減

(備考)

業 別	法 人 數	現 行 営 業 稅 額	營 業 収 益 稅 額	差 引 增 減 増 減 稽 合
物 品 販 売 業	一二一	一七三、〇二七 円	三九、五五〇 円	〇・三二九 厘
物 品 販 売 及 製 造 業	一二四	一一〇、九八六	二二二、五八七	一、六六八
銀 行 保 险 金 錢 貸 付 業	二七	二、二五五、八〇七	二、九八五、一九三	一、五七六 △
計	五〇	三三〇、九二四	七三九、三八六	〇・八三九

衆議院議事速記録第二十號中正誤

合	信 通 信 訪	業 務	運 送	倉 庫	鐵 道	請 願	業 務	印 刷	製 造	銀 行	保 险	其 他	金 貨	業 務	品 販	業 務	合	金 貨
五二九	同	同	同	同	同	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正
一二一	四	四	一	八	一	八	一	八	一	八	一	八	一	八	一	八	一	八
隣邦	步	步	步	研究	人文科學研究所	支那政府ニ 於テモ又日 支那	主權	會議	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正
燧礦	步	步	步	八百五百町	八五五百町	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				三九、五五〇	三九、五五〇	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
				一、一五七	一、一五													